

ECOM Journal 2006

*B to B,
B to C, C to C,
G to B, G to C*

**Electronic
Commerce**

平成17年度

■ 寄 稿

■ ECOM活動報告

電子タグ／トレーサビリティ特別部会
EC安全・安心グループ
IT活用グループ
技術基盤整備グループ
国際連携グループ
普及・広報グループ

次世代電子商取引推進協議会

ECOM Journal 2006 -Contents-

□寄稿

- ごあいさつ 次世代電子商取引推進協議会 会長（花王株式会社 取締役会会長） 後藤 卓也 …… 1
- 新たなIT戦略の推進と次世代電子商取引推進協議会への期待
経済産業省 商務情報政策局長 豊田 正和 …… 3

□活動報告

- 平成17年度ECOM活動報告 …… 5
- 次世代電子商取引推進協議会 ー平成17（2005）年度活動報告ー
企画部会
- 電子タグ／トレーサビリティ特別部会 …… 8
- 電子タグ／トレーサビリティ推進WG
- 平成17年度経済産業省電子タグ実証実験連絡会議・平成16年度電子タグ実証実験ワークショップ
- 普及促進・社会受容性検討推進WG
- 国際間電子タグ利活用推進WG
- 国際トレーサビリティ共同研究
- EC安全・安心グループ …… 24
- インターネット関連ADR実証実験
- 個人情報保護WG
- セキュリティWG／電子署名認証SWG
- セキュリティWG／長期署名保存フォーマット普及SWG
- セキュリティWG／情報セキュリティ懇話会
- IT利活用グループ …… 38
- IT利活用WG
- 電子政府・ビジネス連携WG
- 技術基盤整備グループ …… 46
- 情報共有技術推進WG
- ebXMLによる次世代EDI促進WG
- 実用的なB2B-ECフレームワークの研究・普及推進WG
- 国際連携グループ …… 54
- 普及・広報グループ …… 60

□巻末資料

- アクションカレンダー
- 会員名簿
- 関係者名簿



ごあいさつ

次世代電子商取引推進協議会（ECOM）会長
（花王株式会社 取締役会会長）
後藤 卓也

20 年以上前になるでしょうか。OA（オフィスオートメーション）という言葉が一世を風靡しました。各企業とも「OA 化推進」と称して、効率化を競い合っていたと記憶しております。当時は、非常に高価だった大型コンピュータの処理には載せられない、まさにオフィスにおける紙ベースの業務が随分と残っていました。それを、ワープロやパソコンに情報として入力することが、OA 化の第一歩だったように思います。これは見方を変えると、人間が如何に正確に、如何に多くの情報をコンピュータに打ち込めるかによって、その成否が決まっていたということでしょう。

こうしたことがきっかけとなり、業務を管理する上で帳簿から必要データを抜き出し、他部門・他社に伝えるための伝票の類が、徐々にコンピュータの中で扱われるようになっていきました。そして、大型コンピュータからパソコンまでネットワーク化されることで、人間の作業を伴う、人間による入力は随分減ってきたように思います。

それが今、電子タグという技術により、さらに劇的に変わろうとしているのではないかと、思います。直接的には、未だに現場に残っている人間による確認作業と入力作業が大幅に減っていくことであり、間接的にはその減少により生まれる様々な新しい価値が我々のビジネスと生活に大きな影響を及ぼすということです。

しかし、歴史上の大きなイノベーションの変遷を見ても、世代交代は技術的な側面だけで起きるわけではありません。今から考えれば、「風まかせ」の帆船など、蒸気船の登場であつという間に存在感を失ったであろうと思われますが、実際は 100 年以上の期間を要したと言います。つまり、新しい技術が登場しても、それを取り巻く社会的な要因において変化が起きない限り、なかなか本格的な普及につながらないということではないでしょうか。商取引の世界は、言うまでもなく相手があつてはじめて成り立つものですが、電子商取引の世界では、それらが企業・業界の壁、国境といった様々なボーダーを越えて行なわれます。その分、考慮しなくてはならない社会的要因も増えるでしょう。

経済産業省のご支援を得て、2005 年 4 月に設立された次世代電子商取引推進協議会は、電子タグを中心とする新しい技術の利活用を図ることで、更なる電子商取引の推進を目指しております。こうした技術を実際の現場に導入し実用化することで、実際に変化を起こしていく組織です。本機関誌を通じて、より多くの方に当協議会の活動をご理解頂き、ご賛同頂ける企業の方々に新たに会員としてご参加頂ければ幸いです。

新たな IT 戦略の推進と 次世代電子商取引推進協議会への期待

経済産業省 商務情報政策局長
豊田 正和

次世代電子商取引推進協議会の多くの会員企業、研究員及び事務局の皆様におかれましては、平素から情報政策の推進に多大なご支援、ご協力をいただきまして心より感謝申し上げます。

我が国経済は、企業部門と家計部門がともに改善している中、IT 業界においては、絶え間ない技術革新と激しい国際競争が続いており、サービス産業においては、我が国の経済のサービス化・ソフト化が進展する中で、その重要性が益々増大しております。

商務情報政策局といたしましては、情報産業及びサービス産業の活力の維持及び強化に取り組むとともに、IT 技術の戦略的活用や新サービスの創造を通してより豊かな国民生活を実現してまいります。

これまで「e-Japan 戦略」の下で、IT インフラの整備・普及、電子商取引の飛躍的拡大など、我が国の IT 化は大いに進展してきました。その一方で、少子高齢化などの社会的課題に対し、さらなる IT 化を進めて課題解決力を強化することが必要です。

そこで、IT 戦略本部において、IT による日本の改革の完成を目指して、新たな IT 戦略を平成 18 年 1 月に策定いたしました。この目標実現に向け、「IT の戦略的活用の促進による産業競争力の強化」、「戦略的な技術開発を推進」、「利用者・生活者の視点に立った IT 社会の安心・安全な基盤の整備」の三つの柱を軸に、新たな施策に取り組んでまいります。

特に、産業の競争力に目を向けると、我が国は、電子商取引の市場規模及び電子タグ等の利活用において世界最先端のレベルに立っています。こうした優位性を核とした IT 産業と、業務の効率化に留まらず新しい付加価値を創造することが可能な IT 利用産業による好循環構造を構築し、IT 経営の確立などを通じて、従来のキャッチアップ型ではなく世界を先導する産業の国際競争力を維持・強化し、我が国の産業構造の改革を進めることが重要になります。

当省としても、商務情報政策局のみならず、商務流通グループや製造産業局、中小企業庁などとも協力しながら、全省をあげて電子商取引を始めとする IT 戦略の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

次世代電子商取引推進協議会で取り組まれている電子タグ利活用促進や電子商取引推進の環境整備等に向けた取り組みは、国際的にも調和した電子商取引環境の整備促進、また世界に先駆けたビジネスモデルの確立を見据えられたものと認識しております。こうした活動の成果は、我が国産業界全体の IT 利活用の高度化、ひいては競争力・課題解決力の向上を実現するものであり、皆様方のご支援、ご協力が不可欠であります。

引き続き IT 化の新しいステージにおける次世代電子商取引の推進の中核的存在として、関係団体とも有機的に連携しつつ、IT を活用した強い我が国の実現に向け、今後のご活動に多大なる期待を寄せております。

ECOM活動報告

電子タグ／トレーサビリティ特別部会

EC 安全・安心グループ

IT 利活用グループ

技術基盤整備グループ

国際連携グループ

普及・広報グループ

次世代電子商取引推進協議会

—平成 17 (2005) 年度活動報告—

Overview

設立趣意と活動

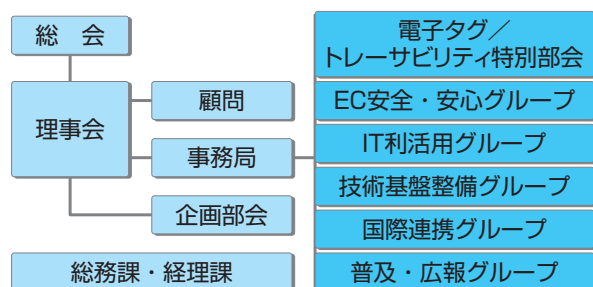
ECOM は、経済産業省（当時、通商産業省）の指導の下、平成 8 年に電子商取引実証推進協議会として発足し、平成 12 年の電子商取引推進協議会への組織変更（企業間電子商取引推進機構と合体）を経て、一貫して、国内における電子商取引（EC）の健全な発展の推進をミッションとし、一般消費者や企業間取引の別を問わず安心して EC が実現できるためのルール作り、消費者保護やセキュリティ対策、電子政府の利活用等に関する幅広い調査・研究・提言活動やユーザーニーズに基づいた国際標準化活動などを行ってきた。

IT 化の第 2 ステージのコアテクノロジーと位置付けられる電子タグの開発・普及に対応して、従来の活動内容を継承するとともに、電子タグ等の新技術に対応した新たなフェーズの EC の確立に貢献することを目的に、平成 17 年 4 月に次世代電子商取引推進協議会を再組織し、新たな活動を開始した。

表 1 活動目的（設立趣意書より）

世界に先駆けて IT 利活用を新しい段階に発展させること

- 電子タグ等の新技術による高付加価値の創造と普及
- 高い信頼性とセキュリティによる安全・安心な EC 環境の整備
- ボーダーレス化に対応した国際的な電子商取引の確立



事務局：（財）日本情報処理開発協会 電子商取引推進センター

図 1 ECOM の活動体制

活動体制

平成 17 年度の活動体制（図 1）は、次世代の EC を進化させようとする、電子タグ／トレーサビリティ利活用分野、安全・安心な EC 分野、IT 利活用分野（EC 市場規模調査、電子政府）での活動グループ、次世代 EDI の技術整備と、横断的な活動として、国際連携グループ、ECOM 活動の普及広報の活動グループ、これらの活動を支える総務・経理部門から構成され、ECOM の事務局を（財）日本情報処理開発協会 電子商取引推進センター（JIPDEC / ECPC）が務めている。ECOM 活動は会員企業 177 社（理事会員：24、正会員 A：54、正会員 B：97、特別会員：2、2006 年 3 月現在、巻末資料参照）を中心に実施した。中核となる活動は、それぞれの分野でテーマ毎に十数名から数十名のメンバー（ECOM 会員メンバー）で構成されるワーキンググループ（WG）を組織し、各テーマに対する課題検討、自由討論や、政府、業界団体、利用者（企業、消費者）との意見交換などの WG 活動（図 2）を行った。以下では、企画部会の活動と各 WG の成果概要について報告する。

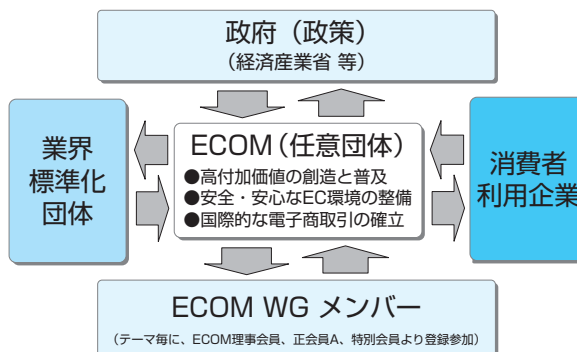


図 2 ECOM WG 活動

企画部会

Planning Committee

企画部会は、日々の活動を行う上での意思決定機関であり、理事会員メンバーで構成され、活動の方向性の検討、事業計画の承認、活動メンバーの募集などを行い、ECOM 活動の運営を支援している。第1回の企画部会にて、部長、副部会長の選任後、7回の企画部会を開催（表1：開催経過）するとともに、同部会のもと電子タグ普及に関する勉強会を実施した。企画部会の活動結果を以下にまとめる。

活動の方向性の検討

企画部会は、事業計画立案・承認、活動メンバー募集、企画部会勉強会、普及広報活動報告などを通して、活動の方向性を検討した。特に、本年度は理事会員の株式会社小松製作所のご協力を得て、同社の粟津工場にて第4回企画部会を開催した。部会終了後に同工場の見学会を実施、生産改革に対する電子タグの活用方法に関して意見交換を行った。

平成17年度事業計画の立案と承認

第1回企画部会において、事務局提案の平成17年度事業計画、電子タグに関する関係機関との協力推進体制、詳細な事業計画として各WGの活動計画を審議した。第2回企画部会にて、事務局提案の事業計画を承認するとともに、会員からの活動提案を募集した。第3回企画部会では、会員による2つの新規活動テーマの提案を受け、「平成17年度事業計画（修正案）」について審議した。

活動メンバーの募集

第2回企画部会での事業計画（活動詳細を含む）の承認を受けて6月16日から6月27日にかけて、理事会員、正会員Aに対するメンバー募集の承認を経て、WGメンバー募集を行った。第3回企画部会での募集状況報告を踏まえ、約300名のWGメンバーの登録を得て、6月には具体的な活動がスタートした。

平成17年度事業（成果）報告と 平成18年度事業計画の立案

第4回企画部会にて上半期の事業報告、第6回企画部会にて平成17年度の事業報告（成果報告）を行った。また、会員メンバーからの活動提案を募集しながら、第6回、第7回企画部会において、平成18年度事業計画を検討し、会員からの提案も反映する形で平成18年度事業計画を立案した。

表1 〈企画部会〉開催経過

回次	議事	開催日時
第1回	平成17年4月26日（火） ・ ECOM 所長挨拶 ・ 部長・副部会長の選任 ・ 新規会員入会申請状況（平成17年3月24日以降）報告 ・ 平成17年度事業計画および合同委員会についての報告 ・ 平成17年度各WG等の事業計画（詳細）報告 ・ 「ECOM フォーラム2005」実施計画報告	
第2回	平成17年5月13日（金） ・ 平成17年度事業計画について ・ WGの募集と新規活動テーマの募集について ・ 「理事会・企画部会等」今後の日程について ・ 「ECOM フォーラム2005」案内	
第3回	平成17年6月23日（木） ・ 報告：平成17年度 ECOM-WG 募集状況 ・ 平成17年度事業計画（修正案）について ・ 平成17年度収支予算（修正案）について ・ 平成17年度第1回理事会開催について ・ ECOM フォーラム2005 実施報告	
第4回	平成17年11月30日（水） 小松製作所 粟津工場内会議室（石川県小松市） ・ 平成17年度上半期事業報告 - 全体報告 - 電子タグ／トレーサビリティ特別部会 - セキュリティ懇話会 - 企画部会勉強会 ・ 普及広報活動報告 小松製作所 粟津工場見学	
第5回	平成18年1月23日（月） ・ 平成18年度事業実施内容について - ECOM 事務局提案の活動グループ、活動計画	
第6回	平成18年2月23日（木） ・ 平成18年度事業実施内容について - 平成18年度事業計画 活動グループ（案） - 平成18年度事業計画（案） - 平成18年度事業計画（会員提案） - 平成17年度事業成果概要（予定）	
第7回	平成18年3月6日（月） ・ 平成18年度事業計画（案）について ・ 平成18年度収支予算（案）について ・ 平成17年度収支決算（見込み）報告 ・ 平成17年度月例セミナー報告	

電子タグ／トレーサビリティ特別部会

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 東野正明

Special Committee

活動概要

電子タグ／トレーサビリティ特別部会は、電子タグの利活用によるシームレスな情報共有を実現することを目的として活動を行った。具体的には、国際的な標準化動向を踏まえ、①業際および国際の企業間で取り交わされる商品情報等の共通理解に向けて情報の表現統一等に係る基盤技術の確立、②電子タグの導入ならびに運用するうえで業界横断的な共通課題および電子タグの社会受容性向上のための社会的課題の解決に向けた環境整備、③これにより、電子タグの導入・実用を加速化し、サプライチェーン全体の最適化を通じた我が国企業におけるエネルギー使用の合理化を促進を目的とした。

上記目的に向け、サプライチェーン全体の最適化を実現する電子タグの利活用モデルおよび当該利活用モデルで必要となる情報項目の検討

のため、製品ライフサイクルに係る事業者において扱う商品情報等、商品情報等を活用する業務、システム環境等の現状調査を行った。そして電子タグの導入ならびに運用に向けた共通課題および導入効果を把握するため、企業間における情報共有の実態調査を実施した。また電子タグの導入ならびに運用に向けた共通課題、および導入効果の把握のため、電子タグを導入ならびに運用している事業者に対するヒアリング調査と欧米における海外先進事例調査を実施した。

これら実態調査をベースに、製品ライフサイクルに係わる電子タグの利活用モデル、および実現に向けた共通課題の解決のため、経済産業省の「平成 17 年度経済産業省電子タグ実証実験連絡会議」を始め、電子タグ利活用の先進的な取り組みに関する学識経験者、業界団体、事業者等からなる「電子タグ／トレーサビリティ

電子タグ／トレーサビリティ特別部会

電子タグ／トレーサビリティ推進WG

- 製品ライフサイクルにおける電子タグ利活用の課題抽出と解決策の検討
- H16年度経済産業省実証実験結果の横断的分析
- 国際標準化が必要な規格のISO/IEC国内委員会への提案

普及促進・社会受容性検討推進WG

- プライバシー保護の調査研究
- 消費者への正しい理解・認識の普及

平成16年度 電子タグ実証実験 ワークショップ

- 昨年度の成果、課題のディスカッション

- 業界横断的な電子タグ利活用の促進
- 業種間相互接続性／運用性の確保
- 電子タグ技術の普及促進
- 国際標準 (ISO/IEC) の準拠と国際標準化への提案

平成17年度 経済産業省 電子タグ 実証実験 連絡会議

- 実験の円滑な遂行
- 共通課題の抽出
- 課題解決策の検討

国際間電子タグ利活用推進WG

- 電子タグ格納項目とEC/EDI情報項目の辞書検討
- 国際標準化 (ISO/IEC) 国内審議等の支援

国際トレーサビリティ共同研究

- 日アセアン貿易円滑化への電子タグ活用可能性
- 調査 ●検討

図1 事業目的に対するWGアクティビティ

推進ワーキンググループ（WG）」、「国際間電子タグ利活用推進 WG」、「普及促進・社会受容性検討推進 WG」を組織し、以下の検討を行った。

また、収集したノウハウを ECOM 会員に紹介する「平成 16 年度電子タグ実証実験ワークショップ」と、アセアン各国における電子タグ活用の可能性を調査する国際トレーサビリティ共同研究を実施した。

活動成果

(1) 電子タグ／トレーサビリティ推進 WG

企業間にわたる電子タグの利活用に向けた共通課題等の把握のため、平成 16 年度電子タグ実証実験に参画した事業者等からなる「電子タグ実証実験結果分析タスクフォース（TF）」を組織し、平成 16 年度の 7 業界における実証実験結果について業界横断的に調査分析を行った。また本年度の各種調査結果に基づき、電子タグを利活用した製品ライフサイクル管理の全体最適化を検討する「製品ライフサイクル TF」を組織し、企業間での情報共有による業務プロセスの改善と成し得る経営改革の明確化、そして製品ライフサイクル全体最適化を実現するために必要な導入ならびに運用に向けた各種要件、共通課題およびその対処方法について検討を行った。

(2) 国際間電子タグ利活用推進 WG

今後利用の拡大が予想されるメモリ容量の大きな高付加価値型電子タグの利活用に向けて、個体識別に用いる領域以外（ユーザ領域）に格納される情報項目について、ANSI MH10.8.2（データ識別子および応用識別子規格）、ISO/IEC15434（高容量 AIDC メディアのためのシンタックス）、ISO/IEC7372（貿易情報項目）等の電子タグならびにその他の高容量 AIDC メディアおよび EDI（電子データ交換）に関する情報項目を規定した格納情報項目の関連規格調査を実施し比較表を作成した。また平成 16 年度の実証実験結果および平成 17 年度実施の実態調査から各業界団体のニーズと国際標準との整合性を検討し、不整合箇所や問題点を抽出、国際標準改訂の提言を取りまとめた。

(3) 普及促進・社会受容性検討推進 WG

電子タグの社会受容性向上と社会的課題の解決に向けて、電子タグ利活用時における消費者のプライバシー保護のための技術開発の動向についての調査と、社会受容性向上のための社会的課題解決に向けた環境整備として、電子タグ啓発用ホームページの作成、電子タグ普及セミナーを札幌、名古屋、福岡の 3 ヶ所で実施した。

(4) 平成 17 年度電子タグ実証実験連絡会議

実証実験のスムーズな推進と電子タグ実使用ユーザとして国際標準に提案すべき項目についての検討を行った。メンバーは本年度の実証実験 8 プロジェクトと響プロジェクト、電子タグ国際標準等の有識者で 5 回の連絡会議を開催した。

(5) 平成 16 年度電子タグ実証実験ワークショップ

ECOM 会員メンバーに対し、「電子タグ実証実験結果分析タスクフォース（TF）」で作成した平成 16 年度の実証実験分析結果をベースにワークショップを開催、実証実験成果の普及啓発を行った。

(6) 国際トレーサビリティ共同研究

平成 17 年度は、アセアン各国における電子タグ活用可能性調査として、5 カ国の現地調査を実施し、平成 16 年度現地調査と合わせて 10 カ国の調査報告書を 3 月にまとめた。

今後の予定

平成 18 年春には、電子タグの基本規格の国際標準が決まる見込みである。また、平成 18 年 8 月には低価格の響タグが完成する。書籍・出版業界でのコンソーシアムに続き、平成 17 年 10 月、家電業界もコンソーシアムを設立した。低価格な電子タグの出現と、業界ごとのコンソーシアム、各種関連機関、電子タグ関連ベンダ、SI 企業、利用企業との連携を強めていくことにより、電子タグを活用した SCM 全体で各種課題解決を実現していく。

電子タグ／トレーサビリティ推進 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 東野正明・武本真智

Working Group

活動概要

電子タグ／トレーサビリティ推進 WG では、図 1 に示すように各企業の受発注 EDI (Electronic Data Interchange) により、電子タグを貼付された素材、部品、製品が素材・部品メーカーから、セットメーカー、物流業者、卸売業者、小売業者、消費者・企業、保守サービス業者、リサイクル業者まで流れていく製品ライフサイクル中で、その製品に係わる消費者を含む企業間で電子タグを利活用できるオープンでシームレスな情報共有基盤整備を目的に調査、研究を行った。

情報共有基盤構築の意義は、製品ライフサイクルに係わる企業間で情報を相互に提供／活用すること、たとえば取引先の販売、または顧客が製品を手にした情報の正確でタイムリーな入手による生産計画、製品開発への反映、取引先企業の電子タグを活用した在庫情報の正確でタイムリーな入手（常時監視）による生産／配送計画への反映等、効率的なマーケティング活動、欠品の防止による売り上げ増等、電子タグを活

用した取引先企業の情報により、より高効率な IT 経営が可能となる。

また、無駄なものは作らない、無駄なエネルギーは使わないといった製品ライフサイクル全体の最適化を図り、産業界全体の活性化に繋げることである。さらに、電子タグが持つ特長（離れていても、被覆されていても読める。個品管理が出来る等）により、モノや工程の可視化と、商流と物流の一体化、製造と販売の一体化、そして電子タグによるきめ細かな情報を基幹システムへタイムリーに取り込むことによる精度の高い SCM (Supply Chain Management) が構築でき、企業競争力強化にも繋がることである。

この情報共有基盤とは、①製品ライフサイクルに係わる企業、消費者などの関係者が部品／製品等に貼付された電子タグにアクセスでき、電子タグに記載された情報が入手できる。電子タグに記載されていない製品情報に関しては、電子タグに記載された商品識別コード等で必要な情報が蓄積されているデータベースにネットワークを介してアクセスして、より詳細な製品

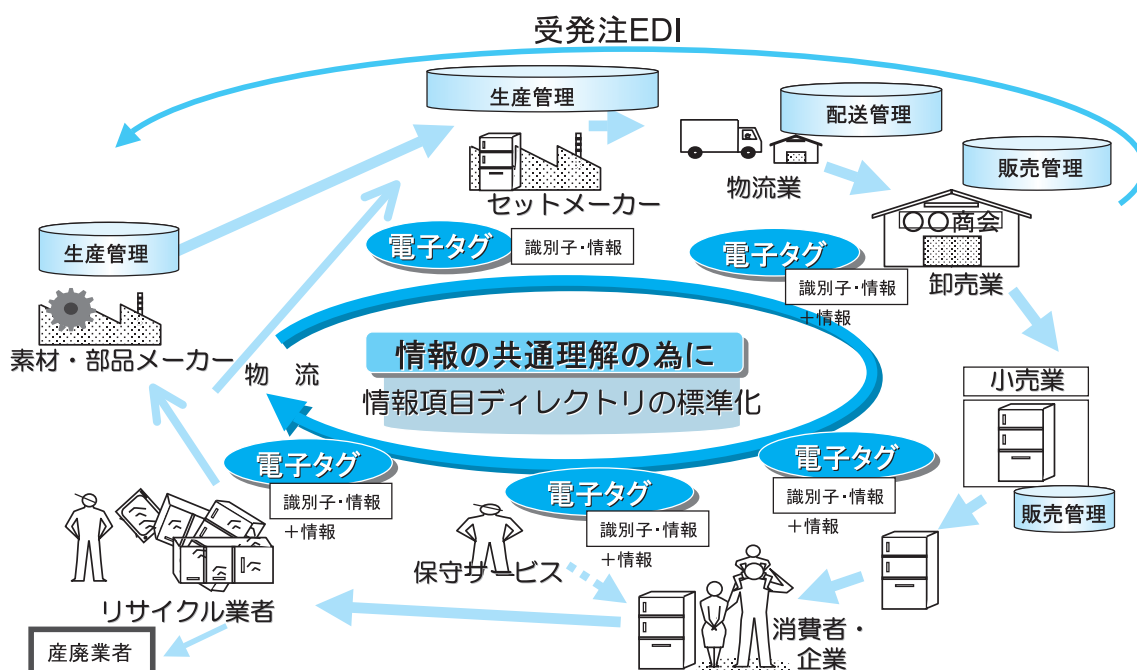


図 1 電子タグを活用した製品ライフサイクル管理

情報が入手することが出来ること、②入手した情報が、電子タグに記載された情報でも、EDIでの情報でも誰でも理解できる規則および仕組みのことである。

本WGでは平成16年度の経済産業省の実証実験成果を分析するタスクフォース（TF1）、電子タグを利活用した製品ライフサイクルの全体最適化を検討する製品ライフサイクルTF（TF2）を設置し、①の検討を実施した。

検討にあたり、製品ライフサイクルを構成する耐久消費財で、循環型社会実現のニーズと環境対策の要望が強い耐久消費財業界で、トナーカートリッジ等リユース部品を取り扱う事務機器業界、また顧客ニーズに合わせた多品種少量のセル生産方式を採用している電子機器業界の企業実態調査を行った。

調査の内容は、企業間の業務と連携内容、企業間で共有している情報項目、製品情報等の入手先、入手手段、情報量並びに入手頻度、企業が所有する情報システムの概要、情報システムの中で自動認識技術を使用した業務、所有する情報システムおよびEDIに使用しているコード等である。

この実態調査と平成16年度の実証実験成果の分析から、電子タグを利活用することによる製品ライフサイクルに係わる各企業の業務プロセスの改善点等、企業戦略の視点に立った電子タグによる情報活用について検討した。そして電子タグ利活用による製品ライフサイクル全体最適化管理を実現するために必要な各種要件についての検討を行なった。活動経過を表1、活動成果を以下に示す。

活動成果

(1) 電子タグ導入・運用における効果の考察

平成16年度の実証実験結果の横断的分析と、電子タグ導入効果に関しての実証実験実施者に対するヒヤリング調査、そして電子タグを既に導入している企業の実態調査から電子タグを利活用することによる業務面での効果、費用対効果、電子タグを導入運用するときの課題と解決策を明確にした。

(2) 電子タグを利活用した製品ライフサイクルの全体最適化を実現する方策の提言と実現のための各種要件の考察

電子タグを利活用した製品ライフサイクル全体最適化のメリットを明確にすると共に、企業戦略の視点に立ち、企業間で共有すべき情報、そして情報共有による各企業のメリット、改善できる業務、そして電子タグを利活用した製品ライフサイクルの全体最適化の実現に必要な、企業間情報共有の要件、共有情報の利用に関す

る要件、電子タグに関する要件等の各種要件を明確にした。

今後の予定（まとめ）

本年度は、電子タグを利活用して製品ライフサイクルの全体最適化を実現する方策の提言と、実現のための要件を考察した。今後は、①ITインフラを持たない企業対策（ASPサービスの活用、共通システムの共同開発、表計算ソフト等による代替システムの検討等）、②グローバルな環境下、製品ライフサイクルの一部が海外で行われる場合の海外企業との連携に関する検討、③消費者を含む製品ライフサイクルを実現するため必要となる電子タグ機能、運用方法の検討等があり、電子タグ普及に合わせ検討が必要になる。

表1 〈電子タグ／トレーサビリティ推進WG〉
活動経過

区分	回次	開催日
	活動内容	
WG	第1回	平成17年8月25日
	本年度の調査研究事項と電子タグの国際標準化動向、EPCglobalの最新状況報告	
TF1	第1回	9月30日
	平成16年度の実証実験結果の横断的分析方針について	
WG	第2回	10月6日
	平成16年度実証実験結果の横断的分析結果の議論、他WG活動内容の報告	
TF1	第2回	10月13日
	第2回WGでの議論を踏まえ電子タグ仕様等の検討	
TF1	第3回	11月1日
	第2回WGでの議論を踏まえ電子タグ導入／運用等の検討	
TF1	第4回	11月5日
	電子タグ導入・運用における業務改革、費用対効果の検討	
WG	第3回	12月15日
	平成16年度実証実験結果の横断的分析の検討結果の議論、製品ライフサイクル企業実態調査報告	
TF2	第1回	平成18年1月6日
	電子タグ利活用製品ライフサイクル全体最適化実現項目の検討	
TF2	第2回	1月26日
	電子タグ製品ライフサイクル全体最適化検討事項の検討結果レビュー	
WG	第4回	2月1日
	製品ライフサイクル全体最適化実現についての検討結果の議論、電子タグ導入効果の検討	
TF2	第3回	2月22日
	第4回WGでの議論を踏まえ製品ライフサイクル全体最適化実現の検討	
WG	第5回	3月1日
	製品ライフサイクル全体最適化実現についての議論、欧米における電子タグの動向報告	
TF1	第5回	3月10日
	平成16年度実証実験分析結果のレビュー	

平成 17 年度経済産業省電子タグ実証実験連絡会議 平成 16 年度電子タグ実証実験ワークショップ

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 武本 真智

Liaison meeting & Workshop

平成 17 年度経済産業省電子タグ実証実験連絡会議

活動概要

平成 17 年度経済産業省電子タグ実証実験連絡会議は、実証実験を実施する8プロジェクト(表1)と響プロジェクト間の情報共有(電子タグの技術的ノウハウのプロジェクト横断的な共有)により、実証実験の円滑な遂行を図ることを目的に設置された。また、低価格電子タグを開発する響プロジェクトとの技術連携を図る場としても活用を図るものとした。

活動成果

〈電子タグ実証実験の円滑な遂行と共通課題の抽出と課題解決策の検討〉

各プロジェクト間の問題、課題を共有化し早期解決策を検討することによって、円滑な実証実験の遂行を図った。具体的には、主に、以下の共通テーマにもとづき5回の会議で報告会および議論を行った。

- ①工程管理
- ②響タグのプロトタイプ評価
- ③公募選定委員会に対する報告会
- ④各テーマ毎による高い目標設定
- ⑤国際標準化活動への貢献

①に関しては、実証実験採択から、実験終了まで約半年の期間である。昨年度の状況を鑑み、電子タグ機器等に関する申請や、響タグのプロトタイプの評価実験等、実験に支障がないように実施した。

②に関しては、開発側に、ユーザー(実験フィールド)ニーズを反映させることにより、実際のフィールドでの導入評価を実現させ、なおかつ響プロジェクトに対してユーザー仕様等の共有を行った。

③に関しては、実証実験採択の際、学識経験者等からなる第三者委員会(公募選定委員会)を設置した。この委員会に対し、実験実施状況の中間報告を行った。

④に関しては、本年度は産業構造改革型、新産業創造型、産業間連携型、国際連携型のテーマ目標と業務プロセスの経済的効果、費用対効果の試算等の考え方について、報告を行った。

⑤に関しては、我が国の産業界・企業の国際競争力強化、貿易立国としての立場、国際間での積極的な利活用等を推進するためには、国際標準化に対し積極的に貢献、アピールが必要で

表1 平成 17 年度電子タグ実証実験採択案件一覧

テーマ	プロジェクト名	申請主体
産業構造改革型	電子・電機業界における電子タグを活用したトータルトレーサビリティ実証実験	(社) 電子情報技術産業協会
	医薬品業界における電子タグ実証実験	(社) 日本病院薬剤師会
	自衛隊の国際平和協力活動における補給業務での電子タグ利活用検討のための実証実験	(財) 防衛調達基盤整備協会
新産業創造型	電子タグを活用した自律動作型サービスロボットによる商店街での実証実験	(株) テムザック NTT コミュニケーションズ (株)
産業間連携型	メディアコンテンツ(出版および音楽・映像ソフト)業界における電子タグ実用化に向けた複合店舗を中心とした連携実証実験	有限責任中間法人日本出版インフラセンター (社) 日本レコード協会
	未来型店舗サービス実現のための電子タグ実証実験事業	フューチャーストア推進フォーラム フューチャーストア実証実験コンソーシアム
国際連携型	電子タグを利用した ASEAN リターナブル・コンテナ(通い箱) 実証実験プロジェクト	(社) 日本自動車部品工業会
	日中韓サプライチェーンにおける電子タグ利活用実証実験	(社) ビジネス機械・情報システム産業協会

ある。実証実験という実フィールドでの効果・実績を国際標準化委員会等へ報告することが重要だと考えられる。経済産業省は、実証実験の中間報告や連絡会議での議論をもとに、各プロ

ジェクトからの効果・実績を中心に、平成 18 年 3 月に開催された、ISO 京都会議で日本の事例としてプレゼンテーションを行った。

表 2 〈平成 17 年度経済産業省電子タグ実証実験連絡会議〉活動経過

開催日	活動内容
平成 17 年 9 月 12 日 (月)	第 1 回経済産業省電子タグ実証実験連絡会議 ・実証実験概要説明 (8 実証実験) ・響タグの仕様・提供方法
11 月 18 日 (金)	第 2 回経済産業省電子タグ実証実験連絡会議 ・実証実験状況報告 ・響タグの提供・評価方法 ・平成 16 年度実証実験結果分析 TF について
12 月 22 日 (木)	第 3 回経済産業省電子タグ実証実験連絡会議 ・実証実験状況報告 (免許、響、見学会、国際標準化への取り組みなど) ・ECOM 国際間電子タグ推進 WG の活動報告、他
平成 18 年 2 月 15 日 (水)	第 4 回経済産業省電子タグ実証実験連絡会議 ・実証実験状況報告 ・響プロジェクトから最新動向報告
3 月 22 日 (水)	第 5 回経済産業省電子タグ実証実験連絡会議 ・実証実験状況報告 ・欧米の電子タグ動向について

平成 16 年度電子タグ実証実験ワークショップ

活動概要

平成 16 年度の経済産業省電子タグ実証実験の横断的分析結果 (電子タグ／トレーサビリティ推進 WG 電子タグ実証実験結果分析 TF が実施) と響プロジェクト最新状況を参加 ECOM 会員と共有するために電子タグ実証実験ワークショップを平成 18 年 3 月 27 日に開催した。

活動成果

〈平成 16 年度電子タグ実証実験分析 報告内容〉

①電子タグ導入の背景と目的

- ・電子タグ導入の必要性、現状業務の課題、要望等

②電子タグシステムの仕様

- ・添付対象、数量、形状等
- ・周波数帯、容量等
- ・業界で検討しているコード体系

③電子タグシステムの運用方法

- ・書き込み、読み取り方法等
- ・電子タグ添付、回収
- ・バックアップ体制 (読み取りができない場合のリカバリー方法)

- ・セキュリティ確保、プライバシー保護
- ・利用者の人材育成 (運用教育)

④電子タグ導入・運用における課題

- ・技術面からの課題 (読取精度等技術的分野に係る課題と解決策)

- ・運用面からの課題

⑤電子タグ導入・運用における効果

- ・業務効率化、精度向上等業務面における効果

〈ワークショップ検討内容〉

①導入 (実証実験) と実施内容の実際の差分を課題としてさらに分析する必要がある。

平成 17 年度実証実験についても、横断的分析を実施してほしい。

②初期導入費用、運用 (ランニング) 費用、効果等に関しては、実証実験という限られた期間のモデルでは十分な算出ができない部分もある。実証実験を行った業界関係者には継続的な検討、検証を期待したい。今後電子タグ普及には、導入検討を行っている企業等が投資対効果を算出、予測可能なモデルケースが必要だと考えられる。

普及促進・社会受容性検討推進 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 石川 靖文

Working Group

活動概要

電子タグの利活用については、企業間をまたいだサプライチェーンへの適用例も徐々には出てきているが、まだそれ程多くはなく、現在のところ、企業内、組織内、あるいは（イベント会場などの）特定区域内での利活用が主体である。したがって、一時期、電子タグの利活用で先行する欧米でみられたような、店舗等の消費者接点における電子タグ利用に対する反対運動は、わが国ではまだ発生していない。

しかしながら、電子タグの利活用を普及・促進していくためには、タグの用途開発やコスト削減の問題もさることながら、きたるべき大量普及時代を念頭に、それを担保するべく、プライバシー問題を中心とした「社会受容性の確保」について、予め対応の筋道を立てておくことが重要である。

ECOM では、昨平成 16 年度「トレーサビリティ WG」下の「社会受容性 SWG」において、消費者を相手方とする電子タグ利活用事業者などが、電子タグの有用性を利活用しつつ、消費者の利益を確保し、電子タグが円滑に社会に受け入れられるようにするべく、電子タグ利活用取引の公正および消費者保護を図るための要件を、「電子タグ利活用における事業者向け消費者保護の指針」として策定した。

今平成 17 年度、当 WG では、上記指針を受けながら、まず、電子タグの利活用での消費者接点におけるプライバシーの確保について、①電子タグ普及に伴うプライバシー関連の脅威、②実際に適用可能なプライバシー保護方式（技術や対処方法）、および③広義のサプライチェーンのシーンにおける保護方式の適用と評価を検討した。

その一方で、電子タグ全般について一般消費者に対する分かりやすい資料が乏しい現状に鑑み、消費者向け啓発ツールとして、④ホームページ「やさしい IC タグ入門」を制作した。

上記①～④は、WG 内に TF（タスクフォース）を設置して実施した。また、電子タグの導入を検討しようとしている事業者の参考に供す

べく、タグを導入・実運用している企業に対してヒアリング調査を行い、タグの導入・運用におけるポイント、共通課題、導入効果等についての実態把握を試みた。

活動成果

(1) 電子タグの利活用とプライバシー

消費者段階における電子タグ利活用の用途について、販売後ユーザー管理、修理、リユース、リサイクルなど、10 段階で整理した。その過程で、電子タグは、企業にとっての生産やサプライチェーンの効率化だけでなく、消費者や自然環境にも恩恵を与えることが、強く認識された。

電子タグとプライバシー関連のリスクを検討するために、店舗におけるタグシステムの運用に関する業務分析を行い、消費者の店舗内動線に沿ったシステムの運用について分析した。

電子タグとプライバシー確保で検討しておかなければならないのは、次の 3 点であった。

①当面店頭で処理される情報

電子タグシステムが処理するプライバシー関連情報とその格納場所について整理し、情報保護の現状と、必要な対策について検討した。

②プライバシーセンシティブな情報項目

現在、電子タグに格納されているのは、ユニーク ID、商品コード、商品・製品に関する情報などで、個人情報そのものは格納されていない。しかし、電子タグの利活用の拡大にともない、個人情報保護法の枠を越えて、個人の出生や健康に係わる情報など、高度にプライバシーセンシティブな情報を扱う可能性も出てくる。これについては、その全体像を概観するとともに、日本工業規格の個人情報に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項（JIS Q 15001）にもとづき整理・検討した。

③プライバシー侵害のシチュエーション

通常議論される、電子タグにおけるプライバシー侵害は、タグに格納されている情報そのものが、知らない間に悪意の第三者

に読み取られてしまうことを指す。しかしながら、消費者が、電子タグを添付した商品を持って移動する時に、各所に置かれたR/W（リーダー／ライター）にタグが読まれてしまい、それを名寄せすることで、消費者の行動履歴が判明してしまう可能性もある。本WGでは、前者を『コンテンツプライバシー問題』、後者を『ロケーションプライバシー問題』として、個別に検討した。

(2) 電子タグシステムの使用告知

電子タグとプライバシー確保の観点からは、次の2点について情報を収集、検討した。

①電子タグの使用告知マーク

商品に電子タグが添付されている場合には、そのことが一目で分かるようにする必要がある。そのための「告知マーク」については、AIM グローバル（国際自動認識工業会）とEPC グローバルで検討中である。前者で検討中のマークでは、マークの中にアルファベットと1文字の数字を含ませることで、電波の周波数帯、データ構造の定義機能を識別できるように工夫がなされている。

②R/W の使用告知マーク

プライバシー確保の観点からは、R/Wの存在の告知も必要である。しかしながら、それ以前の問題として、R/W から発信される電波が、心臓ペースメーカー、除細動機など、医用機器に影響を与えることによって、健康被害を生ずる危険もある。これについては、JAISA（社団法人日本自動認識システム協会）がガイドラインを制定し、ステッカーの添付や下げ札をすることを関係者に指導している。

(3) 電子タグに関するプライバシー保護方式

電子タグのセキュリティ機能について、他のデータキャリアと比較した上で、現状適用可能および将来的適用可能なプライバシー保護方式について整理と評価を行った。

①プライバシー保護方式の分類

電子タグとプライバシー確保に関する技術や対処方法を網羅的に洗い出し、恒久的読取防止／一時的読取防止、ハード的／ソフト的の軸で分類した（表1）。

②現状適用可能なプライバシー保護方式の検討

表1に基づき、個別の保護技術・方式について詳細に検討した。運用コスト、販売後の電子タグの再利用などについても定性的な検討を行った。

③次世代プライバシー保護方式

「次世代方式」は、表1で「研究段階」となっているものを指すが、技術的な複雑さ、華やかさがあるため、マスメディアの注目を集めている。しかしながら、その現場への適用については、いくつかの課題を持っているため、それらの得失について検討した。

④プライバシー保護方式のロードマップ

表1の各種保護方式については、それらの実現性も検討し、立ち上がり期、導入期、普及・発展期の流れで、ロードマップを作成した。同マップには、保護方式と対比するため、電子タグが商品に適用されると思われるタイミングも示した。これについては、ECOM 成果報告書を参照頂きたい。

(4) 利用シーンとプライバシー保護方式の選択

電子タグとプライバシー確保に関しては、タグの利用シーンに応じて、保護方式を適切に選択することが最重要ポイントとなる。当WGでは、次の2点について検討した。

表1 電子タグに関するプライバシー保護方式

分類		保護方式	状況
恒久的 読取防止	ハード的	・取り外し、物理的破壊	実現可能
	ソフト的	・ Kill コマンド ・ データ消去（全部、一部）	実現可能（一部限定） 実現可能（一部限定）
一次的 読取防止	ハード的	・ 電波遮蔽（シール、バッグなど） ・ ブロッカータグ ・ クリップドタグ ・ R/W 検知システム	実現可能 研究段階 研究段階 アイデア段階
	ソフト的	・ データ暗号化（全部、一部） ・ リードロック（全部、一部） ・ 可変秘匿 ID 方式 ・ Hash-Lock 方式 ・ ゼロ知識認証方式	実現可能（一部限定） 研究段階 研究段階 研究段階 研究段階

①利用シーンに応じた保護方式の評価

商品サイクルの各フェーズ、プライバシー侵害のシチュエーション、費用対効果、適用商品群などを軸として、個々の保護方式の利害得失について詳細な検討・評価を行い、一枚の表としてまとめたので、ECOM 成果報告書を参照頂きたい。

②商品購入時における消費者選択アルゴリズム

電子タグ添付商品購入後における消費者のプライバシー確保について、その選択権は消費者にある（消費者の自己決定の権利）。そこで、消費者接点である店舗において、消費者がプライバシー確保の必要性を判断し、保護方式を選択するためのアルゴリズムを作成した（図1）。

(5) 消費者啓発用ホームページ（HP）の制作

HP「やさしい IC タグ入門」の制作に当たっては、電子タグに関する一般的な知識を、特に消費者に対して分かりやすく提供することを方針とした。本 HP で解説の中心としたのは、①電子タグの基本的な技術知識、②電子タグの使い方、③国の政策、および④プライバシー確保の啓発であった。

本 HP のサイトマップの大項目は下記の通りである。

- a) IC タグってなに？
- b) なぜ注目されるのか
- c) こんな使われ方
- d) 普及のための課題
- e) プライバシー
- f) 国の政策
- g) Q&A

h) リンク集

HP タイトルに「電子タグ」ではなく「IC タグ」を用いたのは、後者の方がマスメディアでの使用頻度が圧倒的に高いことと、IC カードからの連想で、言葉的に一般消費者に分かりやすいと判断したためである。

「c) こんな使われ方」では、SCM（サプライチェーン・マネジメント）の流れに沿って企業内、企業間、および消費者接点での各段階でそれぞれ 6 例、計 18 例について、20 秒程度のアニメーションで示すようにした。それぞれの冒頭には簡単な解説も付した。ただし、何れも電子タグを「モノ」に添付する例である。人に付ける電子タグの利用例については、現時点では、プライバシー確保の観点では消費者をミスリードする恐れがあると判断されたので、掲載を見送ることとした。

HP の詳細に関しては本稿では説明しない。業務委託元である経済産業省の了解が得られれば ECOM HP に搭載する予定である。

(6) 電子タグ導入および運用実態調査

最終的に 21 社に対してヒアリングを行ったが、利用活用の範囲が単一企業内に留まるものが 17 社、複数企業間にまたがるものが 4 社であった。利活用分野の比率としては、ヒアリング対象企業で重複はあるが、件数的には概略、生産・製造（30 %）、物流（20 %）、販売（11 %）、保守（11 %）、資産管理（20 %）、および精算・課金（8 %）となった。ヒアリング調査の大項目は次の通りであった。

- ①電子タグの適用業務と導入効果
- ②電子タグの導入・運用における課題と解決策

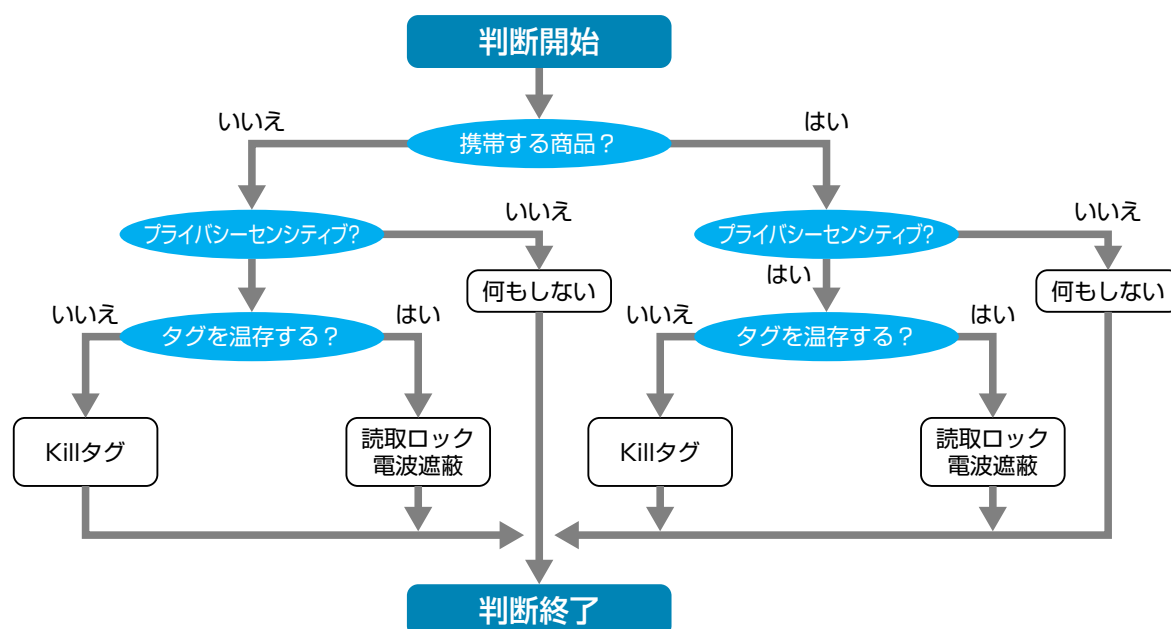


図1 商品購入時におけるプライバシー確保と消費者判断アルゴリズム

③電子タグ利活用向上のための戦略

④電子タグ利活用促進のための期待と要望

調査結果の詳細は ECOM 成果報告書を参照頂くとして、上記④について、各企業から寄せられた回答を集約したところ、次のような項目に整理された。これらの詳細についても、同報告書を参照頂きたい。

- a) 低価格化（電子タグ、R/W）
- b) 性能向上（読取率、距離、速度など）
- c) UHF（電波）帯への期待
- d) 付加価値の向上（高機能化、利便性向上）
- e) システム開発費の低減
- f) 標準となるコード体系の開発
- g) 法制度による対応

今後の予定

平成 16 年度の「事業者向け消費者保護の指針」の策定および平成 17 年度の「適用可能な保護方式と利用シーンの検討」ならびに「HP の制作」で、電子タグの利活用とプライバシー

確保について基礎となる部分について、ひと通りの検討を行ったが、一定の成果をあげたと考えている。

来平成 18 年度は、その成果をベースに、特に普及啓発を中心として、消費者および企業に対し、電子タグとプライバシーに関する正しい理解を促進する方向での活動を進めたいと考えている。

具体的には、次の 4 点を主な内容として活動を行う予定である。

- ①消費者への啓発方法の検討：消費者メリットの週及方法、啓発プログラム、および広報媒体など
- ②消費者接点である店舗での事業者対応の検討：告知の方法、問題発生時の対応、SCM 上流での事前準備など
- ③静脈流部分での扱いの検討：3R タグなど
- ④HP 改訂のための検討：平成 17 年度制作 HP を ECOM HP に搭載するに当たっての情報のアップデートや使い勝手の向上など

表 2 〈普及促進・社会受容性検討推進 WG〉活動経過

開催日	活動内容
平成 17 年 8 月 5 日（金）	第 1 回普及促進・社会受容性検討推進 WG
9 月 1 日（木）	プライバシー保護技術・ノウハウ検討 _TF1-1
9 月 7 日（水）	消費者啓発 HP 検討 _TF3-1
9 月 8 日（木）	消費者啓発基盤検討 _TF2-1
9 月 22 日（木）	消費者啓発 HP 検討 _TF3-2
9 月 29 日（木）	プライバシー保護技術・ノウハウ検討 _TF1-2、 消費者啓発基盤検討 _TF2-2
10 月 14 日（金）	消費者啓発 HP 検討 _TF3-3
10 月 18 日（火）	プライバシー保護技術・ノウハウ検討 _TF1-3
10 月 19 日（水）	消費者啓発基盤検討 _TF2-3
10 月 28 日（金）	第 2 回普及促進・社会受容性検討推進 WG
11 月 9 日（水）	消費者啓発 HP 検討 _TF3-4
11 月 10 日（木）	プライバシー保護技術・ノウハウ検討 _TF1-4
11 月 15 日（火）	消費者啓発基盤検討 _TF2-4
12 月 9 日（金）	プライバシー保護技術・ノウハウ検討 _TF1-5 & 消費者啓発基盤検討 _TF2-5
12 月 13 日（火）	消費者啓発 HP 検討 _TF3-5
12 月 16 日（金）	第 3 回普及促進・社会受容性検討推進 WG
平成 18 年 1 月 18 日（水）	消費者啓発基盤検討 _TF3-6(HP β 版限定公開前レビュー会)
1 月 23 日（月）	第 4 回普及促進・社会受容性検討推進 WG
2 月 2 日（木） ～2 月 17 日（金）	HP β 版限定公開・意見募集
2 月 27 日（月）	第 5 回普及促進・社会受容性検討推進 WG

注 TFx-n：x（グループ No.）、n（開催回次）

国際間電子タグ利活用推進 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 若泉 和彦

Working Group

活動概要

国際間電子タグ利活用推進 WG は、経済の国際化に伴い、商品や製品が国境を越えて移動することを前提に、それに添付される電子タグが国際的に統一された規格で読み書きできることを担保し、電子タグに格納された情報が、異なる国や地域に属する企業や行政機関など多様な当事者間で有効かつ円滑に利用できることを目的として活動してきた。

電子タグに関する国際標準化は、電子タグとリーダー／ライターとの通信にまつわる、ハードウェア系の規格については、ISO/IEC18000-6 TypeC に代表されるように、進展が目覚ましい。しかし、電子タグのユーザーメモリ領域の使用については、産業毎、製品毎に要求仕様が異なる上に、データフォーマットについても、他の高容量 AIDC メディアとの整合性と電子タグの特殊性をどのように調和させるかなど、未だ不明確な課題が残っており、各産業界が独自の方式を乱立させる可能性が危惧されている。

そこで本 WG では、図 1 に示すように、電子タグのユーザーメモリ領域に書き込まれる情

報項目の意味（セマンティクス）および書式（シンタックス）について、産業界のニーズを反映し、EDI とも整合性をもった統一的な辞書（ディレクトリ）を整備することを最終的な目的として、以下の作業を実施した。

- ① 電子タグに書き込み可能な情報項目の規格に関する現状把握
- ② 平成 16 年度経済産業省実証実験で使用した情報項目と現規格との比較検討
- ③ EDI 標準（UN/EDIFACT および ebXML）で規定した情報項目と AIDC メディア書き込み情報項目の比較検討
- ④ 平成 17 年度調査で明らかとなった電子タグ書き込み情報への産業界のニーズと AIDC メディア書き込み情報項目の比較検討

これらの作業の結果、AIDC メディア書き込み情報項目ならびに、EDI 標準で規定した情報項目への追加、変更の要望事項を抽出し、国際標準化団体との連携の下で、適切な提案を行っていく予定である。

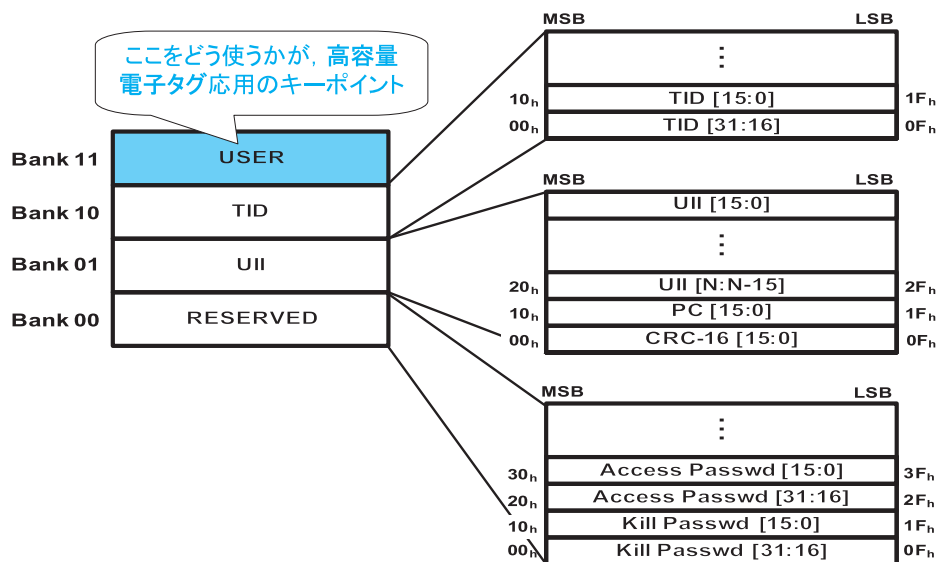


図 1 ISO/IEC 18000-6 Type-C のメモリマップ

活動成果

電子タグに書き込む情報項目のセマンティクスおよびシンタックスを規定する規格である ANSI MH10.8.2 を基本として、実証実験および業界調査による産業界のリクワイアメントとの対応関係を明らかにするとともに、EDI の情報項目との対応関係を調査した。

(1) 既存規格の調査

電子タグを包含する高容量 AIDC メディアの記載情報項目のディレクトリは ANSI MH10.8.2 として制定されており、ISO もこの規格を参照することとなっている。そこで、前述した①～④の作業に先立ち、この規格の内容を調査した。本規格では、ANSI が管理するデータ識別子 (DI) と国際 EAN 協会が管理するアプリケーション識別子 (AI) を対応付けて整理している。調査の結果、DI は主として製造業等で使用する情報項目を中心に構成され、AI は最終製品のメーカーから小売店までのサプライチェーンで必要とする情報項目によって構成されていることが明らかとなった。AI と DI は双方に重複して定義されている項目もあるが、多くはどちらか一方にのみ定義された項目で占められ、相補的な関係にあることが分かった。

また、WG での討議の中で、電子タグに書き込む情報の中に日本語による表記を含めたいというニーズが明らかとなったため、データの表現形式に係わる国際標準である ISO/IEC15434、ISO/IEC15961 および ISO/IEC15962 について、使用可能な文字種の規定がどのようなになっているかについて調査を行った。結論として ISO/IEC15434 では、ISO646 (いわゆる 7 ビット ASCII 文字) のみを許容しており、文字の拡張はさらに内包されるシンタックス (例えば UN/EDIFACT) に委ねる規定となっていることが明らかになった。さらに、電子タグとリーダー／ライターの間の信号に関しては、ISO/IEC15961 及び ISO/IEC15962 において、ISO10646 の文字コード体系を許容しており、文字のエンコード方式としてインターネットでも使用されている UTF-8 を使用すべきことが規定されていることが明らかになった。結論として、技術的に日本語を含むマルチリンガルなデータは電子タグに格納可能であることが分かったが、マルチリンガルに対する考え方が規格間で文字セットとエンコードを規定しているものと、そうでないものがあるように違っており、ISO/IEC15434 については機会を捉えて、明示的にマルチリンガルへの対応の記述を追加する要求を出すことを提言すべきこととなった。

(2) 実証実験成果と AI、DI との整合性

平成 16 年度実証実験の報告書を調査したところ、全ての実験グループで商品のユニークな識別子以外の情報も電子タグに書き込んで実験を行っていたことがわかり、ユーザーメモリの使用に対するニーズの高さが裏付けられた。そこで、AI、DI と実証実験で使用された情報項目との対応関係を分析する作業を実施した。結果として、平成 16 年度実証実験で、各グループが使用した情報項目は、全て、既存の AI または DI と対応付けすることが出来ると確認できた。ただし、DI についてはシンタックスレベルで情報項目を定義し、セマンティクスは EDI の米国標準である ANSI X12 に定義された情報項目の修飾子によって意味づけする方式を取っている情報項目が多いため、一つの DI に対して複数の情報項目が対応するケースも見られ、情報項目を使用する都度、ANSI X12 のコード表を参照する必要があることがわかった。

(3) EDI 標準と AI、DI の整合性

EDI は電子タグに収容しきれない情報を企業間で共有する手段として、また、電子タグに書かれた情報の真正性を証拠立てる情報として、あるいは、商品と同時に輸送され目的地に到着する電子タグの情報に先駆けて目的地にもたらされる情報として、電子タグを実務で使う上で、重要な役割を担うツールである。本 WG では、EDI の国際標準として、従来から使用されて来た UN/EDIFACT と次世代 EDI である ebXML のコア構成要素の両者について、AI および DI との対応表を作成し、整合性の有無を検討した。特に UN/EDIFACT については先進的なユーザー企業が電子タグと連動して使用することを求めている ASN (事前出荷案内) メッセージとして使用される DESADV について重点的に検討を行った。その結果、AI、DI に定義されていても EDI に定義されていない情報項目が多数あることが判明した。EDI は商品コードレベルの識別による商取引が中心であり、個品単位の管理に対応していないため、今後 EDI のディレクトリに対して、電子タグと整合した情報項目の追加要求をしていくことになった。なお、ebXML のコア構成要素は当該作業を実施した段階で完成しておらず、暫定的にリリースされているコア構成要素だけを対象にしたため、情報項目の過不足については明確に判断することは困難であるが、現在開発されている商品や輸送単位に関するコア構成要素に対して、個品識別の概念が取り入れられるよう提言することは必要と考えられる。

(4) 業界調査で明らかとなった情報項目と AI、DI との整合性

平成 17 年度は、電子タグ／トレーサビリティ推進 WG において、企業間における情報共有の実態調査として、電子機器業界および事務機器業界を対象として、リサイクルや保守など製品ライフサイクルの静脈系に属する業務分野における企業間情報共有に焦点を当てた調査を実施した。本 WG では、この調査の成果として得られた、電子タグを利用して情報共有の可能性のある項目について、AI、DI との整合性の確認作業を実施した。本稿作成時点では作業は完了していないが、主に保守に関する情報項目で、DI と対応しない新規のニーズが明らかになった。現状の DI は航空機の補修に関するニーズが色濃く反映されており、特殊な情報項目が多いのに対し、電子業界および事務機器業界では、保守作業を必要とする耐久消費財に普遍的な情報項目を追加していく必要があると考えられる。

まとめ

以上のように、電子タグに格納される情報項目について精査してきた結果、製品ライフサイクル管理において電子タグを利用して、企業間での情報共有を行う場合、いわゆる動脈系であるサプライチェーンマネジメント（SCM）の分野では、既存の AI、DI の適用可能性が高く、AI または DI に準拠して産業界毎の情報項目を設定することが望ましいと結論することが出来る。

一方、静脈系においては現状の AI、DI に定義された情報項目には不足があり、追加の要望を行っていくべきである。

また、EDI の情報項目は現状の AI、DI を全ては包含していないが、採用される電子タグのメモリー容量の制限等で、EDI を補完的に使用するようなユースケースを想定した場合、AI、DI の情報項目は EDI の情報として包含することが望ましいため、電子タグの普及に合わせて、情報項目の追加要求を行っていくべきと結論付けることが出来る。

表 1 〈国際間電子タグ利活用推進 WG〉活動経過

開催日	活動内容
平成 17 年 9 月 13 日 (火)	第 1 回国際間電子タグ利活用推進 WG
10 月 7 日 (金)	第 2 回国際間電子タグ利活用推進 WG
12 月 16 日 (金)	第 3 回国際間電子タグ利活用推進 WG
平成 18 年 2 月 9 日 (火)	第 4 回国際間電子タグ利活用推進 WG
3 月 20 日 (月)	第 5 回国際間電子タグ利活用推進 WG

用語解説

AI (Application Identifier) :

国際 EAN (European Article Number) 協会が管理するアプリケーション識別子
商品コード体系の一部 (アプリケーション識別子)。

DI (Data Identifier) :

ANSI (American National Standard Institute) が管理するデータ識別子で、主に製造業等で使用する情報
項目を中心に構成されている。

AIDC メディア (Automatic Identification and Data Capture)

高容量 AIDC (Automatic Identification and Data Capture) メディアは、標準が ANSI MH10.8.2 によって
規定されているデータを収集する媒体。我が国国内を始め各国の産業界での認知度が低いため、独自の情報
項目が定義されつつある状況である。

ASN (Advanced Shipping Notice) :

出荷側が、商品名、出荷日時、出荷量などを、着荷する前に通知する情報 (事前出荷案内) のこと。納入側
は、「ASN」情報により、入荷商品を検品の上、出荷側に「受領通知」を送る。

DESADV (Despatch Advice) :

事前出荷案内の情報として使用される UN/EDIFACT のメッセージの名称。パッキングリストの情報項目。

ISO/IEC18000-6 :

電子タグとリーダー／ライターとの通信に関する仕様の国際規格。

Part6 は UHF 帯 (860M ~ 960MHz) の通信仕様。

エアインターフェースとも呼ばれている。

ISO/IEC15434 :

大容量 ADC (Automatic data Capture) のシンタックス (文法) に関する国際標準。

ISO/IEC15961 :

リーダー／ライターとホスト間のコマンド体系の国際標準規格。

ISO/IEC15962 :

RFID (電子タグ) とリーダー／ライター (Reader/Writer) との間のデータ形式。データ処理方法に関する
国際標準規格。

国際トレーサビリティ共同研究

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 藤田 正和

Joint Research

活動概要

経済産業省のアジア産業基盤強化等事業の一環として、アセアン各国における電子タグ活用可能性調査を平成16年度より開始した。平成16年度にはアセアン7カ国（10カ国中）の調査を行っている。平成17年度は、残りの3カ国を調査すると共に、平成16年度の調査で判明した重要項目に関して2カ国を訪れ、追加調査を行った。

国際トレーサビリティ共同研究では、電子タグ活用可能性調査を行うと共に、OECD-ICCP RFID Foresight Forumに参加し、日本の電子タグに関する活動状況を報告した。

ECOM活動として、当初、WGにて、アセアン10カ国の調査結果をもとに電子タグ活用可能性を報告する予定であったが、OECDへの参加と報告書の作成等により、WGが開催できなかった。本紙面を借り、以下に国際トレーサビリティ共同研究の成果概要を報告する。なお、詳細に関しては、「経済産業省委託調査 平成17年度アジア産業基盤強化等事業 アセアン各国におけるICタグ（RFID）の活用可能性調査2 調査報告書」（平成18年3月、ECOM）を参照されたい。

活動成果

（1）アセアン各国における電子タグ活用可能性調査背景

アセアン各国が経済統合を進め、単一市場としての競争力を高めるためには、税関手続を含む貿易関連手続の更なる迅速化・効率化が必要である。

こうした中、近年利用が拡大しつつある電子タグを活用した貿易関連電子化システムを、日アセアン共通のシステムとして導入することは、双方の貿易関連手続の更なる迅速化・効率化・調和化を達成するためのソリューションを提供するものとして期待される。これに加え、近年貿易をめぐる大きなテーマとして注目されている、貿易手続に関連する腐敗の防止、知的財産権侵害の排除など、様々な課題に対する

ソリューションを提供することも期待される。

調査目的

日アセアン間で、電子タグの技術面、運用面に関する理解を深めると同時に、アセアン各国における貿易関連手続の電子化の現状と課題、および電子タグの活用可能性を精査し、今後、RFIDを活用した日アセアン貿易関連電子化システムの構築を図るための活動の資とすることを調査目的とした。

調査対象国

アセアン10ヶ国に対して、平成16年度に調査した7カ国（シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、タイ、カンボジア）に加えて、3ヶ国（ラオス、フィリピン、ブルネイ）を調査（調査A）した後、フィリピン、シンガポールでの追加調査（調査B）を行った。

調査研究結果

①アセアン各国の貿易システム関連の実態調査

アセアン各国の貿易関連システム導入状況の実態は、情報技術、通信、法整備等のインフラ整備状況や、人的資源、経済状況等の観点から国毎に大きく異なる。そのため、各国の税関、港湾、物流システム、電波関連法規、製品コードの標準化、RFIDの適用状況、必要なインフラの整備状況等の実態調査を行い、報告書にまとめた。

②貿易EDIやRFIDの導入の課題検討

日アセアン貿易円滑化のためには、関連手続の効率化を図るための日アセアン貿易EDIの導入は必須であると考えられる。しかし現実的には、貿易EDIの導入やRFIDの導入にあたって、各国には様々な課題が内在している。これらの課題を抽出、指摘し、報告書に取りまとめた。

③RFIDの技術と活用に関する啓発活動

日アセアン貿易関連電子化システム構築に向けた今後の作業を加速させるという観点からも、RFIDの理解を深め、日アセアン間で情報を共有することは重要であり、RFIDに関する技術と適用方法、効果につ

いての啓発・普及のためのセミナーを開催した。

(2) 欧米電子タグ動向調査

パリ OECD-ICCP RFID Foresight Forum で、日本の電子タグに関する活動状況を報告し、日本の電子タグに関わる取り組みのプレゼンスを向上させた。ここでは、電子タグ（RFID）の応用例および潜在的な経済的便益、今後の利用、RFID の偏在性、潜在的な経済的かつ社会的便益などについても OECD-ICCP メンバー各国代表や政府関係者、大学関係者、企業、非営利団体等と情報および意見交換を行った。

今後の予定（まとめ）

アセアン 10 ヶ国の調査とセミナー（8 カ国）による啓発活動は、無事終えることが出来た。今後、本調査の目的である貿易関連業務円滑化により、日本・アセアン域内企業間貿易取引を活性化するためには、以下のステップを踏んで推進するのが妥当である。

- ①貿易関連法規、手続き、書類の簡素化と標準化
- ②安全・円滑に運用できる物流（仕組み）の検討・整備
- ③それを支える情報・通信技術インフラの整備と活用

アセアン諸国（先進 6 カ国）では 2008 年アセアン・シングル・ウインドウ（ASW）運用開始を目指して既にプロジェクトを開始している。従って、各ステップにおける我が国のシングル・ウインドウ化についても、アセアン諸国と密な連携を取ることで、ASW と調和と効率性を確保しながら進めていくことが肝要である。今後、双方にとって共通の検討課題として、RFID の適用が挙げられる。RFID の適用は、今後 ASW（図 1）との連携を図る際に、我が国の知見、経験、技術が期待される分野であり、この分野での協力・協業について検討することは、日・アセアン双方にとって有益なことである。

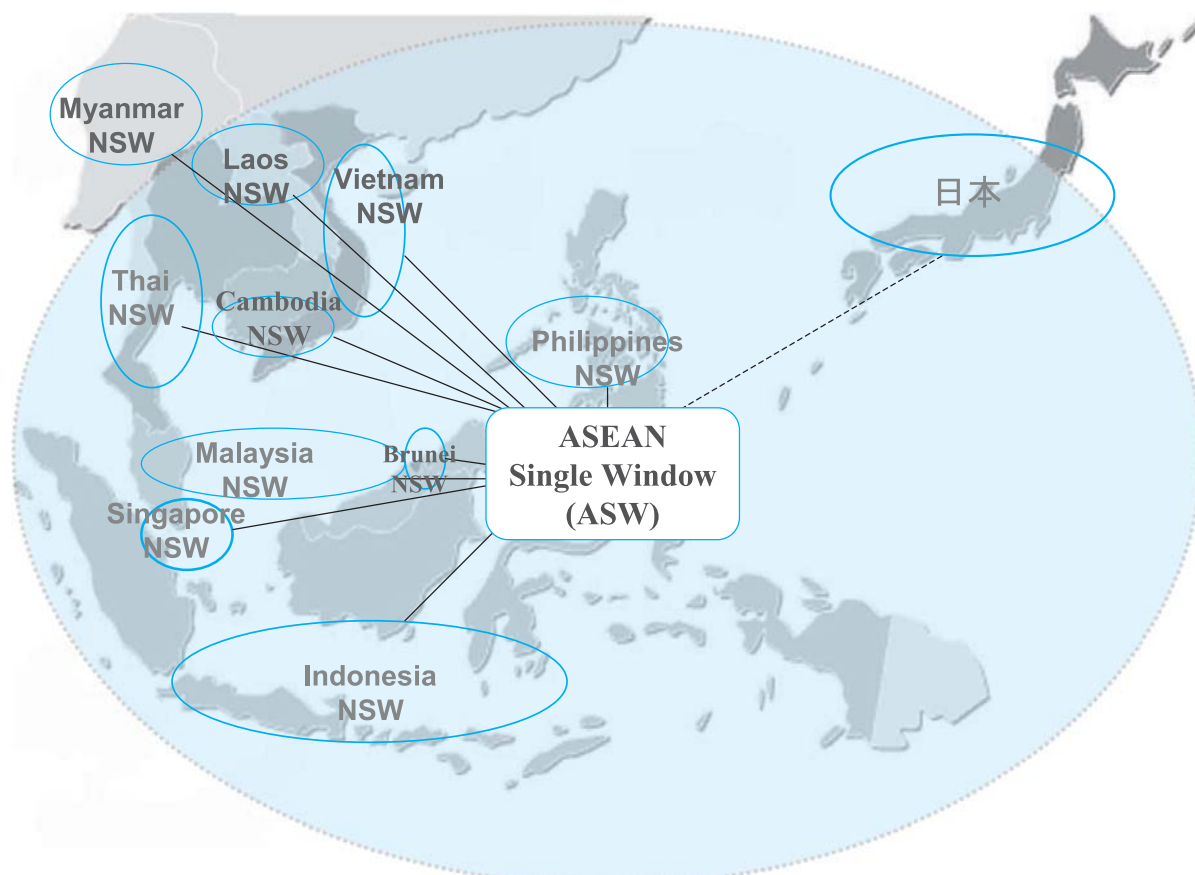


図 1 アセアン・シングル・ウインドウ（ASW）構想

インターネット関連 ADR 実証実験

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 沢田 登志子

Pilot Project

はじめに

ECOM 消費者保護 WG の活動の一環として 2001 年に設置され、2003 年からは経済産業省委託事業として運営されてきたネットショッピング紛争相談室は、実証実験の終了に伴い、今年度（2006 年 3 月末）をもって閉鎖される。本稿では、これまでの 4 年にわたる活動を振り返り、電子商取引市場において民間 ADR（裁判外紛争解決）が果たしてきた役割、そして実験終了後のあり方について述べることにする。

活動の背景と実証実験の目的

電子商取引の消費者保護において必要な施策は何か。これを検討するにあたっては、ネットショッピングやネットオークションで実際にどんなトラブルが起こっているかを把握することが必要である。従って、まずはトラブル事例を集め、分析することを第一の目的として、ネットショッピング紛争相談室の活動が開始された。

1999 年に採択された OECD の「電子商取引における消費者保護ガイドライン」においては、「国境を越える消費者取引の紛争解決手段として ADR が重要」とされている。これを受け、当時、各国で ADR の制度整備がされつつあった。ECOM 消費者保護 WG では、こういった国際的な動きも見据え、日本版「電子商取引消費者保護ガイドライン」を提案するなど、活発な活動を行ってきた。海外のトラストマーク・ADR 制度の調査などの蓄積もあり、これらの知見を活用するため、まずは消費者保護 WG に相談室の活動の基盤が置かれたのである。

電子商取引のトラブルは、従来の消費者相談では十分に対応できない側面がある。ネットショッピング紛争相談室では、それらのスキマ的ニーズに対応するため、ネットの実情に合った機能として「e メールによる相談・あっせん」を行い、「個人間取引・国際取引のトラブル」「事業者からの相談」も対象とすることとした。

また、相談を受けてアドバイスをするだけでなく、取引相手との間に入り、第三者として中

立的な立場でトラブル解決（ADR）を行い、その効果を検証する、ということも実験の目的の 1 つに設定された。国際スタンダードに合わせ、国際連携を行いつつ、日本の実態に合った ADR のあり方を検討するためである。

活動の成果

(1) 相談処理実績

準備期間を経て、本格的に相談業務が開始された 2002 年から 2006 年 2 月末までの約 4 年間に、4,985 件の相談を受け付けた（図 1 参照）。トラブルの内容は様々であるが、2003 年度は通販の価格誤表示、2004 年秋以降はアダルトサイトの架空請求、のように、年によって「特徴的な事例」がある。国際取引に関連するトラブルは、全体の約 10 %である。

相談総数は徐々に増加しているが、これには相談室の知名度が上がってきたという事情もあると思われる。巷間言われているように、「ネットショッピングやネットオークション市場の拡大に伴って、爆発的にトラブルが増えている」とは必ずしも言えない。巧妙化する詐欺まがい案件や、利用者の裾野が広がったことに伴う新たな形態のトラブルは散見されるが、その一方で、事業者・消費者双方の知識や経験が増え、取引の相場観ができてきたのでトラブルが顕在化しない、つまり市場が成熟してきたという側面もあるのではないかと考えられる。

トラブル類型、商品別・金額別の内訳等、詳細に関しては、ネットショッピング紛争相談室サイト上でデータを公開しているので、参照されたい。（相談室閉鎖後も、ECOM サイト（<http://www.ecom.jp/>）上でアクセスできる予定である。）

(2) 民間 ADR の役割

① 専門的な相談窓口

実証実験中、相談室利用者に対し、定期的なアンケートを行ってきた。その結果や、消費生活センター等から寄せられる声を総合すると、「個別トラブルを相談できる専門的な窓口」に

件数

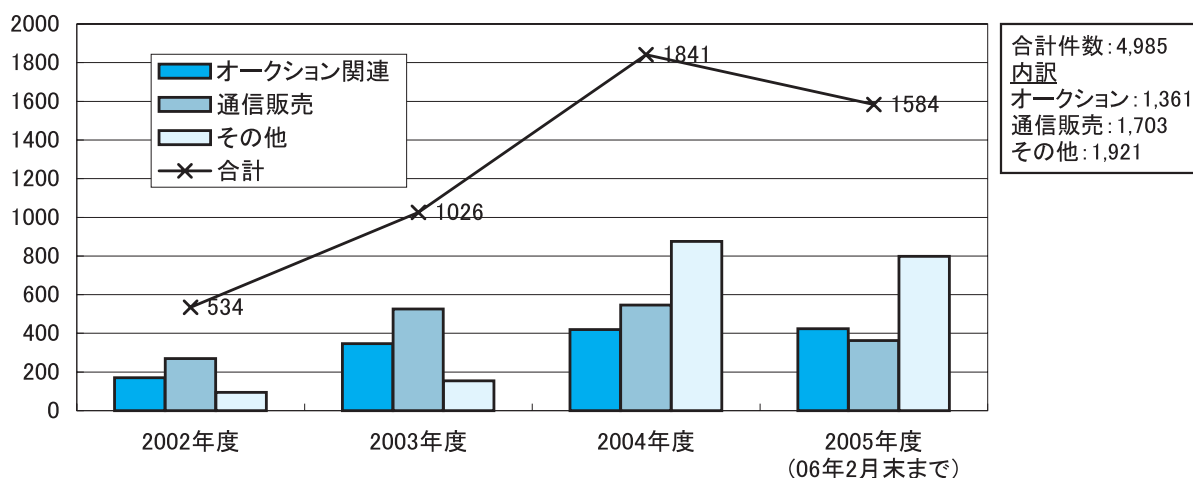


図1 新規相談受付数の推移

対してのニーズは引き続き高いと考えられる。

現在、インターネットは取引手段として特別なものではなく、消費生活センターでもネット取引の相談を日常的に受けている。しかし、例えば、プログラムのダウンロード購入、ドメインネーム関連、ネット上の掲示板で話題になるような事例など、ネット特有の内容については、やはり専門的な知見が要求される場合がある。

個人間取引のトラブルも消費者相談の範疇外であるが、将来的には、オークションなどの「場を提供している事業者」が解決機能を提供する可能性も考えられる。しかし、国際取引については、現状、海外との取引でトラブルに遭った国内の消費者に対し、相談や解決機能を提供する機関は他にない。国内民間事業者にとっても、その分野に力を入れることにはビジネス上のメリットがないため、民間主導の取り組みは期待できない。実証実験終了後も、政策的対応が必要な分野である。

②市場ルールの形成・普及

個別トラブルの相談対応に加え、民間ADRの役割は、「事例を積み重ねる中で、望ましい商慣習やルールを普及させる」ことであると考えられる。実験開始の際には必ずしも明確に意識されていなかった役割であるが、実験を通じ、この点にも存在意義があることが分かってきた。

例えば、2003年秋以降、通販サイトでの表示価格を一桁間違った結果、注文が殺到し、販売店からのキャンセルを不満とする注文者から一斉に苦情が寄せられるという、いわゆる「価格誤表示」事件が多発した。この時に相談室では、法律専門家のアドバイスを受け、多くの事例から導き出した「相談室の考え方」を公表し

た。これは、民法や電子消費者契約法の文言だけでは明確に判断できない「契約成立時期」や、事業者側が錯誤無効を主張できる場合のメルクマールなどを示したものである。これらは、もちろん「1つの考え方」に過ぎず、拘束力はない。しかし、様々なサイトや掲示板等でこの「考え方」が紹介され、以後は、同様の事例が起こっても、相談が殺到することはなくなった。ADRを通じて、市場に受け入れ可能なルールを形成することができた事例ではないかと考えている。

インターネットの世界では、既存の法が予想しない新たなサービスも次々と出現し、時には法解釈が明確でないことによるトラブルも発生する。しかし、それらの1つ1つにつき、判例により解釈が定まっていくことはあまり期待できず、スピードも実務に追いつかない。事業者・消費者双方の予測可能性を高め、法的リスクをできるだけ減らすためには、現実に行うことを相談機関がいち早くキャッチし、それを受けて、行政が迅速な対応をするといった有機的な連携が求められるのではないだろうか。

それを実現する試みとして、ADR実証実験においては、経済産業省の策定する「電子商取引等に関する準則」へのインプットを行っている。具体的には、前述の価格誤表示事例、オークションにおける取引当事者の責任、国際取引におけるトラブル等々、相談室で受けた事例をもとに専門家が法的分析を加え、準則の草案として、過去数回、経済産業省に提出してきた。2006年2月には、それらの草案をもとに、経済産業省において、4回目の改訂版準則が公表された。2005年度においても、次の改訂作業に向け、ADR事例から再度多くの論点を提案している。

また、取引が円滑に行われるためには、法の

みではなく、規範や常識といったものが共有されている必要がある。ネット取引、特に個人間取引においては、市場参加者の間でそれが十分に共有されているとは言えず、その食い違いが原因でトラブルになっているケースも多く見受けられる。実験を通じ、ADRの1つの役割は、個別紛争解決を通じて、「望ましいルールや常識」を形成・普及させていくことであることが分かった。

③トラブルの未然防止

これらに加え、新たな詐欺の手口などについてウェブ上で情報提供を行い、消費者への注意喚起を行っている。また、これまでの相談事例から、トラブルを避けるための心構えといったことにつき、事業者・消費者双方に向けてブログなどで情報発信を行ってきた。ウェブへのアクセス記録を見ると、そういった情報にかなりのニーズがあることが分かる。またアンケートでは、それらについて、一層の充実を求める声が寄せられている。

実証実験成果の活用

実証実験終了後は、実験を通じて確認されたこれらの役割を、民間主体で継続していくことになる。2006年4月、新たな会員組織である有限責任中間法人ECネットワークが設立され、ECOM活動の成果を引き継いで、「安心で

きる電子商取引市場」を目指して活動を開始する予定である（図2参照）。

ネット取引市場は、参入が容易である点に大きなメリットがある。中小や個人の事業者にとっては、ネットショップを開き、オークションに出品することにより、ビジネスチャンスが拡大した。これが市場を活性化させるとともに市場参加者の裾野を広げ、電子商取引の市場規模拡大に寄与してきたと考えられる。その一方で、事業者として十分な自覚や知識を持たないまま安易に販売を行った結果、大きなリスクに見舞われたり、顧客トラブルを発生させたりするケースもまま見られる。

新たな中間法人においては、こういった新規参入の中小事業者に対し、法情報や紛争解決の機能を提供することを主な活動とする。これを通じ、市場の健全化と安定、ひいては消費者保護に寄与するという考え方である。

ただし、この活動が軌道に乗り、実証実験で確認された様々な市場ニーズを効果的に実現するためには、引き続き行政のバックアップが必要である。また、少なくとも当初は、大手企業に参画を求め、安心できる市場への牽引役として支援していただくことが必須であると考えられる。ECOM会員企業におかれては、新しい中間法人の活動に引き続きご注目いただくとともに、積極的なご支援とご参加をお願いしたい。

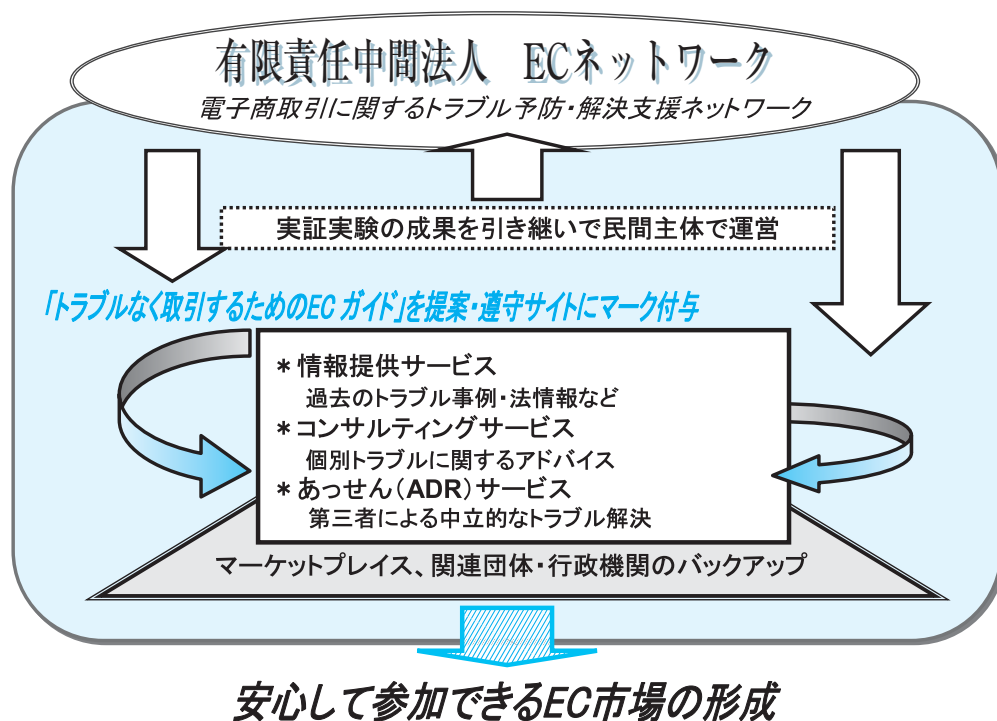
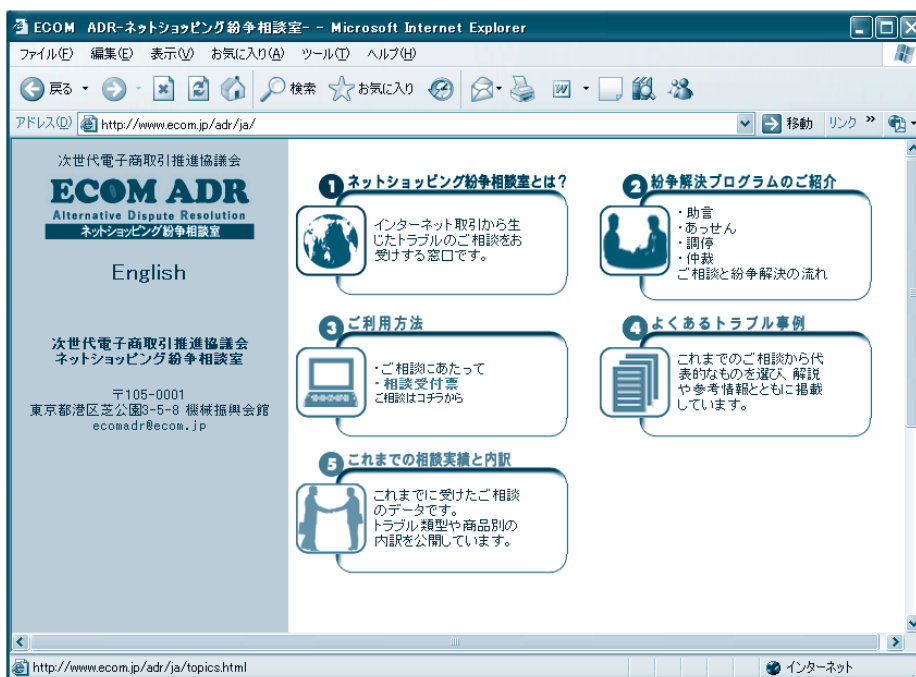


図2 安心して参加できる電子商取引市場

〈参考1〉平成18年3月まで相談受付を行ってきた ECOM ADR ホームページ



〈参考2〉平成18年4月より相談受付を開始する EC ネットワーク ホームページ

EC ネットワークサイト: <http://www.ecnetwork.jp/>

個人情報保護 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 江口 正 裕

Working Group

活動概要

2005 年 4 月、民間部門を対象とする「個人情報保護に関する法律」（以下「保護法」と略）が全面施行された。本 WG では、法案成立以前より保護法の検討過程やその準備状況を見守ってきたが、施行を機に個人情報取扱事業者の保護法対応状況の調査（ホームページ上での目視調査による）を行い、またその後発生した様々な漏洩事故・事件を踏まえた ECOM 個人情報保護ガイドラインを改訂したのでその要点を以下に示す。なお、WG 活動の経過を表 1 に示す。

活動成果

(1) ホームページ上での目視調査概要

本 WG では保護法施行直後の 2005 年 4 月から 5 月にかけて ECOM 会員企業 132 社（団体会員、特別会員を除く）および全国のネット

ショップのうち日本通信販売協会オンライントラストマークを取得している事業者 237 社のホームページを目視しその表記状況から保護法対応状況を調査した。

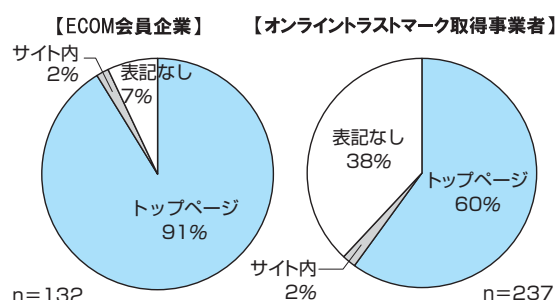
調査項目は

- ・個人情報保護方針表記の有無
- ・同個人情報保護方針に記載されている内容
- ・開示請求手続きに関する記載
（請求方法、手数料の有無、回答期限 等）
- ・クッキー利用に関する記載の有無と利用目的
- ・プライバシーマーク取得の有無

等であるが、調査結果の一部を以下に報告する。

なお、ECOM 会員企業・オンライントラストマーク取得事業者間の最大の相違点はその企業規模にあることを付記しておきたい。

(a) 個人情報保護方針をホームページ上に表記している企業の割合



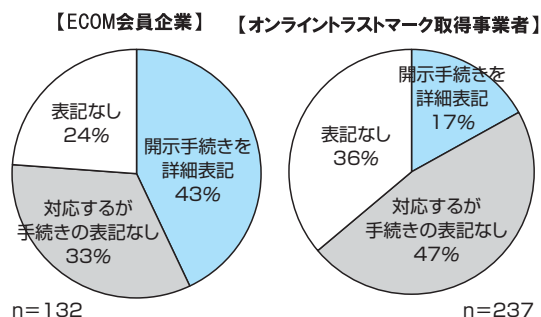
〈調査結果〉

ホームページ上に何らかの形で個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に関する記述がある企業は、ECOM 会員企業で 93 %、オンライントラストマーク取得事業者で 62 % となっており、表記率はこの一年で大きく伸びた。個人情報保護方針の表示にあたっては自社の取り組みを誠実にアピールすることが重要でありホームページ上の分かりやすい場所にリンク表示することが強く望まれる。

表 1 〈個人情報保護 WG〉活動経過

区分	回次	開催日
	活動内容	
WG	第 1 回	平成 17 年 7 月 20 日
	メンバー各社の保護法対応状況	
WG	第 2 回	8 月 29 日
	保護法施行後のトラブル事例と事業者に見られる対応	
WG	第 3 回	9 月 26 日
	ECOM 個人情報保護ガイドライン改訂案検討	
セミナー	第 4 回	11 月 7 日
	個人情報保護を巡る官民の最新動向	
	ー個人情報保護法施行後の状況と施策動向について	
	ー松下電器における個人情報保護の取り組み	
WG	第 4 回	11 月 10 日
	ECOM 個人情報保護ガイドライン改訂案検討（前回の続き）	
WG	第 5 回	12 月 19 日
	個人情報保護に関する海外の動向	
WG	第 6 回	平成 18 年 1 月 31 日
	保護法施行元年の回顧と今後の課題	
WG	第 7 回	2 月 28 日
	保護法施行元年の回顧と今後の課題（前回の続き）	

(b) 個人情報の開示等の手続きに関する記述の有無



〈調査結果〉

保護法制定のポイントの1つに情報主体による開示請求権があるが、その具体的な手続きまで表記している割合は両者間で相当な差が見られる（43 %対 17 %）。開示対応は事業者の義務事項であることや消費者からの信用を一層確かなものにするため、その具体的な手続きについては誰でもが容易に知りうるような対応が望まれる。

(2) 全面施行以降の個人情報漏洩事件・事故内容と ECOM 個人情報保護ガイドラインの改訂

法律の施行後も個人情報の漏洩事件・事故はあとを絶たず、内閣府国民生活局によると上半期に主務官庁に報告された事案は実に 900 件近くに上る。事件・事故の発生事由は様々であるが代表的なものを下記にあげる。詳細は ECOM 成果報告書を参照されたい。

【当事者の意図的な行動によるもの】

- ・顧客数 No.1 を誇る価格比較サイトが不正アクセスにより改ざんされ、同サイトにアクセスした会員の個人データが外部に流出した。
- ・ショッピングモール出店企業の元社員がモール・サーバにあった個人データを入手し、名簿業者に転売した。
- ・ネットショップ顧客を装った何者かがネットショップ事業者からスパイウェアを使って ID などを入手、預金を不正に引き出した。
- ・大手アパレル事業者ネットショップのサーバが何者かに不正にアクセスされクレジットカード情報を含む顧客データが数千件流出した。等

【当事者の過失・不注意によるもの】

- ・従業者が自宅に持ち帰った個人情報を含む機密データがファイル交換ソフトを通じてネットに流出した。
- ・営業部員が社用外出の際に持ち出した個人データ入り PC を移動中に紛失した。

- ・保有個人情報一斉点検の中で顧客取引データが記録されたマイクロフィルムの行方不明が判明した。等

本 WG ではこのような漏洩事件・事故の未然防止に有効と思われる具体的な安全管理基準を検討し ECOM 個人情報保護ガイドラインに追加した。以下、今回の改訂ポイントの代表的なものを列記する。

(a) 物理的盗難・紛失対策

- ①個人データベースのクライアント端末への格納禁止（但し、メールアドレス・電話番号など連絡用に用いる個人データを除く）
- ②社外等への持出し制限と台帳管理の徹底
- ③退社・移動時の起動ロック、データファイルの暗号化、鍵のあるロッカーへの格納

(b) 不正アクセス・ウィルス対策

- ①不正アクセスの有無、ウィルスの侵入を常時監視し、異常を発見した場合は直ちにシステムを停止しその安全を確認する。
- ②アクセス制限実施の際には必ず詳細操作ログを採取し、事故発生の原因究明に備える。
- ③（個人情報保護管理者の承諾がない）私用 PC ・未検疫 PC 等のネットワーク接続を禁止する。
- ④暗号化を施すことなく、インターネット上で個人情報を含んだファイルの送信を行わない。

(c) 人的安全管理の強化

- ①従業者の教育・訓練実施にあたっては個人情報保護に関する考え方とルールを明確に提示し随時その遵守度をチェックする。
- ②人事制度、就業規則との整合を図り、故意、重大な過失・違反行為については罰則規定を適用する。

(注)「ECOM 個人情報保護ガイドライン改訂版 (Ver4.0)」は下記にて参照可能。

<http://www.ecom.jp/report/guideline.html>

まとめ

個人情報漏洩事件・事故の発生はその後依然高水準にある。また一方では誤配信を恐れるあまり FAX の使用を停止したり、コールセンターにおいて（従来は行っていた）相談内容の録音を自制し、かえって顧客サービスが低下したなど行き過ぎとも思える動きも出ている。保護法の意図するところを定着させていくためには適時現場で起きている様々な問題については実態に合致した法解釈を確立し社会的コンセンサスを形成していくことが重要であり、行政、民間事業者、各界有識者一体となった活動が引き続き求められている。

セキュリティ WG / 電子署名認証 SWG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 前田 陽二

Working Group

活動概要

「e-Japan 戦略」は、すべての国民が情報通信技術を活用し、その恩恵を最大限に享受できる社会の実現に向けて、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指して、2001年1月にスタートした。今年度はその5年目にあたる。

この間、2001年4月に電子署名法が施行され、公開鍵暗号基盤（PKI）によるデジタル署名が法的な意味合いを持つことになった。デジタル署名の利用は政策的、制度的、技術的および利用環境としても利用可能な状況にある。

これまで、デジタル署名の利用は電子政府のサービス展開に伴って政府企業間（G2B）において利用され始め、また企業間（B2B）においても一部の業種で利用され始めているが、その展開のスピードは遅い。さらに、企業消費者間（B2C）や個人間（C2C）では、購入した商品が届かないなどの多くのトラブルがすでに発生しているにもかかわらず、ほとんど利用されていない。

そこで、デジタル署名の利用拡大のための検討を行った。本年度は、初年度に当たりデジタル署名が利用されるべき分野、そのために検討すべき項目の洗い出しを、民間におけるデジタル署名の利用に絞って検討を進めた。

活動成果

最初に、日本におけるデジタル署名の利用状況を把握した。次に、これまでデジタル署名の利用が拡大しない理由として挙げられた項目について分析を行った。同時に、実際にネット上で発生しているトラブルについて、デジタル署名が対応できる項目について整理した。以上を踏まえて、今後特に重点的に検討を進めるべき項目を洗い出した。

(1) デジタル署名の普及の現状

公開鍵暗号基盤の構築を進め始めた2000年から2004年ごろに、識者が描いていたデジタル署名の利用分野を再確認し、現状のデジタル署名の利用状況について国内の代表的な利用事例を調査した。

(2) デジタル署名の普及における問題点

デジタル署名の普及を妨げていると思われる問題を有識者の意見などが記載されている報告書などからピックアップし、さらにワーキングメンバーからの意見も加えて、これらの問題点を需要、適用可能範囲、法令／施策、標準化／相互運用性、安全性／信頼性、導入容易性、操作性／運用性、保守性に分類した。次に分類ごとにその意見の本質を理解して、導入コストあるいは利用環境の充実、などPKIの普及に伴い解決されるもの、あるいは法律の整備が必要なものなどその対策方法を分析し、検討課題の抽出を行った。この分析結果を次ページの図1に示す。

(3) ネットワークトラブルの分析

ECOMのADR（裁判外紛争解決）WGがまとめた2003年度、2004年度のECのトラブル事例をセキュリティ確保の観点から分析し、デジタル署名を利用することによりトラブル回避できる利用分野、利用場面を整理した。

① B2C取引（ネット通販等）の場合

B2Cの取引を想定した場合には、業者の信用が大きなポイントとなるため、購入者となる個人から販売者となるショップに対する信用確認方法に着目して評価する。初回の取引においてはオンライントラストマーク、モール事業者の信用、商業登記や認定認証局の電子証明書等が有効な手段となる。また、繰り返し取引が発生する場合には、同一性の確認が有効に働き郵送確認済みの住所や銀行口座等も役立つ。

② B2C取引（個人のネットショップ等）の場合

現在運用されているオンライントラストマークやADR（裁判外紛争解決）を個人の出展業者でも利用しやすい低コストな制度として実現してゆくために、個人事業主に関しては公的個人認証の証明書による本人確認方法も有効と考えられる。

③ C2C取引の場合（ネットオークション等）

C2C取引では相手が個人となるため、販売

者、購入者両方に関して個人の特定が重要になってくる。初回の取引においては、認定認証局の電子証明書や公的個人認証証明書が有効であるが、コスト的に認定認証局の証明書を個人で取得する機会は少ないため、公的個人認証が最も有力な手段となるであろう。ただし、現時点では民間における自由な利用が許されていないという課題がある。

(4) 検討課題

①デジタル署名の投資効果の視覚化

デジタル署名を利用するためには、認証基盤の整備などに大掛かりな投資（コスト）が必要になることが多く、経営者にとって投資効果を分かりやすく示す方法の確立が重要である。

②三文判電子署名利用モデルの提案

高額でない取引の受発注書のやりとりや、ネットオークションでの取引の意志確認の履歴としての捺印など、それほど厳格でなくても良いが簡易で安価な署名が適切というシーンも考えられ、このモデルを検討する。

③デジタル署名導入ガイドラインの作成

厳格なデジタル署名の本来の威力が十分に発揮できる利用モデル群とベストプラクティスを示すことで、デジタル署名の本質的な利用可能性をより啓発し、また厳格であるが故に容易でない導入を支援するためのガイドラインを作成する。

まとめ

ネット取引において本人確認を確実に行うことで、本人の身元が知られることによる犯罪抑止効果や、万一のトラブルが発生した場合に本人の追跡を可能とすることにより、迅速なトラブル解決につなげることができると考える。このような情報開示は、プライバシーに配慮すべきとの議論もあるが、個人情報についてはトラブル発生時にのみ開示するようプロバイダやオークション業者が責任を持って管理する等の方法も十分採りうるものである。

今後、平成17年度の検討結果に基づき、ユーザー企業を中心とした体制を作り、課題の検討を進めていく予定である。

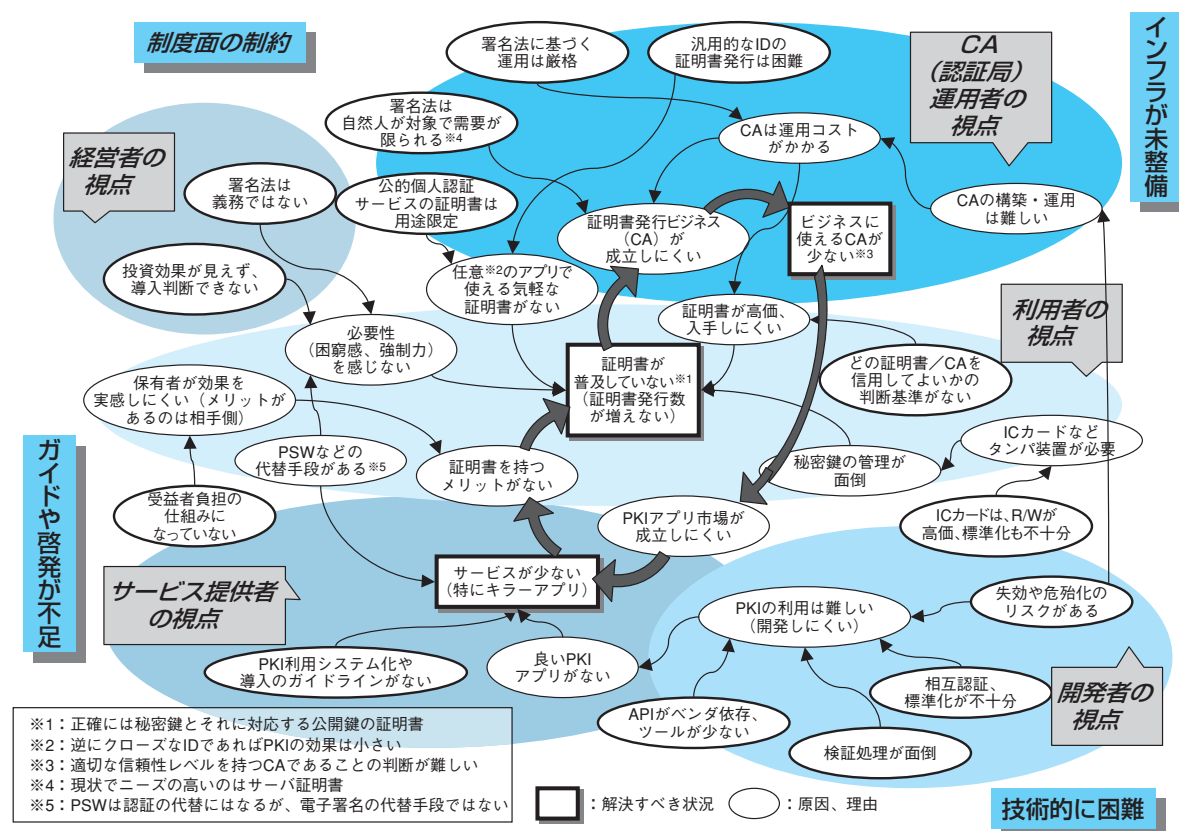


図1 電子署名およびその基盤となるPKI普及上の主な問題点の相関

セキュリティ WG / 長期署名保存フォーマット普及 SWG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 前田 陽二

Working Group

活動概要

2005 年 4 月に e 文書法が施行され、これまで民間企業において紙での保存が義務付けられていた税務関連等の文書（書類や帳票等）をデジタルデータで保存することが可能となった。署名された電子文書の長期保存を考えると、電子署名を行う人（署名者）とそれを数十年後に検証する人（検証者）が同じシステムを利用するとは限らず、標準仕様に準拠していないシステムの導入はひとつのベンダーに制約されるだけでなく、そのベンダーのサービス停止によって、保管していた文書データの利用が困難になる可能性がある。

ECOM では 2000 年度から文書や電子署名文書の保存技術に関するガイドラインの作成や各種調査研究を行ってきた。これらの活動を通じて幾つかのベンダーが実際の製品を開発したり、特定のプロジェクトでこれらの技術を用いるようになってきた。しかし、多くの実装はベンダー内に閉じており、相互運用性については今まで実証されてこなかった。そこで、今回広く参加会社を募り、相互運用性実験を行った。

活動成果

この実験については、広く参加を求めるため、2005 年度中に計 4 回のプレス発表を行った。以下にプレス発表のタイトルを示す。

- ・「長期署名フォーマット製品の相互運用性テスト実施に向けた活動を開始」2005/5/13
- ・「長期署名フォーマットプロファイルを完成し意見募集を開始」2005/8/10
- ・「長期署名フォーマットプロファイルを完成し相互運用性テストの参加企業の募集を開始」2005/9/21
- ・「相互運用性テストの結果報告会を 12 月 16 日に開催」2005/12/14

具体的な活動としては、従来フォーマットである CAdES^[1] や XML ベースの XAdES^[2] などの標準に基づく長期署名フォーマットを日本国内で普及定着させるべく、標準の曖昧な表現に一意の解釈を与えた「長期署名フォーマット

のプロファイル」を策定した。次に、このプロファイルに基づいたテスト仕様を作成し、実験参加 13 社と実験協力 2 社（テストデータおよびテスト環境の提供）により参加各社の製品（一部プロトタイプを含む）の相互運用性テストを実施した。

この結果は、2005 年 12 月 16 日に開催した「第 7 回 ECOM セミナー」の中で報告するとともに、「長期保存フォーマット普及セミナー」を 2006 年 2 月 24 日に開催し、実験に参加した中から 9 社が製品紹介を行った。

(1) 長期署名フォーマットプロファイルの作成

長期署名フォーマットの最大の特長の一つがそのポータビリティ（可搬性）である。つまり、「仕様が公開されており、誰でも構築や検証が可能なのか、長期署名の構築処理を途中で他者へ継承することが可能である」という性質を持つ。ところが、CAdES、XAdES とともに仕様が複雑であり、我々が目的とする『デジタル署名の長期的な有効性の維持のための基本的な考え方と要件』^[3] にとって、冗長な定義も含んでいる。逆に必要と思われる定義が不足していたり、また、解釈に曖昧性を生じたりする部分もある。

そこで、これらの問題を解決するために、標準プロファイル（ECOM プロファイル）を定義した。プロファイルを定義するにあたっての方針は次の通りである。

- ①相互運用性の確保を可能とする定義を行う。
解釈に曖昧性が生じる部分については解釈を明確化し、必要と思われるが必要性が明記されていない部分については補足する。
- ②実装の負担軽減を目的として、冗長と思われる定義上の選択肢を削減し、実装を必須とする範囲を縮小する。

(2) テストデータの設計

検証の際に使用するデータは今回の実験期間内にとどまらず、国内外の実装を待つ利用者が広く利用できるようなテストデータを設計し公開した。

(3) 相互運用性試験

実証実験では、参加企業が実装した装置（システム）が生成したデータを、他の全ての参加企業が互いに検証するテストと、「成功系・失敗系」を含む検証機能を確認するためのテストの2種類を行うこととした。前者を「オンラインマトリックス生成・検証テスト」、後者を「オフライン検証テスト」と呼ぶこととした。

①オンラインマトリックス生成・検証テスト

ある実装が生成した有効な長期署名フォーマットのデータが相互に読み込みおよび検証ができることを確認するためのテストを行う。あらかじめ指定された署名対象データ、証明書、CRL（Certificate Revocation List）、タイムスタンプサービスを用いて参加企業全ての製品により長期署名フォーマットデータ（ES-T, ES-X Long, ES-A）^[4]を生成する。参加企業の各製品において、他社製品の生成したデータが有効であることを検証する。CRLおよびタイムスタンプトークンはオンラインで取得する。指定し

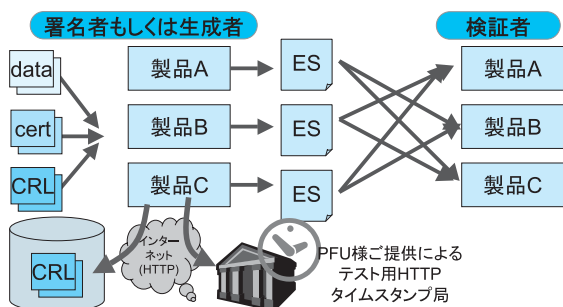


図1 オンラインマトリックス生成・検証テスト

た証明書、CRL、タイムスタンプサービスにより各製品により有効であるようなESフォーマット（ES-T, ES-X Long, ES-A）を生成する。各製品において読み込み、他社の生成したデータが有効であることを検証する。CRLとTSA（Time Stamp Authority）はオンライン、それ以外はオフラインとした。

②オフライン検証テスト

ECOM プロファイルに基づく共通のESフォーマットデータを用いて正しく検証することができを確認する。テストツールにより生成されたESフォーマットのデータ（ES, ES-T, ES-C, ES-X long, ES-A）、証明書、CRL、署名対象データをもとに、検証結果が期待値と一致するかどうかを確認した。

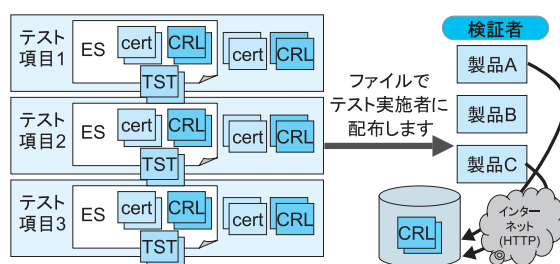


図2 オフライン検証テスト

まとめ

今回の実験に参加した13社すべてが、テストに合格することができた。

今後、このECOMで作成したプロファイルの普及を行っていくとともに、標準化機関に広報活動を行っていく予定である。

参考文献

- [1] CAdES（CMS（Cryptographic Message Syntax）Advanced Electronic Signature）RFC3126: Electronic Signature Formats for long term electronic signaturesで規定されている。
RFC: Request for Comments（IETF（The Internet Engineering Task Force）における標準等の検討内容を表した一連の文書）
・ ETSI TS 101 733 V1.6.3（2005-09）"Electronic Signatures and Infrastructures（ESI）；CMS Advanced Electronic Signatures（CAdES）"
ETSI: European Telecommunications Standards Institute（欧州電気通信標準化機構）
- [2] XAdES: ETSIで標準化されたXML署名フォーマットを拡張した長期署名フォーマット
・ ETSI TS 101 903 V1.3.1（2005-05）"XML Advanced Electronic Signatures（XAdES）"
- [3] 電子署名文書長期保存に関するガイドライン 電子商取引推進協議会 平成14年3月
- [4] 電子文書保存のしくみと実務 e-文書法への実践的対応 中央経済社 木村道弘、前田陽二、宮崎一哉 平成17年12月10日

セキュリティ WG / 情報セキュリティ懇話会

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 川嶋 一 宏

Working Group

活動概要

ネットワーク社会の進展にともない情報セキュリティの重要性はますます拡大するとともに、検討課題の領域も広がる一方である。旧 ECOM では、設立当初から情報セキュリティに取り組んできたが、誰もが EC を利用するという環境になったことを踏まえ、新たな視点で、今後、官民が一体となって取り組むべき課題やトピックスについての情報や意見の交換を行うことも有意義と考え、平成 16 年度に引き続き、「情報セキュリティ懇話会」を設置し、有識者の招聘を行い、情報セキュリティに関心を持つ関係者と、図 1 のテーマに関して自由な意見交換を行った。

活動成果

平成 17 年度の活動では、① EC 利用が国民全体に広がり、誰もが被害者になりえる利用環境になったこと、② 個人情報の利用において、個の利益と公の利益がトレードオフの関係にあること、③ サービス提供者（企業）は情報漏洩等により大きな信用の失墜になる社会環境であること、④ 情報漏洩は国内だけの問題ではなく、海外での事件が国内でも影響すること、⑤ 一般利用者也膨大な情報を持ちえる分散システム環境に進化していること、⑥ 情報セキュリティへのリスクが組織的な営利目的の犯罪へと進化していること、⑦ インターネット利用のリスクに関するリテラシーの向上、などを、ECOM 会員を含む内外の参加者と情報共有した。各回での講演と自由討論（意見交換）の概要を成果として以下にまとめる。

情報漏洩事故

カード会員情報が大量流出

スパイウェアの実態と対策

拡大するスパイウェアの被害
(発見されにくい。見分けが付きにくい。)
スパイウェア対策の 5 箇条

インターネット利用のリスク

インターネットの向こうにいるのはだれ？
「接続先・差出元」確認していますか？
サーバ証明書があれば大丈夫？
何を信じればよいのでしょうか？

住民基本台帳ネットワーク判決

金沢達憲 名古屋合憲
(自己情報コントロール権)
目的外利用、個の利益と公の利益

公的個人認証サービス

公的個人認証法の改正
(口座開設時等の本人確認方法への活用)
公益的分野への利用範囲拡大の検討
(保健医療福祉分野、官民連携ポータル、等)

情報セキュリティ確保の必要措置

企業を取り巻く環境の変化
情報セキュリティガバナンスの必要性
施策ツールとISMS等との基本的関係
やれることから始めよう

ISMS国際標準化の動向

ISO/IEC27000シリーズの制定 (Information securityの体系化 (2005.4))
“should (することがぞましい)”を“shall (ねばならない)”へなど
ISO/IEC17799、27001のJIS化見込みとISMS認証制度の移行

情報を丸ごと送信しなくて良いモデル

現在のe-コマース・クレジットカード決済の概要
クレジットカード情報を分割・分散管理
利用者、サイト事業所、クレジット会社のメリット

バイオメトリクスセキュリティ

バイオメトリクス個人認証の特徴と事例
バイオメトリクスの脆弱性 (テンプレート保護)
社会的な認知、相互運用、公的ルールと民間ガイドライン、活用

図 1 平成 17 年度 実施テーマ

＜テーマ1＞

住民基本台帳ネットワークシステム 判決について

(1) 講演概要

住民基本台帳ネットワークシステムに関して、同時期に同等な内容の事案に対して、金沢地裁では「違憲」、名古屋地裁では「合憲」の判決が下された経過、隘路となった「自己情報コントロール権」等を紹介した。

(2) 自由討論での主な意見

自由討論では、①同時期に同じ内容に対して司法の判断が分かれたことが情報システムを提供するものとしては困ってしまう、②個人情報の利用においては、個の利益と、公の利益がトレードオフの関係にあり、事前によく検討し、利用目的を開示しておくことが重要である、③サービスを提供する側としては、個人情報があれば仕事にならず、適正な管理は必要であるが、過敏になるとサービスが提供できなくなる、④公権力により、対象者全員の情報が強制的に格納されるという点が、民間企業における個人情報の利用と根本的に異なっている、⑤現在、本人確認手段が、免許証、印鑑証明などであり、電子商取引を進めていく上では、安全・安心に個人を識別できる仕掛けとして住民基本台帳カードが重要である、などの意見を交換した。

＜テーマ2＞

情報セキュリティ確保のために 必要とされる措置

(1) 講演概要

講演では、情報セキュリティに関する企業を取り巻く環境の変化、情報セキュリティガバナンスの必要性、施策ツールと情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、システム監査制度等との基本的関係など、組織としてやるべきことや一人一人がすぐ取り掛かれることなどを紹介いただいた。

(2) 自由討論での主な意見

自由討論では、①企業間のバリューチェーンなどITの効果的活用が企業の業績向上に寄与し、ITが社会や顧客への影響、経営に与える影響が大きくなっている、②米国の情報処理会社から、クレジットカード約4,000万人分の情報が流出（平成17年6月17日）を含め、重要インフラにおいての事故が現実数多く発生している、③相次ぐIT事故を背景に、我が国企業の情報セキュリティに関する意識は急速に高まっている、④ウイルス対策ソフトやファイアウォールの導入はほぼ一巡したが、これら以外の情報セキュリティ対策は導入が進んでいな

い、⑤我が国企業が情報セキュリティ投資を行う上で障害と感じる主要因として、費用対効果が見えない、どこまで行えばよいか基準（レベル）が示されていない、などの意見を交換した。

＜テーマ3＞

情報を丸ごと送信しないで良い ソリューションについて

（分散型データセキュリティ）

(1) 講演概要

講演では、利用者、サイト運営者、決済者の間で行われる処理において、クレジット番号等の個人情報を分割して送信することにより、サイト運営者に必要のない情報（例えばクレジット番号）を渡すことなく決済ができる新しいソリューションを紹介し、セキュリティに関する具体的な問題点、解決のための試みなどを紹介した。

(2) 自由討論での主な意見

自由討論では、①一般利用者も膨大な情報を持ちえる分散システム環境に進化していること、②分散型データセキュリティによるソリューションが暗号化とは異なり、原始データそのものを分割するため解読されないこと、③組織間にデータを分散させた際のそれぞれの組織の役割やセキュリティに対する考え方を作っていくことが必要であること、などの意見を交換した。

＜テーマ4＞

情報セキュリティ技術の国際標準化動向

(1) 講演概要

講演では、2005年11月に行われた国際会議（JTC1/SC27）等から、情報セキュリティ技術（SC27）の国際標準化の動向としてISO/IEC27000シリーズの制定（情報セキュリティの体系化（2005.4））やISO/IEC17799、27001のJIS化の見込みとISMS認証制度の移行などについて紹介した。

(2) 自由討論での主な意見

自由討論では、①情報セキュリティ関係の国際標準の文面が“should（することがのぞましい）”を“shall（ねばならない）”へと厳しくなっていること、②ISOへの暗号アルゴリズムの登録はどのようになっているのか、③ISOへの登録の際には公的な評価機関が必要なのではないか、④BS7799、等は一本化されていくのか、⑤ISMS等の認定機関は国際的な認定機関に入っていくべきではないか、などの意見を交換した。

＜テーマ5＞

スパイウェアの実態と対策について

(1) 講演概要

講演では、スパイウェアの実態と対策として、拡大するスパイウェアの被害、発見されにくい見分けが付きにくいスパイウェアの特徴、スパイウェア対策の5箇条などについて紹介した。

(日本ネットワークセキュリティ協会：

<http://www.jnsa.org/spyware/index.html>)

(2) 自由討論での主な意見

自由討論では、①EC利用が国民全体に広がり、誰もが被害者になりえる利用環境であること、②情報セキュリティへのリスクが組織的な営利目的の犯罪へと進化していること、③最先端の侵入技術は進み、対策が後手となり、製品開発等のレベルでの対応がもっと求められるようになること、④スパイウェアの実態と対策に十分注意を払っていくべきであること、⑤技術で対応していく部分と技術以外で対応していく部分とに分けて進めていくべきではないか、などの意見を交換した。

＜テーマ6＞

公的個人認証サービスについて

(1) 講演内容

講演では、公的個人認証サービスの展開状況、公的個人認証法の改正、口座開設時等の本人確認方法への活用、公益的分野への利用範囲拡大の検討(保健医療福祉分野、官民連携ポータル、等)について紹介した。

(2) 自由討論での主な意見

自由討論では、①公的個人認証が医療などの情報アクセスコントロールの認証インフラと拡張されていくことにより、1つの大きな本人確認手段になりえること、②公的個人認証サービスに関する最近の動向、③公的個人認証は、民間の手続きを開始するための手続きに必要なになっていくこと、④普及促進には利用してもらうアプリケーションの利便性が重要であること、などの意見を交換した。

＜テーマ7＞

バイオメトリクスセキュリティの 動向と課題について

(1) 講演内容

講演では、バイオメトリクスセキュリティ、バイオメトリクス個人認証の特徴と事例、バイオメトリクスの脆弱性(テンプレート保護)、社会的な認知、相互運用、公的ルールと民間ガイドラインなどについて紹介した。

(2) 自由討論での主な意見

自由討論では、①生体情報は究極の個人情報で、盗まれたり、見られたりしてしまうリスクに対し、PKIの秘密鍵を作成する方法によって、生体情報そのものは持たないやり方も出てきている点、②生体情報そのものは持たないやり方が社会受容性の観点から重要ではないか、③最近、マルチモーダル(複数の識別情報を用いるやり方)というやり方がある点、などの意見を交換した

＜テーマ8＞

基盤担当が感じる

インターネット利用のリスクについて

(1) 講演内容

講演では、インターネットの向こうにいるのは誰か、「接続先や差出元」を確認しているか、サーバ証明書があれば大丈夫か、受け取った情報は何を信じればよいか、インターネットはビジネスの「道具」になっているかなど、基盤担当が感じるインターネット利用のリスクについて紹介した。

(2) 自由討論での主な意見

本テーマは、誰もがECを利用するという環境になったことを踏まえ、2回の自由討論を行った。

自由討論では、①インターネットの様々なリスクに対して、様々な分野の参加者による考え方、②インターネットやメール利用での情報漏洩リスクをいつの間にか忘れかけていること、③メールは封筒に入っているわけではないこと(秘匿性)、④発信元、メッセージ、ホームページなどは改竄可能であること(信憑性)、⑤こうしたリスクを理解した上で、インターネットが道具として身につけているか、⑥「危険」「安全」の判断を個人が身に付けているか、⑦クライアントから見たサーバの信憑性を確保することが行われているか、⑧起こった事案が、バグか、脆弱性か、リスクかによって、対応が変わってくる点、⑨インターネット利用のリスクに関するリテラシーの向上の必要性、などの意見を交換した。

今後の予定

平成18年度も、年度初めに決めたテーマで活動するだけでなく、最新の情報を捉えながら、新たな視点で今後、官民が一体となって取り組むべき課題やトピックスについての情報の交換や意見の交換の場を設ける。情報セキュリティに関する、最新の出来事、法律、標準化、政策、ソリューション、問題意識を中心として、外部の有識者の方を招きながら、ECOM会員の懇

話会メンバーとともに講演と自由討議を行う。
平成 17 年度は、参加メンバー内の情報交換にとどまっていたが、平成 18 年度は、ECOM News などを通じ、参加メンバー以外にも情報発信していく。

表 1 〈情報セキュリティ懇話会〉活動経過

回次	開催日
区分	懇話会テーマ／演題
第 1 回	平成 17 年 7 月 7 日
テーマ	石川県金沢地裁での住民基本台帳ネットワークシステム判決とセキュリティシステムの適法性に関して
講演	住基ネット判例を読む
第 2 回	10 月 25 日
テーマ	個人情報漏洩に対する情報セキュリティ確保のために必要とされる措置
講演 1	情報セキュリティ確保のために必要とされる措置について
講演 2	WEB 上でカード情報を丸ごと送信しなくて良い新たな決済モデルについて
第 3 回	11 月 28 日
テーマ	情報セキュリティ技術の標準化動向とネットワークに潜むスパイウェア
講演 1	情報セキュリティ技術標準化の最新動向について
講演 2	スパイウェアの実態と対策について
第 4 回	平成 18 年 2 月 3 日
テーマ	情報セキュリティに関わる認証とインターネット利用のリスクについて
講演 1	公的個人認証サービスに関する最近の動向
講演 2	バイオメトリクスセキュリティの動向と課題
講演 3	基盤担当が感じるインターネット利用のリスクについて ーどうやって確認しますか？ インターネットの向こうにいるのは誰でしょうー
第 5 回	3 月 8 日
テーマ	「インターネット利用のリスクについて」(その 2)
講演	基盤担当が感じるインターネット利用のリスクについて
報告	本年度のまとめ

〈参考〉

平成 17 年度 ECOM 情報セキュリティ懇話会

本会趣旨：

本会は、年度始めに設定した報告内容に向かって活動するのではなく、「今、現実社会で何が問題として起こっているのか?」、情報セキュリティを自分達の業務やビジネスとして捉えているメンバーが、実情に関して忌憚無く意見交換できる場を作り、相互のレベルアップとともに、その中から本当に必要な ECOM 活動を見出していくことをミッションとして、進めて参りたいと存じます。

IT 利活用 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 福永康人・川松和成

Working Group

活動概要

(1) はじめに — WG 設置目的—

IT 利活用 WG は、B2B EC および B2C EC の先進的な事例を知ることにより、WG 参加者がその利用場面を広く理解することを目的に設置したものである。

平成 16 年度の「EC 実態・市場規模調査」によれば、B2C が 5.6 兆円、B2B がインターネット・ベースで 102 兆円（専用線、VAN などのインターネットとそれ以外のベースでは 190 兆円）となり、わが国では初期の EC の普及期を終え、それぞれの企業の特質に合わせた導入が進んできていると言える。

このような動きをキャッチアップするような事例（それらを先進事例と呼ぶ）を選び、実務担当者から直接報告を受けることにより、WG 参加者それぞれの立場に合った情報を得ることを目的とした。

(2) どのような事例が先進的か

具体的には「先進事例」とは、以下にカテゴライズしたものである。

- ①WG の参加者にとって興味のあるテーマ、または事例
- ②事務局で考える「先進的な」事例、テーマ

①に関しては、「はじめに」で示したように WG 参加各社の現状での課題を反映したものであると考えたからである。

②に関しては、従来から経済産業省等と共同で「EC 実態・市場規模調査」を実施しており、また、独自に「国内外の B2B EC 動向調査」を実施してきた。これらの調査を踏まえ、先進的なテーマや事例を選定したものである。

(3) WG 運営方法

本 WG は、「最新の B2B、B2C EC に関する事例の研究」と称し、参加者で選定したテーマに関連する事例や先進的な事例を勉強する場と考えている。その為に広く ECOM 会員、学識経験者、関係業界団体・企業をオブザーバとし

て参加していただいた。WG は、4 回開催したが、この WG は事例研究会と称し、1 回の事例研究会で 2、3 事例の講演をいただいた。事例研究会は、合計 3 回開催し、事務局の講演も含めると計 8 講演を行った。

活動成果

活動の成果（講演の内容）としては、以下が挙げられる。

① B2C EC では、健康食材の宅配サービスの例を取り上げたが、当初のビジネスモデルが成功し、より大きなマーケットの拡大に向け、検討が行われている。

②次に、Web による拡販については、大手自動車メーカーの例を取り上げ、TV、新聞、雑誌等の従来メディアと Web との比較が行われ、確実に Web ベースでの拡販効果が確認された。

③ B2B EC では、まず金型メーカとその利用者を繋ぐ e-マーケットプレイスの例を取り上げた。この事例では、国内の企業によるビジネスマッチングの場である e-マーケットプレイスに仮想工場という機能を持ち込み、直接そこが受注し、優良加工業者にオーダーを流す役割を付加している。

④次に、大手電力会社では、電力の競争激化によって、電力価格の低価格化を実現するため、調達コストのカットのための戦略部門と位置づけ、B2B EC をその戦略の重要なツールとしている。

⑤日用品雑貨化粧品業界での EDI プラットホーム事業者では、従来の専用線ベースから AS2 と呼ばれるインターネットベースの通信プロトコルの採用も始まり、より一層の普及に向け、サービスを付加している。

⑥また、B2B EC を企業内部で支える基幹シ

システムである ERP について、大手化学会社での事例から、その導入と効果について紹介した。

⑦大手電機メーカーから、IT バブルの絶頂期に SCM を導入したが、上手く動かず、見直しを経て再導入した事例が紹介され、かつて SCM を導入して同じ状況下にある企業には有用な情報となった。

今後の予定（まとめ）

本年度は、このように一定のテーマを持たず、先進事例というキーワードで取り上げてみた。ここで分かるように B2C、B2B とも各企業の

身の丈にあった導入、利用がなされてきた。従って、各企業においては、そのような事情を踏まえつつ、今利用されている B2C、B2B の改良に取り組まれることを期待したい。一方でこれから B2C、B2B を導入される企業においては、このような情報を参考に慎重に導入されることを期待するものである。

そのような意味で、今回頂いた情報は、有用であると考えている。

来年度については、IT や EC の効果測定についての情報をまとめ、より有効な IT や EC の利用の促進に役立てたいと考えている。

表 1 〈IT 利活用 WG〉活動経過

区分	回次	開催日
	活動内容	
セミナー	第 2 回	平成 17 年 7 月 21 日
	ECOM セミナー 平成 16 年度 電子商取引に関する実態・市場規模調査	
WG	第 1 回	9 月 2 日
	・本 WG の活動と今後の運営方針説明、平成 16 年度 EC 実態・市場規模概要説明	
	第 2 回	11 月 2 日
	・第 1 回事例研究会 B2B 事例講演 3 件	
	第 3 回	平成 18 年 1 月 12 日
	・第 2 回事例研究会 B2C 事例講演 2 件、欧州、米国事例出張報告	
	第 4 回	2 月 10 日
	・第 3 回事例研究会 B2B 事例講演 2 件（ERP、SCM システム）	

電子政府・ビジネス連携 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 安達和夫

Working Group

1. 申請手続き電子化の状況とその課題

2005 年度は「e-Japan 戦略」の最終年度であるとともに、電子政府構築計画が結果を出す年でもある。これら一連の施策の結果、国の申請・届出の 96 % がオンライン化された。しかしながら、電子申請の利用率は依然 1 % を下回っている。「e-Japan 戦略」に次ぐ「IT 新改革戦略」では、2010 年度までに電子申請の利用率を 50 % まで引き上げることが行動計画の柱として盛り込まれた。

ECOM における過去 5 年間の電子政府関連 WG 活動では、利用者の視点に立った電子政府利活用を一貫したテーマとして活動を行ってきた。今年度は「従業員関連手続き」と「電子税務申告」の 2 つのテーマを取り上げて、企業における行政関連手続きの負荷軽減のための課題ならびに普及策について検証を行った。その結果、電子政府・電子自治体に対する期待は強く、特に企業においては間接コストを削減するうえで極めて有効な施策であるとの結論を得た。

例えば退職手続きの実態を探るために、アンケート調査を行った結果、企業 1,000 社、退職を迎える前後の世代 400 人余りから回答があり、そのうちの 90 % 以上がオンラインによる申請・届出の実現を望んでいることが判明した。

また、一般市民を対象にしたアンケート調査も行ったが、得られた回答数 21,047 件のうち約 70 % が現状の行政サービスに不満を感じており、不満の大きな理由が「手続きに時間がかかる」「開庁時間に制限がある」であり、同時に半数以上が電子政府を「機会があれば使いたい」と回答している。さらに、利用したいサービスとして「電子申請・届出」という意見が圧倒的に多く、その理由は「窓口に向かう手間が軽減される」「自由な時間に手続きができる」と回答していることから、現行の行政サービスに対する不満の解消策として電子申請が期待されていることがうかがえた。

このように期待が高いにもかかわらず電子申請の利用率が低迷している原因を探ったところ、「オンライン可能な手続が分からない」「公

的個人認証の取得と運用が煩雑」「窓口単位の電子化のため一括申請ができない」といった意見が多く出た。特に公的個人認証については、電子自治体のオンライン化において、行政公文書の開示請求などの「性格上、本人確認の必要がない手続き」、施設予約などの「別途利用時等に対面等で本人確認を行う手続き」、犬の登録・死亡届などの「重大な法律関係の変更等を伴わず、仮に成りすまし等が生じても権利関係の回復が容易な手続き」といった手続きの電子化ばかりが進んでいることから、公的個人認証の取得率の低さが電子申請の構築や普及を阻み、使えるサービスが少ないために公的個人認証の取得も進まない、といった負の連鎖に陥っているように思われる。

そこで、本年度の WG では、電子申請を普及させるうえでの課題を解決する上で、以下のような可能性を検証した。

① 認証方法の柔軟な運用

国への電子申請は、基本的に公的個人認証を使用した電子署名による本人性の確認が前提になっており、自治体における申請も、公的個人認証を採用することで成りすましを防止している。

一方で、公的個人認証の取得率の低さが電子申請の構築や普及を阻み、使えるサービスが少ないために公的個人認証の取得も進まない、といった負の連鎖に陥っていることもうかがえる。こうした現状を脱却する上で、電子署名のより柔軟な運用の仕組みは実現できないのだろうか？

また、PKI 以外の多段階な認証方式というものは考えられないのだろうか？

② 民間活用の促進

電子申請・届出の最大のヘビーユーザは企業である。

企業が電子政府に利便性を感じ率先して活用するには、行政関連手続きの負担の解決に結びついてこそ普及が図れる。同時に、企業を核として電子申請・届出サービスの展開を図ることで、従業員への浸透も図りやすくな

るのではないだろうか？

さらに、使いやすいサービスを構築するうえで、日本に数多く存在する士業（弁護士、社会保険労務士、税理士、行政書士などの公的資格を持った仲介業者）を活用することで、より利用者の立場に立ったサービスの提供が可能になるのではないだろうか？

③利用者へのインセンティブの充実

行政に対する申請・申告は国民の義務で、多少の使い勝手や不便さを感じても国民は必要な手続きは行う。しかし電子化された申請・申告は義務ではなく、使い勝手が良くなければ誰も使わない。

使い勝手の良いサービスを提供するためには、利用者ニーズを汲んだ効果的なサービスの構築と利用価値の高いシステムの提供が不可欠である。そのための最も確実な方法は、電子申告のユーザインタフェースを民間に解放し、民間の発想で自由に使い勝手の良いシステムを構築することであると考ええる。企業には行政関連手続の基礎となる膨大な情報がコンピュータに収納されているが、それが行政システムとシームレスに繋がっていないと、結局は手作業が介在する。こうした無駄を省き、企業システムと行政システムが適切に連携できるような仕組みは考えられないだろうか？

2. 企業の従業員関係手続きの効率化

企業における従業員に関する主な行政手続きの例としては、表1のようなものがあげられる。主な行政手続きだけでも18もの手続きが存在する。また、それに加えて税金関係・社会保険関係・労働保険関係の分類ごとに管轄する行政機関が異なり、それぞれの提出先も異なる。

特に税金関係（年末調整や住民税等のための給与支払報告書の提出など）については、毎年、全ての従業員について、居住する自治体ごとの書類様式で作成し、仕分けて郵送する必要があるなど、多くの労力を必要としている。

一方、退職時に従業員個人が行う手続きのひとつに、「老齢給付裁定請求」がある。手続きに必要な書類などは、その人の条件等により異なるが、配偶者がいて、厚生年金以外の保険（共済保険等）に加入したことがない人の場合、一般的には図1のように、様々な書類を事前に入手し、社会保険事務所などに提出する必要がある。

これらの必要書類は、入手先、入手方法も個々に異なり、個人が各窓口を訪問して書類を揃える必要がある。また、手続きが必要な時期が来るまで、このような手続きが必要であることを知らない人も多い。

表1 企業における従業員に関する主な行政手続きの例

分類		主な手続	提出先
税金関係	所得税	給与支払報告書の提出（1回／年、入社時）	事業所を管轄する税務署
	住民税	給与支払報告書の提出（1回／年、入社時） 税額の通知（1回／年、入社時） 異動届（退職、転勤時等）	従業員の居住する市区町村 従業員 従業員の居住する市区町村
社会保険関係	医療保険	資格取得届（入社時） 資格喪失届（退職、転勤時）	健康保険組合、事業所を管轄する社会保険事務所（政管健保）
	年金保険	資格取得届（入社時） 資格喪失届（退職、70歳到達時） 被扶養者異動届（社員が結婚、子どもが生まれた、など） 住所変更届（社員が転居した） 被保険者報酬月額算定基礎届（1回／年） 被保険者報酬月額変更届（給料が大幅に変わったとき）	事業所を管轄する社会保険事務所
労働保険関係	雇用保険	資格取得届（入社時） 資格喪失届（退職時） 育児休業・介護休業受給資格確認（育児、介護で休業するとき） 育児休業給付支給手続（育休者が職場復帰したとき） 高年齢雇用継続・再雇用給付受給資格確認（60歳以上の社員を雇用したとき）	事業所を管轄する公共職業安定所
	労災保険	保険給付手続（社員が労災にあったとき）	事業所を管轄する労働基準監督署

2007年度は、団塊の世代が一斉退職を迎える年である。団塊世代で企業に属していると推定される常勤雇用者は、団塊世代の3年間で約340万人、5年間では約580万人となる。

企業が従業員の退職手続きに要する平均時間は、約2時間35分であり、企業担当者の人件費を5000円／時と仮定すると、439億円～749億円の負担が発生する。

【団塊世代の退職手続きに伴う企業の負担額】

(人件費×平均手続き時間×常勤雇用者数＝退職に伴う手続きの費用)

'47～'49年生まれ：5000円／時×2時間35分	×340万人	=439億円
'47～'51年生まれ：5000円／時×2時間35分	×580万人	=749億円

こうした団塊の世代が一斉退職する年度を2年後に迎え、企業の従業員関係業務のスリム化は急務である。

また、企業の総務・人事部門担当者、ならびに団塊の世代前後の個人を対象としたアンケート調査（企業1,050社、団塊の世代前後の55歳から64歳の会社員410名から回答）の結果、2007年問題だけでなく、既存の行政手続き、

中でも給与支払報告書と年末調整・源泉徴収票に係わる業務負担が極めて大きいことが分かった。この2種類の業務に係わる時間を調査し、それを基に従業員一人当たり要する時間と対象社員数を単純に計算すると、給与支払報告書と年末調整・源泉徴収票に係わる業務負担が合計で年間2,000億円に上っているという結果が判明した。

【企業※における事務コスト】

給与支払報告書	5,000円／時×2.26時間×798.6万人＝	902.4億円
年末調整・源泉徴収票	5,000円／時×2.87時間×798.6万人＝	1,145.9億円

※従業員50以上かつ資本金または出資金3000万円以上

	システム	窓口	所管
戸籍抄本等(★)	戸籍システム	市区町村	法務省
雇用保険被保険者証(★)、雇用保険関係の書類	雇用保険トータル・システム	ハローワーク	厚生労働省
年金手帳(★)	(年金手帳)	(本人保管)	厚生労働省
年金加入期間確認通知書等	各共済組合のシステム	各共済組合	厚生労働省
基礎年金番号、合算対象期間を確認できる書類、配偶者の年金手帳等(★)、健康保険関係の書類	社会保険オンラインシステム	社会保険事務所	社会保険庁
年金証書	各種年金保険のシステム	各年金保険団体	厚生労働省
生計維持を確認できる書類(★)	国税システム	税務署	国税庁
生計維持を確認できる書類(★)	各地公体の住民税システム	市区町村、都道府県	同左
住民票(★)	住民基本台帳システム	市区町村	総務省
健康保険関係の書類	各国民健康保険のシステム	市区町村	厚生労働省
健康保険関係の書類	各組合健康保険のシステム	各組合	厚生労働省
診断書、レントゲンフィルム	(診断書、レントゲンフィルム)	医師が作成	—
郵便局の証明書	(郵便局の証明書)	郵便局が作成	—

↓ 高齢給付裁定請求書と一緒に提出

最後に被保険者として使用されていた事業所等を管轄する社会保険事務所、社会保険事務局の事務所または年金相談センター

注：★印は、配偶者がいて、厚生年金以外の保険（共済保険等）に加入したことがない人が一般的に必要な書類の例。

図1 退職時に個人が行う手続きの例（高齢給付最低企業における請求）

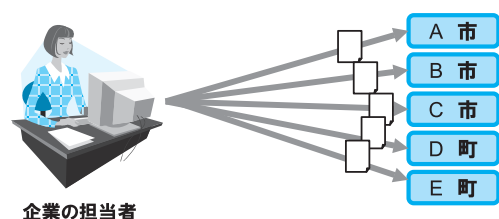
一方、個人では、オンライン化に加えて、企業在职時に会社のIT環境を利用した退職関連手続きを可能にすることにより、企業内での相談や書類作成支援を求める声が強い。

このように、オンライン化への強いニーズ、要望があるにも関わらず、実際にはオンラインサービスの利用は進んでいない。

こうしたオンライン利用を促進するためには、まずヘビーユーザである企業を取り込み、退職関連手続きおよび要望が強い手続き（例え

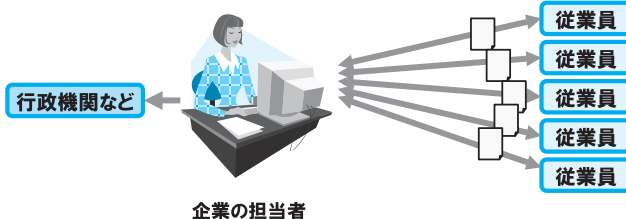
ば給与支払報告書や年末調整・源泉徴収票など）から着手すべきと考える（図2）。さらに、企業を行政手続きのワンストップ拠点として、従業員個人の利用拡大を図る。こうした対応で、従業員に対してパソコンなどのインフラがそろっており、周りに相談する相手がいることなどの利点を活かし、複雑な行政手続きに対して、より利用しやすい環境が提供できることになる（図3）。

- 同じ書類を多くの機関に提出する必要がある場合
例：給与支払報告書など



企業の担当者

- 従業員への配布や記入を伴うもの
例：年末調整、源泉徴収票など



企業の担当者

図2 企業においてオンライン化の優先度が高い手続きの例

- 職場からだと、機器やインフラの利用、必要書類の入手、相談・情報交換などの点で利用しやすい
例：退職時の各種手続、年末調整や確定申告など

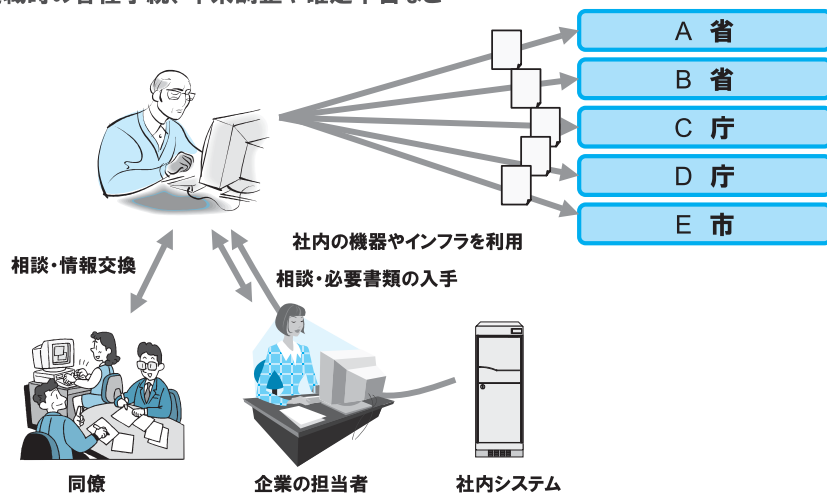


図3 退職者個人が必要手続きを職場から行うメリット

3. 電子税務申告の普及策

税務申告・納税手続きに係わる関係者には、納税者である住民や企業、課税庁、そして納税者の各種手続きを支援する代理人（税理士等）が存在する。電子税務申告・納税システムの活用向上のためには、納税者にとっていかに使い勝手の良いシステムにするかがキーとなるが、90%以上の中小企業が税務申告を専門家に委託しているだけでなく、そのうちの過半数が税務申告の前段階である経理財務に関する事務まで委託している現状を考えると、既存の税務申告手続きに深く関与する税理士等の機能（以後、民間コーディネート機能）をいかにシステムの中に取り込むかがキーになるといえよう。

そこで、税理士とのディスカッションを行い、税理士の視点による現状の電子税務申告・納税システムの問題点を整理した結果、図4のような課題が判明した。

基本的に電子税務申告・納税システムは、納税者と課税庁のニーズから手続きの電子化が導き出されるのが本来である。しかし、現行のe-Taxは従前の書面による申告手続きをそのままインターネットで行うことを想定して、技術的検討が先行して構築された印象が強い。

申告手続きが電子化されても課税庁の申告受

け付け以降の業務プロセスが改善された訳ではなく、むしろe-Taxと書面による申告との併存による業務プロセスの二重化や、e-Taxの申告データと分離して書面で別送される添付資料との突合作業等、電子化のために負担増となる部分もある。

すなわち、税申告の根拠となる資料の整理、所得や控除項目の仕分け等の準備作業等、納税者の最も負担のかかる部分の改善はほとんど見られず、申告手続きの最終段階である申告書の提出手段の一つとしてインターネットも利用可能というに過ぎない。むしろ公的個人認証の取得等、インターネットを利用することに付随して求められる手続き等が納税者の新たな負担となっている。

このような納税者のニーズの把握はこれまであまり十分でなく、納税者ニーズの把握・分析は今後のe-Taxのあり方を考えるうえで有効な資料となると考え、企業の税務担当者を対象としたアンケート調査を実施した。調査結果の中でも、特に自由意見にはe-Taxだけでなく税申告手続き全体に対する示唆に富んだものが多く、自由意見を含めた回答内容は図5のように4項目に集約できる。

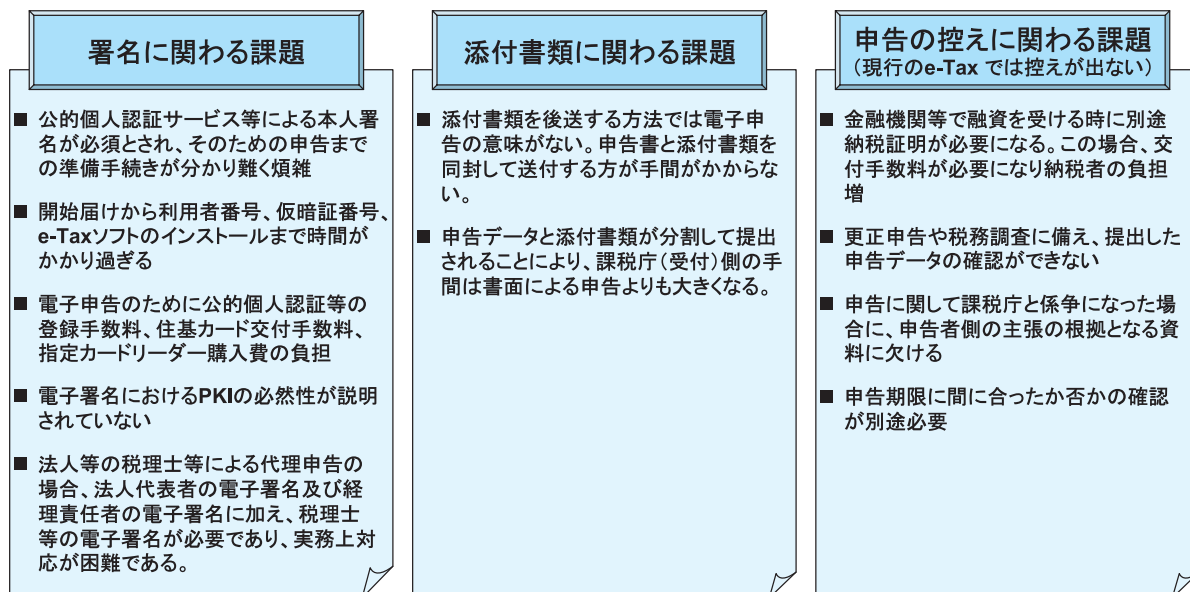


図4 電子税務申告の課題

1. 申告手続きの複雑さが納税者の負担と申告内容の過誤の主要原因となっている
 - ① 税制の複雑さが基本的な原因
 - ② 複数課税庁(国および地方公共団体)に類似した申告の必要
 - ③ 申告手続きの分かり易い説明資料や助言指導が不十分
 - ④ 課税庁窓口や担当職員によって判断に相違があるケースもある
2. 税の代理申告のニーズは特に中小規模法人で高い
 - ① 従業員30人未満の法人では約80%が税理士等による代理申告
 - ② 税理士等の役割は大規模法人ではコンサルテーション中心であるのに対し、法人規模が小さくなるに応じて申告手続きの実務全体に拡大
 - ③ 従業員30人未満の法人数は全法人の圧倒的多数を占め、代理申告制度改善の期待効果は大
3. 代理人によらず自己申告する場合の手続きに割ける期間と従業員は限られる
 - ① 自己申告する従業員30人未満の法人の約70%が手続きに割く期間は2週間以内
 - ② 同じく約93%の法人で申告手続きを担当する従業員は3人以下
 - ③ 担当者には個々の取引について会計上の仕分けと差異のある税制上の仕分けに関する知識が必要
4. 更正申告や税務調査対応等、申告後の手続きも大きな負担となっている。
 - ① 過誤を防ぐため申告時当初に内容を精査する労力よりも、事後その更正に要する労力の方が大
 - ② 特に税務調査時に発見された過誤に関する説明や対応の労力は膨大
 - ③ 上流工程で適正申告のための労力を費やすことで納税手続全体の労力を最小化

図5 調査結果にみる納税者の現状

今回の調査で明らかになった納税者ニーズを具現化するためには、現行 e-Tax の機能や運用を改善するだけでなく、納税者、課税庁および代理人である税理士等における税申告・納付に係わる業務プロセス全体をニーズに沿って見直し、その中で必要に応じてインターネット、あるいは e-Tax の利活用を考えるべきである。このような立場から、以下に税申告・納付の全く新しいスキームとして「民間コーディネート機関の設置」を仮説として提言した。

民間コーディネート機関の役割は、図6に示すとおり、大きく利用者サービスと課税庁指定サービスがある。利用者サービスは、従前から税理士等が提供している税の申告サービスだけ

でなく、継続的にクライアントである法人納税者の税務に関する情報を管理し、クライアントごとにセグメント化したCRMサービスを提供する。また、必要に応じて確定申告後の修正申告や税務調査についても課税庁に対して直接的な当事者として対応する。課税庁指定サービスは申告内容を審査し保証することにより課税庁が行う課税事務の一部を支援し、軽減することが目的である。これは国税通則法第16条1項一号に定められている「税務署長の調査」を完全に代替するものではないが、民間コーディネート機関が申告の審査・保障に責任を持つことにより、実質的に課税庁の審査をアウトソーシングする効果が期待できる。

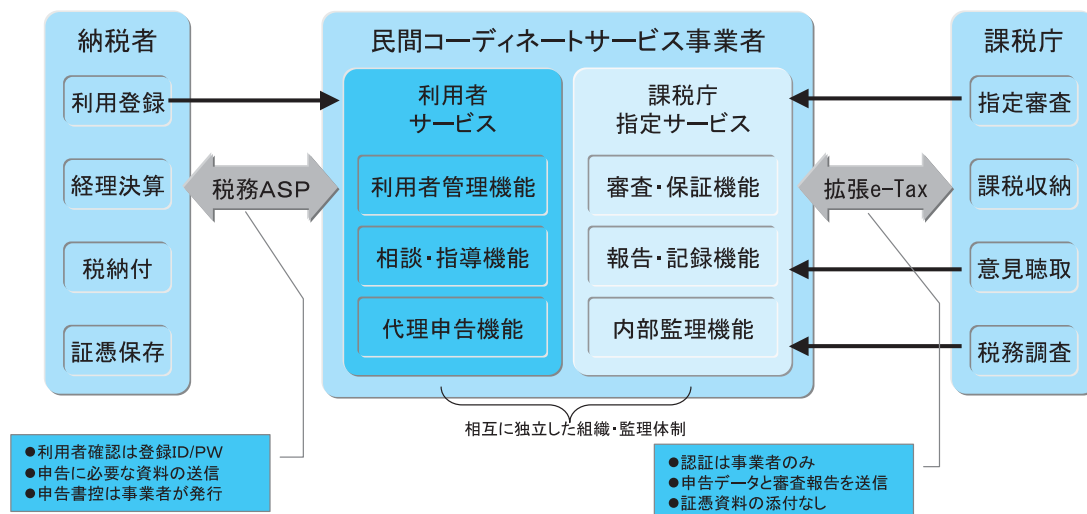


図6 民間コーディネート機関の全体像

4. 提言のまとめ

冒頭に述べたとおり、電子政府普及策に関して、様々な観点から議論されているが、例えば「2兆3,000億円もの税金を投入したにもかかわらず利用率が1%に満たない」ということを問題にしても、あまり前向きな改善策は得られないように思える。

先に述べたように、給与支払報告書と年末調整関連の行政関連手続きのために、従業員50人以上の企業だけで、年間2,000億円ものコストがかかっているということの事実こそ注目すべきである。

行政への申請業務は国民の義務であることから、半ば習慣的に企業は負担を甘んじて受け入れ、行政関連業務を遂行してきた。しかし、電子政府の構築を機に企業の負担を大幅に低減する、といった仕組みが作られたら、利用率は格段に向上することは論を待たない。

企業を対象としたオンライン化を進めるにあたってのポイントは、以下のように考える。

①ワンストップ化

現在、手続きごとに提供されているオンラインサービスを、申請者が必要な手続きを一括して処理できるワンストップサービスへと転換する必要がある。同時に、不要な手続きや書類の廃止や統合などの合理化を行い、手続きそのものの見直しを行うことが重要である。また、オンラインでの一括サービスが難しい場合は、ひとつの窓口に出向くだけで、全ての必要手続きが完了するサービスを提供するなど、必ずしも全てのサービスをオンラインで行うことにこだわりすぎる必要はない。この窓口も、縦割り行政の弊害を越えて、市町村役場で全ての手続きを可能にしたり、アウトソーシングや市場化テストなどにより、例えば郵便局やコンビニ、銀行窓口などで一括して行うことができるようにすること

も考えるべきである。

②民間サービスノウハウの活用

現在の電子申請・届出サービスは、受付部分のインターフェースまで含めて、行政が全て提供している。しかし、もともとサービス意識やノウハウの点では、民間サービスの方が優れており、それを有効に活用すべきである。また、企業内では、会計ソフトなど、様々な業務ソフトが使われているが、これらのソフトと電子申請・届出が連動していない点も問題である。

行政サイドは、電子申請・届出の受付に必要なデータ形式等の仕様を公開し、ユーザが直接操作する部分は、民間のウェブサービスやパッケージソフトなどに委ねるべきである。これにより、企業間での競争が働き、より使いやすいサービスが提供されるばかりでなく、行政のコスト負担削減や、ソフトウェア産業やインターネット産業における経済波及効果も期待できる。

こうした民間企業の負担を軽減する仕組みは、行政機関に委ねるのではなく、民間の自助努力によってこそ実現できる。

同時に、民間が自助努力を行ううえで、土業の果たす役割は非常に大きく、企業システムと行政システムの間をコーディネートする「民間コーディネート機関」が中心となって、革新的な負担の軽減に結びつく仕組みを構築し、行政は電子申請のための窓口インターフェースを公開して直結できるような仕組みにする必要があると考える。

次年度の活動では、民間企業における行政関連手続きの省力化のためにシナリオを設計し、行政が提供する電子申請を効率的に活用する仕組みを調査、研究する。

情報共有技術推進 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 菅又久直・田盛正人

Working Group

活動概要

(1) 背景

情報共有技術推進 WG は、平成 17 年度エネルギー使用合理化電子タグシステム開発調査（企業間情報共有基盤整備）事業の一環として設置し、活動を行った。

平成 17 年度エネルギー使用合理化電子タグシステム開発調査（企業間情報共有基盤整備）事業は、電子タグの利活用による製品ライフサイクルに渡るシームレスな情報共有を実現するため、国際的な標準化動向を踏まえ、業種および国際間の企業間で取り交わされる商品情報等の共通理解に向けて情報の表現統一等に係る基盤技術の確立を図るとともに、電子タグを導入並びに運用する上で業界横断的な共通課題および電子タグの社会受容性向上のための社会的課題解決に向けた環境整備を行うものである。

電子タグを活用した商品トレーサビリティや電子商取引の実現のためには、電子タグの実装技術に加えて、電子タグにより捕捉された「物」の情報を、その属性情報（商品情報等）や取引情報（商流・物流・金流）と連動させる業種・国際レベルの企業間情報共有基盤の整備が不可欠となる。

この企業間情報共有基盤を実現するために期待されている技術が、インターネットと XML（拡張可能マークアップ言語）である。業種・国際に渡る情報共有の実現には、インターネット上で情報を確実に世界中のどこにでも伝達できる仕組みと、XML により世界のどの企業でも共通に理解できる情報の意味を記述できなければならない。

この仕組みの国際標準として提唱されているのが ebXML（XML を用いた電子ビジネス実装体系）である。ebXML は、特に、インターネットと XML 技術を活用し、国、業種、業態、企業規模、情報化の度合い等の障壁がないグローバルな電子ビジネスを可能とする共通の基盤として開発が進められている。また、情報項目の意味、表現方法等を共通に理解できる仕組みの整備が、製品ライフサイクルに関わる全ての企業が必要な情報を共有できる環境を実現するためにも必要である。

(2) 目的

情報共有技術推進 WG（図 1）は、ebXML に準拠し、商品トレーサビリティや電子商取引のための EDI の促進、および企業間情報共有のための情報定義辞書を整備することを目指し

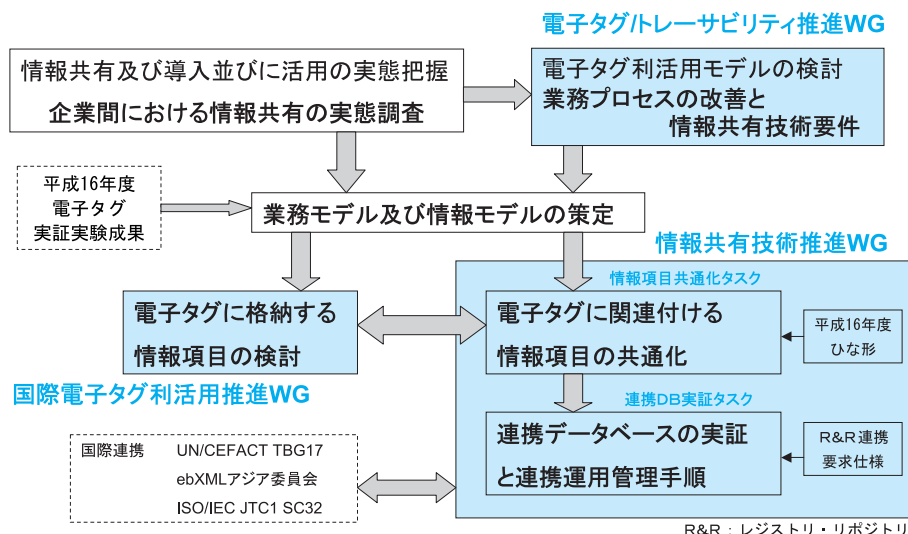


図 1 企業間情報共有基盤整備関連 WG

ている。我が国と諸外国、特にアジア地域各国の企業間での情報共有の実現に向け、国連の専門機関である UN/CEFACT が策定した国際標準 ebXML に準拠した統一的な手法に基づいて、国内の産業界のニーズを反映した、製品ライフサイクルに係わる EDI 実装上の業務要件モデルを検討し、更に当該モデルの活用を促進する。

検討した業務要件モデルに基づく業種横断的に利用可能な情報項目を定義し、それらを共通に参照できる連携レジストリ・リポジトリ(R&R)を整備することにより、産業界において、製品ライフサイクルに係わる EDI 実装に役立てることを目的とした。

(3) 体制

本 WG では、「電子タグ／トレーサビリティ推進 WG」が行う製品ライフサイクルの実態調査の分析、および平成 16 年度の電子タグ実証実験結果の分析を参考に、国内の産業界のニーズを反映した、製品ライフサイクルに係る業務要件モデルおよび共有化すべき情報モデルの検討を行い、平成 16 年度に整備したレジストリ・リポジトリの活用を含め、当該モデルの活用促進の方策を検討した。また、共有すべき情報モデルの検討に当たっては、電子タグに格納する情報項目の共有化を検討する「国際間電子タグ利活用 WG」の活動と連携しつつ、電子タグ格納情報項目と企業アプリケーションや EDI で使用される情報項目とが整合性を保つことを考慮した。

本 WG の活動に当たっては、本 WG の下にタスクグループを設置し、製品ライフサイクルに係る業務要件モデルに基づく情報モデル（ひな

形）の検討、および、当該ひな形の業際・国際間で共有するためのレジストリ・リポジトリの連携実証と運用管理手順につき検討した（図 2）。

活動成果

(1) 情報項目共有化タスク

平成 16 年度は、電子タグ利活用による商品トレーサビリティを、商取引（例えば、SCM）の一環としてとらえ、従来の電子商取引モデルを中心とした情報項目の整備を行ってきた。

本年度は、電子タグ利活用の領域を、製品ライフサイクル全般（例えば、保守やリサイクルを含む）に拡大し、トレースすべき製品からの視点で情報項目の整備を行った。

製品を中心として情報項目を分析するにおいては、いくつかの視点がある。

例えば、製品を業務目的において識別するための情報としては、

- ①同一仕様により製造された製品（アイテム）、同一の製造工程で作られた製品（ロット）、および個別の製品（個品）等の識別。
- ②単独の製品、パッケージ化された製品、およびいくつかのレベルで梱包された製品等の識別。
- ③完成品、いくつかのレベルの部品、およびその素材等の識別。

等がある。

また、製品の属性に関する情報は、製品が持つ静的属性（例えば、製品仕様）、および、製品の移動や使用により変化する動的属性（例えば、移動場所や破損状況）がある。

更に、製品が取引の対象となると、取引事象（発注、出荷、納入等）と取引当事者（販売者、購入者、運送者等）により、製品の取り扱い情報が付随する。

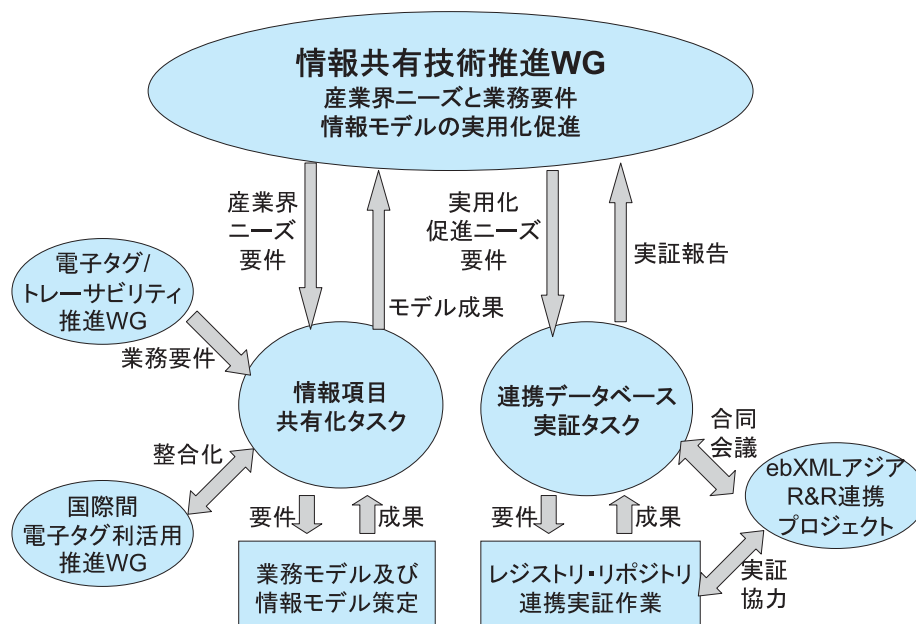


図 2 情報共有技術推進 WG 実施体制

共有化すべき情報項目は、明確に定義された視点により、それが取り扱われる業務の目的に合わせて定義されなければならない。

本タスクでは、次の段階を踏んで情報項目の整備、および情報項目整備の手法をまとめた(図3)。

- ①平成16年度に分析した製品情報、およびUN/CEFACTが進める製品情報コア構成要素をたたき台に、現在国内産業界で使われている情報項目との比較の上で、製品に関する情報のまとめ方を整理した。
- ②平成16年度電子タグ実証実験の結果を基にした業務要件仕様の検討を行った上で、国内で共有化できる情報項目の整備を行った。
- ③平成17年度「電子タグ／トレーサビリティ推進WG」が行った製品ライフサイクルの実態調査に基づき、国内で共有化できる情報項目の整備を行った。

なお、それぞれの情報共有項目の整備に当たっては、「国際電子タグ利活用推進WG」で検討した電子タグに格納する情報項目との整合性を考慮した。

(2) 連携データベース実証タスク

平成16年度は、電子商取引システムの構築において、再利用可能な情報項目やXMLスキーマなど参照できるレジストリ・リポジトリ(R&R)の構築を行った。

平成17年度は、アジア各国との情報共有の実現に向け、平成16年度構築のR&Rとアジア地域のR&Rとの連携実証を行った。

R&Rの連携とは、あるR&Rのユーザーが、

当該R&Rと接続している別のR&Rの情報(オブジェクト)にアクセスし、照会作業やダウンロードを可能にする仕組みである。

R&R連携実現の課題(図4)

- ①連携しようとする異なるR&Rのサービスインターフェイスが相互接続性を持たなければならない。すなわち、通信方式やセキュリティについての整合性が必要である。
- ②サービスインターフェイスの相互接続性が保証されても、情報(オブジェクト)を参照しようとしたとき、そのオブジェクトの定義法や分類の仕方が、それぞれのR&Rで異なっていると、目的の情報を探し出すことができない。よって、オブジェクトの定義法や分類の仕方についての調整や、意味情報のマッピング法が定義されなければならない。
- ③異なるR&Rが連携するとき、上記①～②につき、それぞれのR&Rがどのようなサービスインターフェイスを提供でき、またどのような情報(オブジェクト)をどのような分類法でR&Rに格納しているのかを知る必要がある。そのための定義情報(管理情報)の標準化が必要である。

連携データベース実証タスク

- ①上記の3つの課題につき、R&Rの連携手法を検討し、アジア地域におけるR&R連携プロジェクトで採用し、実証を行った。
- ②アジア地域におけるR&R連携プロジェクトにおける実証を評価分析し、連携R&Rを公開するための計画を策定した。

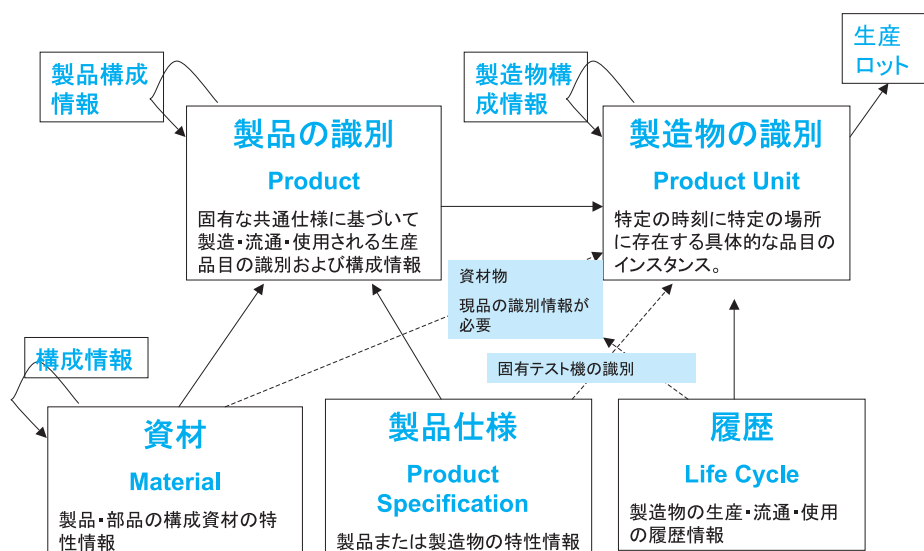


図3 製品ライフサイクルにおける製品情報

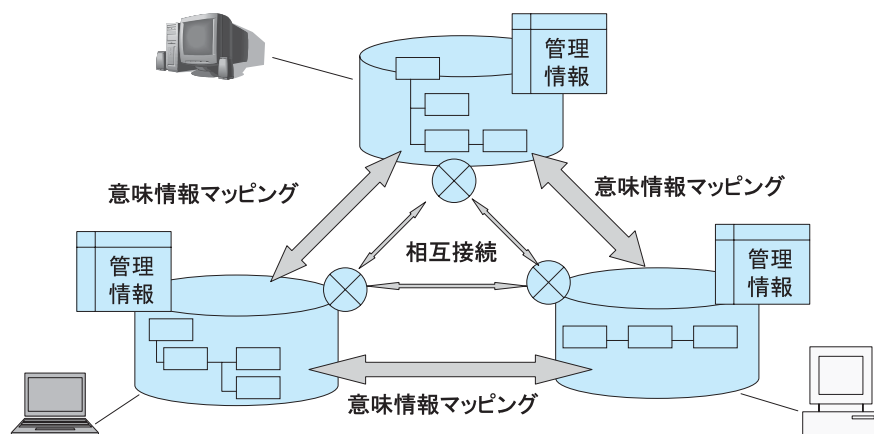


図4 レジストリ・リポジトリ（R&R）の連携

今後の予定（まとめ）

平成17年度までの活動で、業務プロセスに基づいた共有化できる情報項目の定義手法の確立、および当該手法に基づき、広い範囲の業務領域で使用可能な共有情報項目（例えば、製品情報等）の定義を行った。また、当該情報項目を国内のみならずグローバルなビジネスにおいても共通に参照するためのレジストリ・リポジトリの仕組みの整備、およびアジア域内における当該レジストリ・リポジトリの連携実証も行

い、共有情報項目および特定業務領域の情報項目を業際・国際において共通に参照できる基盤整備が完了した。

今後は、確立された情報項目の定義手法に基づき、国内産業界のそれぞれの業務領域においてビジネス情報項目の定義を促進し、それらをレジストリ・リポジトリに登録し、国内および世界の企業間電子商取引の場で活用できるよう、普及促進を進める。

表1 〈情報共有技術推進WG〉活動経過

開催日	活動内容	(開期)
平成17年6月20日(月)	〈ebXML アジア委員会会議(香港)〉	(6月20日－24日)
8月1日(月)	〈UN/CEFACT-TBG17会議(ウィーン)〉	(8月1日－5日)
8月24日(水)	第1回情報共有技術推進WG ①国際会議報告、②WG活動内容合意、 ③情報共有化タスク及びデータベース連携タスク発足	
9月1日(木)	〈ebXML アジア委員会 R&R 連携タスク会議(ソウル)〉	(9月1日－3日)
9月22日(木)	第2回情報共有技術推進WG ① ebXML 普及概念整理、②レジストリ・リポジトリ公開シナリオ、③製品ライフサイクルにおける情報共有化の課題、④レジストリ・リポジトリ連携実証実験推進計画。	
10月7日(金)	データベース連携 TF1-1、2	(10月7日－8日)
10月17日(月)	情報共有化 TF2-1	
11月8日(火)	データベース連携 TF1-3	
11月17日(木)	第3回情報共有技術推進WG ① UN/CEFACT 共通情報項目の日本語化、②製品情報モデル委員提案審議、 ③レジストリ適用事例について検討。	
11月22日(火)	〈ebXML アジア委員会会議(台北)〉	(11月22日－25日)
12月2日(金)	データベース連携 TF1-4	
12月15日(木)	情報共有化 TF2-2	
平成18年2月2日(木)	情報共有化 TF2-3	
2月3日(金)	データベース連携 TF1-5	
2月13日(月)	〈UN/CEFACT-TBG17会議(ワシントン)〉	(2月13日－17日)
2月21日(火)	第4回情報共有技術推進WG ①製品情報モデル最終審議、②RRF実証実験のまとめ	
3月9日(木)	第5回情報共有技術推進WG ①報告書原案審議、②次年度活動予定。	

注 TFx-n : x (グループNo.)、n (開催回次)

ebXML による次世代 EDI 促進 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 菅又久直・田盛正人

Working Group

活動概要

(1) 背景

UN/CEFACT と OASIS (Organization for the Advancement of Structured Information Standards) が始めた ebXML 規格群は、平成 16 年度までに主要な規格整備が進められ、現時点で企業間業務プロセス改善のために十分に実装可能な状態になったと言える。しかしながら、当該標準に基づく欧米およびアジア地域において ebXML の採用が着々と進んでいるにもかかわらず、国内産業における ebXML の導入促進は期待通りに進んではいない。当状況を放置すれば、我が国産業界における国際標準に基づく企業間情報共有基盤の構築が遅れ、特にグローバルビジネスにおけるリーダーシップをとることが難しくなる。

(2) 目的

国内産業界への EDI 国際標準 ebXML の普及および国内産業界を代表して UN/CEFACT および OASIS を通じて当該標準の整備を促進する。

平成 17 年度は、幅広い普及浸透を意識し、中小企業も容易に ebXML を導入できる環境を整備するため、ebXML メッセージングサービスに PC クライアント対応機能の仕様策定を行った。国内で同様の技術／標準を必要としている団体間の整合性をとり、とりまとめて OASIS に提案した。

活動成果

インターネットを中心とした EDI は、仕様が標準化されると同時に、大企業・中堅企業を中心に普及しつつある。しかしながら、中小企業を含めての普及は遅れている。中小企業への普及には、パソコンを利用したクライアント型のシステムの開発と普及が鍵となっており、このためには Pull 型メッセージングを用いたシステムと通信の共通化が必須である。Pull 型メッセージングを用いたシステムは、財団法人流通システム開発センター (GSI Japan) では実証実験が行われ、社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA)、共通 XML/EDI 実用化推進協

議会 (COXEC) 等で、利用システムの開発と普及活動がなされようとしている。ebXML による次世代 EDI WG においては、上記活動から導き出された要件を元に Pull 型メッセージングの仕様を作成し、国際標準化団体 OASIS に提案し仕様策定活動に参画した。その結果、この機能は ebXML Messaging Services (ebMS) 3.0 仕様 (Technical Committee (TC) ドラフト) として OASIS の標準化審議が進められることとなった。

(1) Pull 型メッセージングの利点

従来の B2B-EDI システムはサーバの導入とそれを用いた ebMS 2.0 などのメッセージング方式が前提となっていた。これは、送信者から EDI データを、受信者に送付する方式 (Push 型) である。これは、事象の発生と同時に EDI データが受け取れるという速報性に優れている。しかしながら、常に受信待ちをするため、サーバの導入、サーバの 24 時間運用、インターネットの常時接続、固定 IP アドレスの取得、ファイアウォールなどの強固なセキュリティが要求される。

一般に中小企業はこのようなサーバ設置にまつわる運用上の要件を満たしにくい。この問題は、受信者がパソコンをクライアントとして用いて、送信者のサーバコンピュータに、EDI データを取りに行くことで解決できる。このときに利用するのが Pull 型メッセージング (図 1) である。

図 1 において、左側のクライアントが HTTP ベースのメッセージを受信する例を説明する。

- ①右側のサーバがクライアントにメッセージを送信する際に、直接送信せずに、受信者がメッセージを取りに来るまで保管する。
- ②クライアントがメッセージを受信したいときに、サーバ側に自分宛てのメッセージがあるか問い合わせる (Pull Request)。通常このメッセージは HTTP Request で送信される。
- ③サーバが、クライアントから Pull Request メッセージを受信したら、そのクライアント



図1 Pull型メッセージングの原理

宛てのメッセージが保存されているか確認する。そのクライアント宛てのメッセージがある場合にはHTTP Responseにメッセージを載せて送る。

Pull型メッセージングにより、サーバからクライアントにメッセージを送信しなくても、メッセージを受け渡すことができる。したがって、事象の発生に対する即時性は劣るが、クライアントの起動は、メッセージの処理の時に限られるので24時間運転は不要、インターネットへの接続はダイヤルアップでよく、固定IPアドレスが不要という利点がある。クライアント型システムを用いれば、中小企業の要件を満たし、安価なB2B-EDI導入費用と簡単な維持管理が実現する。

(2) Pull型メッセージの機能仕様

Pull型メッセージを実際に利用するには、前で述べた基本的なメッセージの転送機能の他に、以下も合わせて必要とされる。

- ①クライアントからの接続時の簡易認証
- ②クライアント側からメッセージを取得するための業務手続。
- ③緊急の購買・発注伝票の修正メッセージを通常のメッセージに優先して取り出すための、メッセージアクセスの優先度制御。
- ④メッセージの再送・システムダウン時の回復処理を行うアプリケーションによらないリライアブルメッセージ機能のサポートも望ましい。

①は、簡易認証、②は、例えば、受信者が一日何回か定期的にサーバに接続し、メッセージの転送要求を出す。メッセージがあれば、その戻りとしてメッセージを転送するという、業務手続きをアプリケーションで設定することで解決する。③は、用途別のメッセージBOX機能をPull型メッセージングの機能として用意することで、④は、既存のリライアブルメッセージングとのバインディングを規定することで解決できる。

以上の要件を技術仕様としてまとめOASISに提案、平成18年3月現在、標準化審議が進められている。

今後の予定（まとめ）

企業間のビジネスプロセスを遂行していくためには、タイミングを合わせた連続的な情報交換を行っていかねばならない。そのためのベースとなる電文搬送サービス仕様が充実し、それが広く使われるようになることは、オープンネットワーク上での企業間情報共有を実現するための第一歩である。すでにJEITAやGS1 Japanなど本仕様採用を決定しているが、今後、さらに本仕様を採用したシステムの開発が進むことにより、中小企業を含めたEDIシステムの普及へ貢献できると期待している。

表1 〈ebXMLによる次世代EDI WG〉活動経過

開催日	活動内容
平成17年9月6日(火)	第1回 ebXMLによる次世代EDI促進WG ①活動内容の合意、②平成16年度 ebXML ガイドブック評価
10月13日(木)	第2回 ebXMLによる次世代EDI促進WG ① ebXML 導入事例紹介、② JEITAにおけるPULL型メッセージング仕様の評価
11月15日(火)	第3回 ebXMLによる次世代EDI促進WG ・ ebMS V3のワーキングドラフト評価と提案
12月16日(金)	第4回 ebXMLによる次世代EDI促進WG ・ ebMS V3のワーキング改訂版評価
平成18年3月20日(月)	第5回 ebXMLによる次世代EDI促進WG ・ ebMS V3のワーキング審議状況評価

実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 菅又久直

Working Group

活動概要

(1) 背景

日本の電子商取引（EC）は、平成 16 年の企業間電子商取引（B2B）で 102 兆円（前年比 33 % 増）までに拡大しているが、各種の問題が顕在化してきている。

調達 B2B システムとして発注企業主体の多くの個別 Web-EDI が立ち上がってきており、個別仕様のため多くの受注企業（中小企業など）が接続困難の問題を抱えている。また、業界個別の B2B 標準が策定・運用されているが、業界間取引の標準がなく、個別対応で効率的な商取引が実現できていない。

実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG は、現状の B2B 標準とインターネット技術をベースとして、現状の B2B システムで抱えている各種の問題を解決する実用的な B2B フレームワークを研究し、普及推進活動に役立てようとするものである。

(2) 活動

B2B-EC の現状を把握すべく、特に問題が懸念される受注側企業に対するヒアリング調査、および導入されている各種業界 EDI 標準の比較検討を行った。

それら調査をベースに、ユーザー視点に立った B2B-EC フレームワークの試案を策定した。

活動成果

(1) 企業間電子商取引普及の課題

日本国内において企業間電子商取引が思うように進まない要因として、本 WG の調査および分析で明らかになった課題を総括すると次のようになる。

① EDI インターフェイスが取引先ごとに異なる。

EDI インターフェイスとしては、

- ・通信手順が異なる。
- ・EDI 対応ソフトウェアの互換性がない。
- ・画面操作が異なる。
- ・データ項目が異なる。
- ・取引先ごとに異なる VAN や ASP に接続しなければならない。

—そのため、接続に料金が発生する。

—そのため、その度にログインが必要（ID / パスワード入力）。

② 社内システムとの連動が困難。

特に、現状比較的普及し始めている HTML ベースの Web-EDI や、電子メールベースでの添付ファイル形式の EDI では、社内システムへの連動前に人手が介入している。

③ EDI に対応した社内業務プロセスが機械化されていない。

EDI で発注情報を受けても、それを処理する発注プロセス（製造手配や注残管理など）が

表 1 〈実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG〉活動経過

開催日	活動内容
平成 17 年 8 月 9 日（火）	第 1 回実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG ①活動内容の合意、② BtoB EC 市場規模調査の概要
10 月 4 日（火）	第 2 回実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG ①標準化団体の紹介、②工業会・企業ヒアリングの調査結果
11 月 6 日（日）	第 3 回実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG ① IT 応援隊の活動、②工業会・企業ヒアリングの調査結果、③中小企業の EDI 現状
平成 18 年 1 月 13 日（金）	第 4 回実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG ① IT 経営教科書紹介、② BtoB-EC 課題分析、BtoB-EC フレームワーク
2 月 1 日（水）	TF ① BtoB-EC フレームワーク目的と範囲、②フレームワークの枠組み、③ EDI 標準要素
3 月 3 日（金）	第 5 回実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG ・報告書ドラフト審議

機械化されておらず、EDI 情報をプリントして手作業のプロセスで処理が行われている。

④業界標準の対応がまちまちである。

業界で標準として合意される EDI インターフェイス（上記①参照）は異なり、取引先業界の標準との互換性がない。

以上の企業間電子商取引普及阻害の要因は、おおよそ次の二つの要素の対応の悪さと言える。

- ・企業間電子商取引標準整備。
- ・企業間電子商取引ソリューション（サービス、ソフトウェア）の整備。

2 点の悪さの根底にあるのは、標準化やソリューション開発の対象とする EDI 標準要素の捉え方の相違にある。現状認識されている EDI 標準および EDI ソリューションは、17 年前につくられた EDI レーヤーに依存している。その後、インターネットの普及、パソコンの高機能化と普及、XML およびセキュリティ等の大きな技術変化に伴い、業界ごとの標準化がその時その時の技術環境のもとに制定され、またソフトウェアベンダーやサービスプロバイダーが、使える最新技術をまちまちに提供してきたことが、現在の混乱を招いてきたと言える。

(2) ユーザーの立場から見たフレームワーク

本 WG では、現状の調査分析を踏まえ、B2B-EC を運用するユーザーの立場から見たフレームワークの構築を試みた（図 1）。

①運用の視点

B2B-EC の日々の運用は次のように行われると考えられる。

- 合意したプロセスに従い、情報交換の準備をする。
- データを準備する。
- データを合意した様式に変換する。
- 合意した運用手順に従い、データ搬送を準備する。
- データを送信する。

②導入の視点

日々の運用を可能にするためには、各運用フェーズにおいて、それぞれに必要なモデルやテンプレートが用意されなければならない。

- 業務プロセスモデル
- 情報モデル
- 変換テーブル
- 運用手順定義テンプレート
- メッセージヘッダーテンプレート

③標準の対応

導入において必要となるモデルやテンプレートは、それぞれの定義手法を規定した標準が対応している。

まとめ

企業間のビジネスプロセスを遂行していくためには、合意されたネットワークでコンピュータ同士が接続され、そのネットワークの上で企業間のアプリケーションによるビジネス情報の交換が行われなければならない。その実現に向け、標準の規定、標準に基づくモデルの定義、そしてモデルに従った B2B-EC の運用についてのフレームワークを確立し、それに則った多くの相互運用性のあるソリューションが提供されることによって、中小企業を含む広い範囲での企業間電子商取引の普及が推進される。

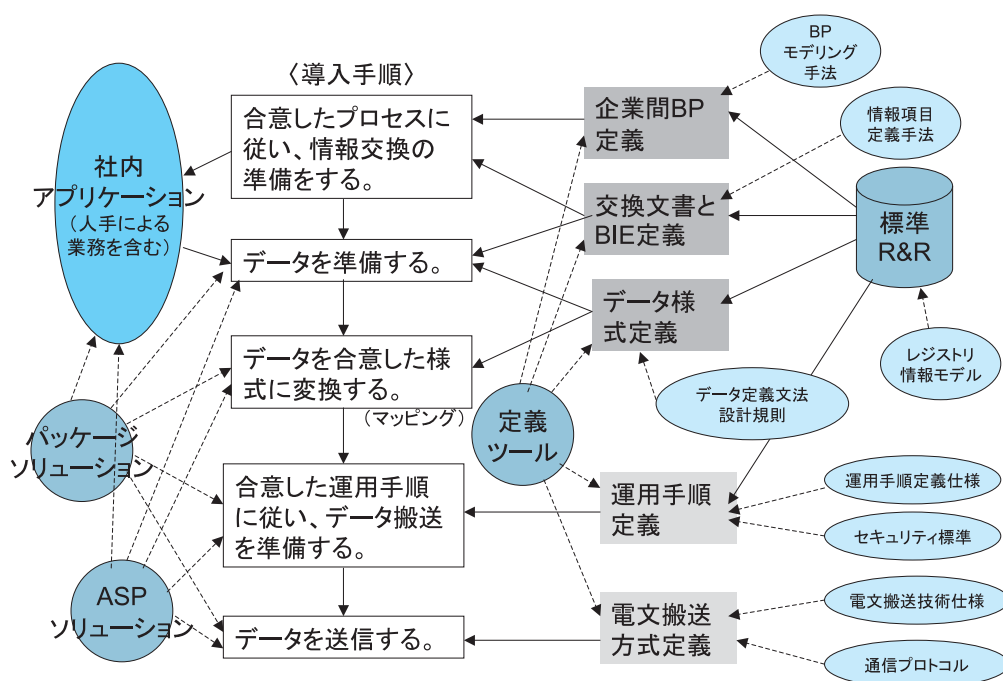


図 1 B2B-EC フレームワークの視点

国際連携グループ

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 松本孝純・武藤治夫

International Relations

国際連携グループは、EC に関する国際協調・コミュニケーションを図り、そして国際間 EC を促進することを目的として活動している。平成 17 年度は、アジアにおける連携体制の構築を進めるとともに、調査活動として、「海外における EC 推進状況の調査」、「中国の電子商取引を取巻く環境の現状と電子商取引市場の最新動向調査」を行った。以下、その概要を紹介する。

活動概要

1. 海外の EC 推進機関との連携

今年度の海外 EC 関連機関との連携活動は、4 月の日中韓三協会の協力活動から始まった。

前年度の日中韓連携活動の進展に伴い、4 月に中国北京市で開催された第 8 回中国国際電子商取引大会に、中国電子商務協会（CECA）の申し出を受け入れて、韓国電子取引協会（KCALS）とともに参加し、開会の祝辞を述べた。大会翌日には日中韓三カ国の電子取引協会の今後の連携活動についての会議を行い、今後

の協力を約束する覚書を三協会にて締結した。引き続き 5 月には、韓国ソウル市で日中韓 RFID/Traceability フォーラムが開催され、ECOM は、CECA と共に参加した。ECOM として日本側講師派遣および ECOM 主席研究員による講演を行い、日本の RFID の取り組み状況の紹介等を行った。中国では、2005 年 4 月から電子署名法が施行されており、関係する技術交流として、7 月に電子署名法経験フォーラムを、覚書にもとづき中国北京市で共催した。ECOM からは、長期署名保存フォーマットに関する日本側講演者を派遣し、最新状況の報告を行った。

9 月には、RFID の取り組みに関連して、韓国からの RFID 先進事例調査団の受け入れを行った。日本の RFID 実証実験報告のセミナー、RFID システム導入現場の視察、展示会での最新情報視察など多岐にわたる協力活動を行った。

日韓連携活動の主要行事である「日韓 EC 推進協議会」を 10 月に函館市にて開催した。第 13 回目となるワークショップでは、日韓 Traceability 推進、電子政府、認証公証分野等での連携活動の提案発表、電子部品における日韓連携プロジェクト報告等が行われた。同時に開催された第 8 回日韓 EC 政策協議会、第 5 回日韓 EC 法律専門家ラウンドテーブルの開催支援活動も行った。翌 11 月には韓国ソウル市で開催された e-Biz Expo 2005 に参加した。Conference では、ECOM より派遣をした講演者が、日本の EC 市場状況、IC タグ活用事例、RFID 最新動向の講演等を行った。また、同時に開催された展示会に ECOM ブースを出展し、ECOM および日韓連携活動等の展示紹介を行った。これらの行事参加とともに、KCALS の協力により、韓国 RFID 関連企業視察および実証実験事例視察を行った。

台湾との連携として、12 月に台湾台北市にて開催された第 5 回日台電子商取引推進委員会共同会議への協力活動を行った。平成 18 年度は、同会議を日本にて開催予定であり、引き続き協力活動を行っていく。

来年度も引き続き海外機関との連携活動を密接に進めていく予定である。

表 1 〈国際連携活動グループ〉活動経過

時期	開催国 (都市)	活動内容
平成 17 年 4 月	中国 (北京)	第八回中国国際電子商取引大会 日中韓三国電子商取引協会会議 － EC 普及促進のための覚書締結
5 月	韓国 (ソウル)	日中韓国 RFID/Traceability フォーラム 2005
7 月	中国 (北京)	電子署名法経験交流フォーラム －日中韓電子商取引政策法律セ ミナー
10 月	日本 (函館)	日韓 EC 推進協議会ワークショップ － RFID 実証実験状況報告 －日韓 Traceability 推進 －電子政府
11 月	韓国 (ソウル)	e-Biz Expo 2005 (EC の更なる推進に向けて) －カンファレンス講演 － ECOM ブース出展 －電子タグ関係企業視察
平成 18 年 2 月	日本 (東京)	ECOM セミナー －海外最新動向 (EC 動向、電子政府、認証)

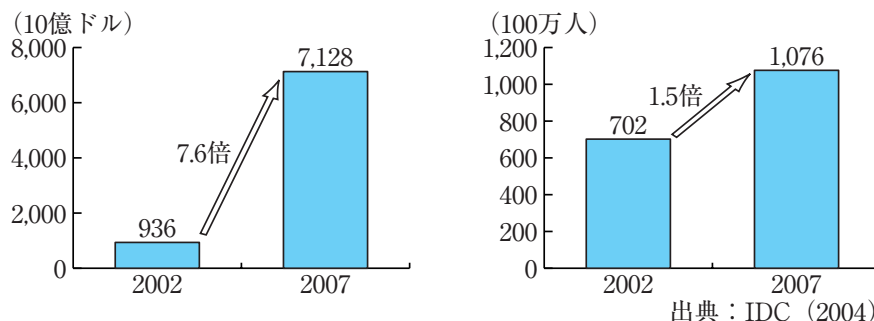


図1 世界のEC市場とインターネット人口

2. 海外EC推進状況調査

(1) 世界のEC市場動向

図1は、米調査会社IDC社が発表した世界のEC市場とインターネット人口規模の推移データである。EC市場規模は2002年の9,360億ドルから2007年の7兆1,280億ドルまで、約7.6倍に拡大すると予測している。ちなみに、2002年のインターネット利用者は7億200万人であり、2007年の推定利用者数が10億7,600万人なので、同期間で1.5倍強にしかっていないことになる。またGlobal Industry Analysts社（以下、GIA社）によると2007年には8兆7,816億ドル規模と推定している（図2参照）。

これらにより、2007年には、7兆～9兆ドル規模程度、2002年の8～9倍規模になると予測されている。

(2) 米国のEC市場動向

GIA社によれば、米国の2003年のEC全体の市場規模は7,334億ドルで、2008年には6兆589億ドルに達すると推定されている（図3参照）。

一方、2005年5月に米国商務省センサス局が発表したレポート“2003 E-commerce Multi-sector Report”によれば、2003年に米国でECによって取引された財・サービスの合計は1兆6,790億ドルであり、2002年の1兆5,100億ドルから11.2%拡大した。2003年の内訳を見ると、製造業におけるECが8,430億ドルで全体の50.2%を占め、ついで卸売業が7,300億ドルで43.5%、小売業が560億ドルで3.3%、サービス業が500億ドルで3.0%を占めている（図4参照）。

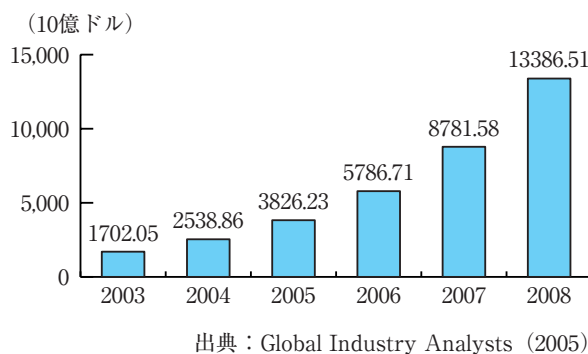


図2 世界のEC市場規模の推計・予測値

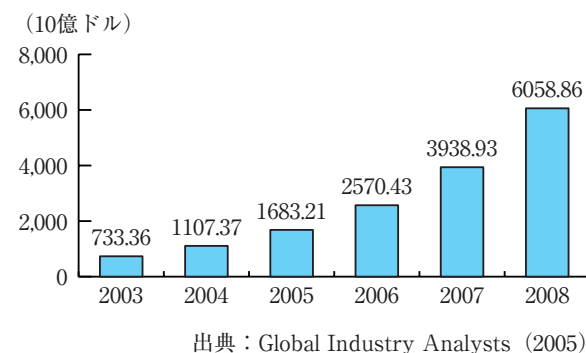
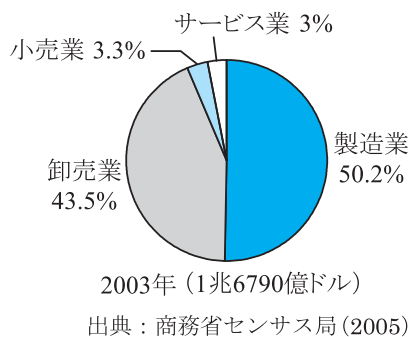
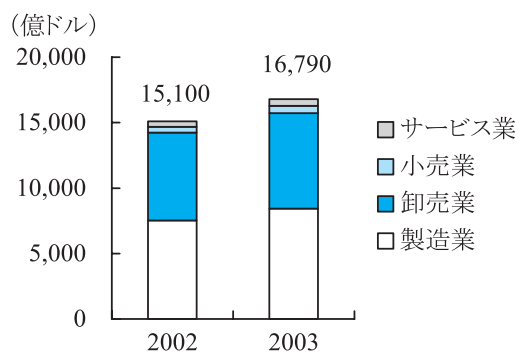
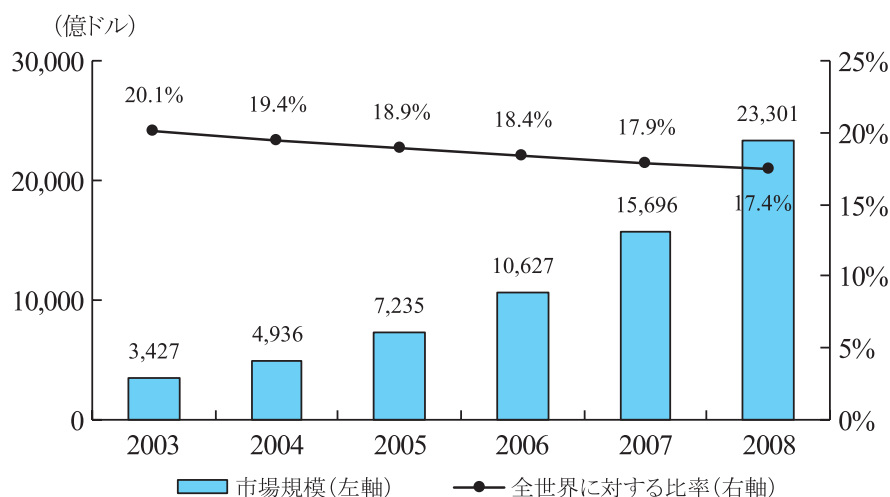
図3 米国のEC市場規模の推計・予測値
(2003～2008年)

図4 米国のEC市場規模 (2002年、2003年)

(3) アジアの EC 市場動向

アジア・太平洋地域の EC 市場は、今後大きく拡大すると予想されている。GIA 社によると、アジア・太平洋地域（日本を含む）における EC 全体の規模は、2003 年の 3,427 億ドルから 2008 年には 2 兆 3,301 億ドルへと拡大すると予測されている（図 5 参照）。この間の平均年間成長率（CAGR）は 44.8%である。なお、(1)

の同社データによれば、全世界の EC 市場規模は 2003 年には 1 兆 7,021 億ドル、2008 年には 13 兆 3,865 億ドルと推定されているので、アジア・太平洋地域（日本を含む）の占める割合は 2003 年の 20.1%から 2008 年の 17.4%へと低下することになる。これは、日本の EC の成長率が他の地域に比べて低いと推定されているためである。

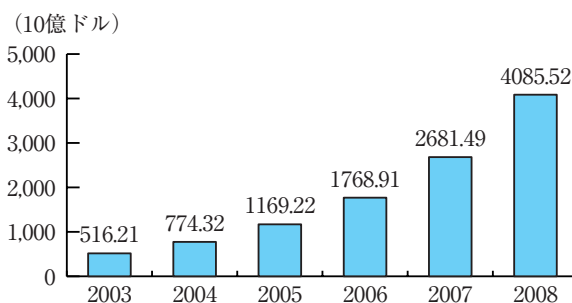


Global Industry Analysts 社のデータ（2005 年 10 月）を元に作成

図 5 アジア・太平洋地域（日本を含む）での EC 市場全体の規模（2003～2008 年）

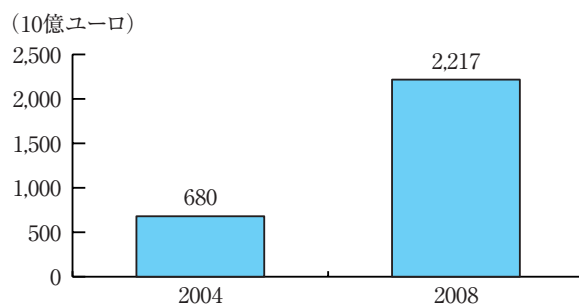
(4) 欧州の EC 市場動向

GIA 社によると、西欧地域における B2B と B2C を合わせた EC 市場全体の市場規模は、2003 年時点で 5,162 億ドル（2004 年末の対ドルレートで換算すると 3,815 億ユーロ）、2008 年では 4 兆 855 億ドル（同 3 兆 192 億ユーロ）と推定されている（図 6 参照）。一方、欧州 ICT 市場の調査を専門に扱う調査機関である EITO によれば、西欧諸国における EC 市場は 2004 年の 6,800 億ユーロから 2008 年には 2 兆 2,170 億ユーロへと成長すると推計している（図 7 参照）。両者を併せると、2008 年には 2004 年の 3～5 倍の成長と予測され、今後の動向により成長率が変わっていくと考えられる。



出典：Global Industry Analysts (2005)

図 6 西欧における EC 市場規模の推移（2003～2008 年）



出典：EITO (2005)

図 7 西欧の EC 市場規模（2004、2008 年）

3. 中国 EC 最新動向調査

2005 年、Yahoo のアリババへの 10 億ドル出資をはじめ外資の動きが目立った中国 EC 市場では EC を支えるインターネットの加入者が世界第二位に踊り出た 2002 年以降も年率 23 % 前

後と突出した勢いで伸び続け、2005 年末には 1 億 1 千万に達していると予測されている (表 2 参照)。

外資もその市場性に注目しはじめた中国電子商取引市場の動向を紹介する。

表 2 世界の主な国家におけるインターネットユーザー数

国	インターネットユーザー数(百万)		CARG (02～05)	2005 年 世界シェア	人口 2005 末 (百万)	インターネット 普及率
	2002 年	2005 末				
米国	162.1	210.1	9.0 %	21 %	296	71 %
中国	59.1	112.6	23.0 %	11 %	1,296	8 %
日本	53.0	79.8	14.6 %	8 %	128	62 %
ドイツ	34.5	48.5	12.0 %	5 %	83	58 %
イギリス	32.0	37.4	5.3 %	4 %	60	62 %
韓国	26.5	32.3	6.8 %	3 %	50	65 %
全世界	609.4	999.3	17.9 %	100 %	6,420	16 %

(出典) www.Internetworldstats.Com (2005 年 9 月 30 日)

(1) 中国の EC および B2B の市場規模

EC の市場規模については調査機関により違いはあるが上海の有力な調査会社 iResearch は表 3 に示すように 2001 年に 545 億元だった市場が年率 78 % と世界の平均を 15 % 近く上回る勢いで成長を続け 2007 年には 17,373 億元に達すると推計し、そのうち 97 % 以上を B2B が占めると予測している。B2B の比率が高いのは世界の趨勢と同じだが (日本は 2004 年度で B2B は 95 % を占める)、年間平均成長率が EC 全体のみならず B2B、B2C + C2C 夫々が世界の平均値を上回ると推計している。但し、B2B の全体に占める割合は、2007 年にかけて徐々に

97.1 % まで低下すると予測している。

(2) B2C の市場規模と主な動向

iResearch は中国の B2C (オークション、旅行関連を含む) と C2C の市場規模は、2007 年には 506 億元 (全体の 2.9 %) に拡大すると予測している。なかでもインターネットを使った商品のオンライン・ショッピング (ゲームなどのデジタル・コンテンツや旅行予約などのサービスを含まない) は 2007 年には 296 億元になると予想しており、2001 年から 6 年間の年間成長率 (CARG) は 144.1 % に達する (表 3 参照)。

表 3 世界および中国 2001～2007 年 B2B 市場シェアの変化

全世界 (\$10 億)	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	CARG
全部	450	800	1,600	2,700	4,300	6,200	8,800	64 %
B2B	440	760	1,500	2,500	4,000	5,800	8,300	63 %
B2C + C2C	10	40	100	200	300	400	500	92 %
B2B 比率 (%)	97.8	95.0	93.8	92.6	93.0	93.5	94.3	—
中国 (億元)	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年	CARG
全部	545	775	1,413	3,239	5,291	9,957	17,373	78 %
B2B	540	760	1,385	3,160	5,137	9,667	16,867	77 %
B2C+C2C	5	15	28	79	154	290	506	116 %
(内、オンラインショッピング)	1.4	6.4	17.0	45.0	87.6	164	296	144.1 %
B2B 比率 (%)	99.1	98.1	98.0	97.6	97.1	97.1	97.1	—

iResearch (2005) の推定

2004年のオンライン・ショッピング市場 45 億元を売上高別に分類すると、もっとも多いのがパソコンなどの IT 製品で、売上高は 24 億元、全体の 53.3 % を占める (図 8 参照)。IT 製品は単価が高いため売上額としては飛び抜けている。一方、購入品目を見ると書籍・音楽・映像と衣類などの家庭用品が中心になっている (図 9 参照)。売り手の側でも、書籍・音楽・映像や IT 製品、ギフト商品などを扱うショップやモールが多いことから、これらの商品が B2C の中心になっていると推測される。中国の

調査会社 Analysis International が 2004 年 12 月に発表したレポートによれば、2004 年時点の中国におけるオンライン・ショッピング経験者の属性は、72 % が男性で、30 歳未満が 81 % を占めている。現在のオンライン・ショッパーは若い男性に偏っているために書籍や IT 製品が中国 B2C 市場の中心だが、今後オンライン・ショッパーの属性が多様化するにつれて、B2C における商品カテゴリーも変化すると考えられる (図 10 参照)。

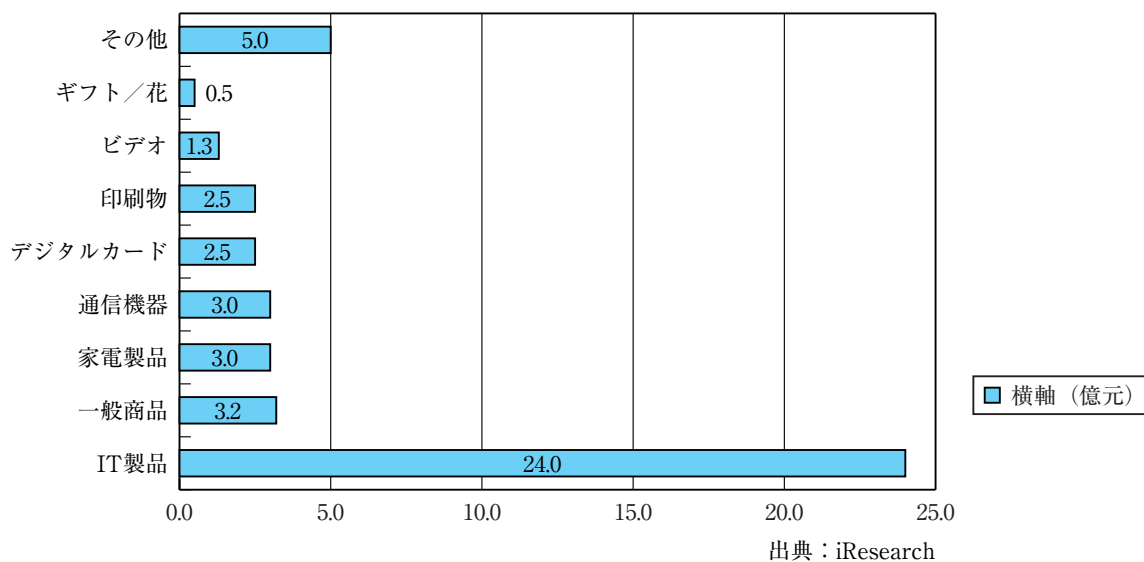


図 8 オンライン・ショッピング売上高の商品別内訳 (2004 年)

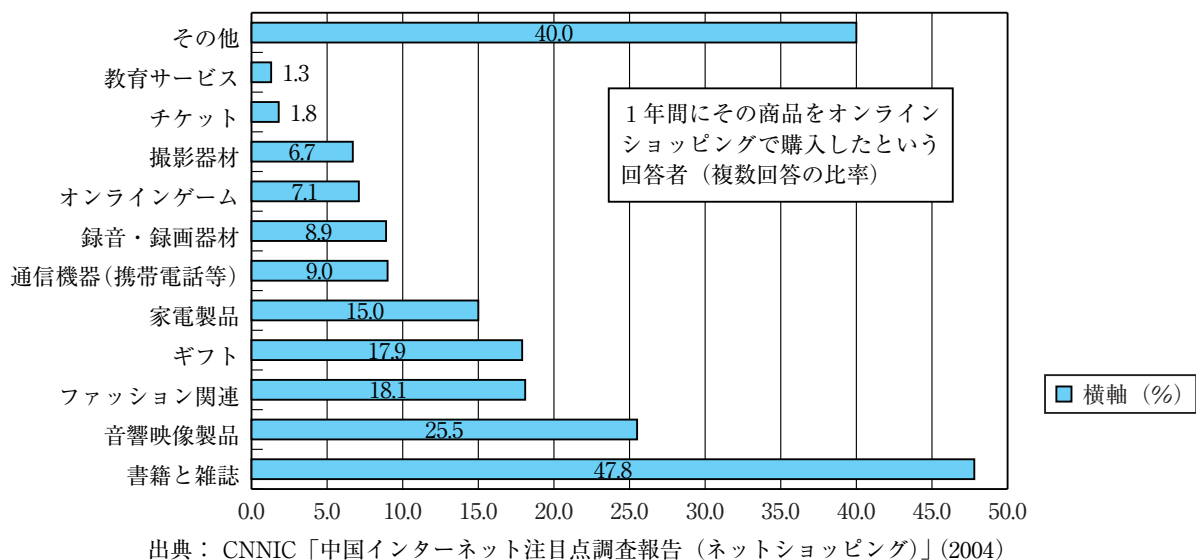


図 9 オンラインショッピング利用者の購入品目

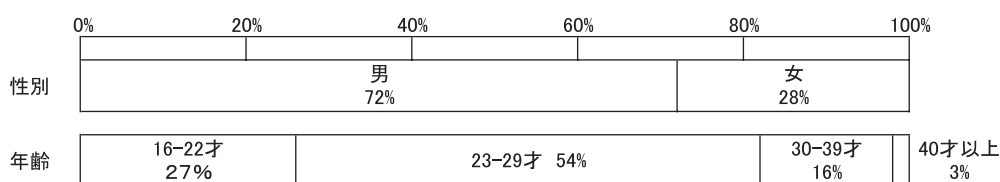


図 10 オンラインショッパーの属性

(3) オンライン・ショッピングの課題

iResearch 社の調査によると、中国のオンライン・ショッピングに関する課題としてもっとも多く指摘されているのが「商品の品質」である。これは、オンライン・ショッピングでは実際に商品を手にとってみる事が出来ないという万国共通の理由のほかに、ショップ自体の信頼性に関する問題も無視出来ないであろう。二番目に多いのは「タイムリーな配送」であり、倉庫における在庫管理や物流網の整備が課題となっていることが分かる。北京や上海など大都市では注文した商品が翌日に届くサービスも少なくないが、今後さまざまな地域で多様な商品がネット上で注文されるようになると、全国的な物流網のあり方も問題になるだろう。三番目の課題が「商品の説明」で四番目が「支払い方法」である。「セキュリティ」が課題だと感じているオンライン・ショッパーは 11.8 %で、

まだそれ程多いとは言えない。「価格」を課題と感じている利用者が少ないのは、中国の B2C の代表的な商品である書籍は安売り販売も可能であり、多くの B2C 事業者は利益よりもまず顧客を増やすことを優先させるために市販よりも安く商品を販売している場合が多いからだと考えられる（図 11 参照）。但し、この調査は一度でもオンライン・ショッピングを経験した人が対象で、オンライン・ショッピング未経験者が対象の調査では第 5 位のセキュリティの問題がトップになるという調査結果も存在する。

EC の健全な発展には取引の安全確保、与信システム、物流システム、支払いシステム、人材の育成等、環境の整備が大切である。中国では 2005 年 4 月電子署名法が施行され、昨年来、個人情報保護法制定の動きも報じられている。EC を廻る環境の整備を促進し、EC の健全なる発展を支える関連法規の整備が望まれる。

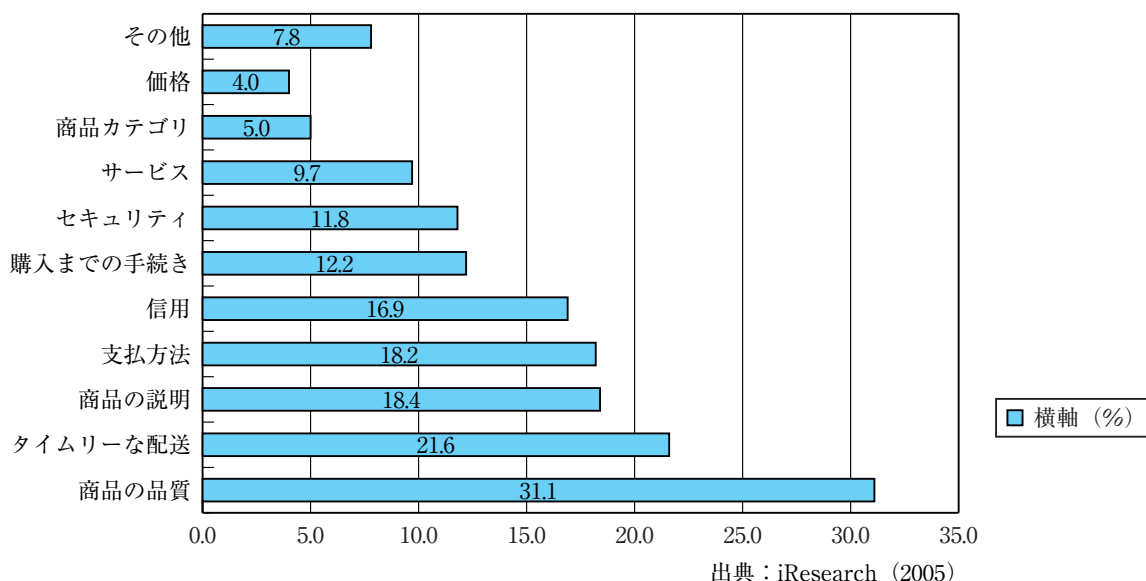


図 11 オンラインショッピングに関する課題（複数回答可）

普及・広報グループ

次世代電子商取引推進協議会 主席研究員 川嶋 一宏

Public Relations

活動概要

ECOM 普及・広報活動グループでは、次世代電子商取引推進協議会の活動内容を中心に、ECOM 会員等に対し、ECOM セミナー（エグゼクティブ特別セミナー、月例セミナー）、ECOM News、ECOM ホームページによる広報を行うと共に、各 WG の活動内容の紹介を関連機関等で行った。

活動成果（実施報告）

(1) ECOM フォーラム 2005

平成 17 年 6 月 9 日（木）、日本都市センターホテル（東京都千代田区平河町）において、「ECOM フォーラム 2005」を開催した。当日は、会員企業を中心に、延べ 400 名以上の参加をいただいた。午前は、次世代電子商取引推進協議会（ECOM）児玉幸治・顧問（財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）会長）による主催者挨拶に引き続き、経済産業省 商務情報政策局 加藤洋一・情報経済課長、および株式会社日立製作所 中島純三・理事 情報通信グループ COO より今後の ECOM 活動の基点となる基調

講演をいただいた。午後は、ECOM 主席研究員による平成 16 年度の成果発表を行った。

会場では、会員企業の提供による EC 関連製品カタログの展示・配布、平成 16 年度経済産業省電子タグ実証実験 7 プロジェクトの写真展示を行った。講演終了後に、情報交換会を実施した。表 1 に、講演プログラムを示す。

(2) エグゼクティブ特別セミナー

エグゼクティブ特別セミナーでは、ECOM の技術的な事業内容に必ずしも関係がないが、我々が知っておかなければいけないことをテーマとし、理事会員を対象とした講演会を 3 回開催した。表 2 に開催日程、演題、講師を示す。講演概要は ECOM News に掲載し、情報発信するとともに、詳細な講演録は ECOM ホームページ会員ページに掲載し、情報共有を図った。第 1 回は、「世界経済について」、「IT 革命の光と影」、「日本の貿易構造の激変」、「この国がどうなっていくのか」などをキーワードに、新産業の創造に向けて世界潮流と日本に関してご講演いただいた。また、第 2 回は、「世界主要国の生産性」、「低迷する

表 1 ECOM フォーラム 2005（平成 17 年 6 月 9 日開催）

午前の部

ECOM フォーラム 2005 挨拶・基調講演	
主催者挨拶	
次世代電子商取引推進協議会 顧問 財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）会長 児玉 幸治	
基調講演 1 「産業構造改革のための電子タグの普及戦略」	
経済産業省商務情報政策局 情報経済課 課長 加藤 洋一氏	
基調講演 2 ユビキタス情報社会の IT イノベーション ―つながる・ひろがる・かわる 2010 年―	
株式会社 日立製作所 理事 情報・通信グループ COO 中島 純三氏	

午後の部

IT 利活用、トレーサビリティ、標準化	電子政府、個人認証、個人情報保護、民間 ADR
B2B EC の最新動向とトピックス	電子政府のビジネス場面における利活用促進に向けたあり方
電子タグの利活用と今後の ECOM 活動 ー ECOM トレーサビリティグループの 04 年度の活動総括と 05 年度の活動概要ー	属性認証と個人情報保護
商品トレーサビリティを支える情報共有技術（ebXML）	個人情報保護法と取扱事業者の対応
アセアン各国における IC タグ（RFID）の活用可能性調査報告	EC 市場における民間 ADR（裁判外紛争解決）の役割 ー「ネットショッピング紛争の事例から」ー

表2 エグゼクティブ特別セミナー

回次	開催日時・場所／演題・講演者
第1回	平成17年9月14日(水) 10:00～12:00 霞ヶ関東京會館 ●世界潮流と日本 ～新産業の創造に向けて～ (株)三井物産戦略研究所所長 寺島 実郎氏
第2回	平成18年1月19日(木) 15:00～17:00 霞ヶ関東京會館 ●もっとアメリカに関心を持とう (株)富士通総研 専務取締役 根津 利三郎氏
第3回	平成18年3月1日(水) 15:30～17:00 霞ヶ関東京會館 ●情報社会学の提唱 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 代表 公文 俊平氏

日本の生産性」、「高い米国企業の収益性」「日本における企業法制度の変革」などをキーワードに、「日本と米国の経済比較」や「目に見えない知財などの体化」に関してご講演いただいた。第3回は、「情報社会とは何か：三つの視点」、「『資本』対『智本』」、「マクロ情報社会学の中心論点 三つの経験的『社会法則』」、「近代化日本のS字波と長波その突破」などをキーワードに、「近代化日本の流れ」や「来るべき『革命』」に関してご講演いただいた。詳細は ECOM News、ECOM ホームページ会員ページを参照されたい。

(3) 月例セミナー (ECOM セミナー)

平成17年度事業として月例セミナーを10回開催した。活動グループ別の開催回数は、電子タグ／トレーサビリティ特別部会関係が1回、安全・安心 EC 関係が5回、IT 利活用関係が2回、海外関係が1回、EC 全般が1回である。ECOM セミナーの講演基本パターンとしては、政策に関する講演、該当分野有識者の講演、ECOM 会員による活動に関する講演が中心である。また、本年度より、今後の ECOM 活動の参考にさせていただくために、これまでの ECOM 活動および EC の普及・推進に貢献された元 ECOM 主席研究員を講師として招き、現在の立場から自由なご意見をいただくオープンセミナーを開催した。実施したセミナーの開催日程、講演テーマ、申込者数、参加者数を表3に示す。平成

17年度の ECOM セミナーでは、延べ1084名の参加を頂いた。ご参加いただいた方に、①企画・運営および②講演の感想、③今後のテーマについてアンケートを実施した。回答率は60.7%(658件)であった。アンケートの結果は以下の通りである。

①企画・運営等全般的なご意見

セミナー全体の平均で、「大変よかった」19%、「よかった」62%、「どちらでもない」13%、「参考にならない」1%であった。「大変よかった」が高かったセミナーが、第5回31%、第2回25%、第7回23%であり、ECの光と影のようなセミナーに関心が集まった。

②講演の感想

全講演の平均で、「大変参考になった」28%、「よかった」55%、「どちらでもない」10%、「参考にならない」2%であった。非常に高い支持を得られたのが第4回「個人情報保護に関する官民の最新動向『松下電器における個人情報保護の取り組み』」52%、第8回「電子政府特集『ケベック州歳入省における電子税務申告の事例紹介』」47%、第2回「平成16年度 EC に関する実態・市場規模調査『BtoCの市場規模とその実態』」45%であり、ECOM 会員企業の活動事例や海外の成功事例に対する講演が好評であった。

③今後のテーマについて

電子タグ、安全・安心な EC、市場規模に関するテーマについての希望が多く、法律関係では、SOX 法等のセミナーを希望する声が多かった。

表3 ECOM セミナー実施概要

回次	開催日	開催テーマ	参加者数 (会員/全体)
1	平成17年5月17日	e・文書法と電子文書の長期保存と電子署名法の課題	159/180
2	7月12日	平成16年度 電子商取引に関する実態・市場規模調査	88/105
3	10月3日	電子タグの国際標準化動向と普及促進に関して	93/160
4	11月7日	個人情報保護に関する官民の最新動向	95/110
5	11月25日	消費者保護への取り組みと最近のネットワーク犯罪について	63/ 89
6	12月2日	オープンセミナー (ECOM-OB から見た、EC 関連の現状と課題を報告)	55/103
7	12月16日	e文書法への対応～長期保存フォーマット相互運用性テスト結果報告～	104/108
8	平成18年1月25日	電子政府特集	63/ 76
9	1月27日	個人情報保護法と属性認証	65/ 72
10	2月9日	海外最新動向	74/ 81

(4) ECOM News

ECOM News は ECOM 活動などをタイムリーに紹介する情報誌として、毎月月末に 12 回（述べ 151 ページ）発行した。表 4 に ECOM News のヘッドラインを示す。News 記事としては、企画部会報告、WG メンバー募集、ECOM セミナー報告、WG 活動報告などをリリースしてきた。News 記事は、インターネット環境が整備されてきたことから、従来よりも

掲載内容を増やし、いつでも、どこからでも、ECOM の活動内容が詳細に分かることを目標として、記事を掲載した。また、特別寄稿、エグゼクティブ特別セミナー報告などでは、EC 推進において知っておかなければならないことを記事とし、ECOM 会員に情報発信してきた。さらに、ECOM 主席研究員の横顔、離任・新任者の挨拶、事務局長便り、編集後記などで、ECOM 活動をより詳しく発信してきた。

表 4 ECOM News の掲載記事

発行月	主な掲載内容
平成 17 年 4 月 (No.1) P8	・ 2005 年 4 月 1 日 次世代電子商取引推進協議会 始動！ ・ 平成 17 年度 WG メンバー募集 ・ 第八回中国国際電子商取引大会参加と日中韓三国電子商取引協会会議開催 ・ 「ECOM フォーラム 2005」開催のお知らせ（2005.6.9 開催）
5 月 (No.2) P9	・ 企画部会報告 ・ 平成 17 年度 活動計画と WG 立ち上げ ・ 「第 1 回 ECOM セミナー 2005」講演録（2005.5.17 開催） ・ 平成 16 年度成果報告書の公開開始！
6 月 (No.3) P9	・ 「ECOM フォーラム 2005」の開催 ・ 企画部会報告 ・ 個人情報保護に関する Web 上での表記調査 ・ 「日中韓 RFID/Traceability フォーラム 2005」の開催
7 月 (No.4) P10	・ 理事会報告 ・ 「第 2 回 ECOM セミナー 2005」講演録 ・ 「EPC RFID FORUM」の開催 ・ カナダ・ケベック州「電子政府調査」報告、ISO/TC184/SC4 報告
8 月 (No.5) P14	・ 平成 17 年度 次世代 ECOM WG 活動 本格スタート！ ・ 平成 16 年度活動成果報告書（全文）の一般公開開始！、ECOM ホームページの拡充 ・ 「日中韓ビジネス連携フォーラム」報告 ・ 「2005 日中韓電子商取引政策法律セミナー」－電子署名法経験交流フォーラム－ ・ 「平成 17 年度経済産業省電子タグ実証実験事業」公募結果
9 月 (No.6) P9	・ 特別寄稿「韓国の e-Business 産業の現状と発展戦略」 ・ 「第 1 回 ECOM エグゼクティブ特別セミナー」講演概要 ・ 「第 3、4 回 ECOM セミナー 2005」開催のお知らせ ・ 「日韓 EC 推進協議会ワークショップ」開催のお知らせ
10 月 (No.7) P14	・ 「第 3 回 ECOM セミナー 2005」講演概要 ・ SCM における電子タグの利用と国際標準化動向 ・ 「日韓 EC 推進協議会」函館会議開催報告 ・ R & R 連携プロジェクトの進捗と R & R 連携・東京会議のご報告
11 月 (No.8) P14	・ 特別寄稿「米国における電子商取引に関する産学官連携の実態」 ・ 欧州における IT 化の状況（ドイツにおける PKI 等のセキュリティへの取り組み）報告 ・ 電子タグ／トレーサビリティ推進 WG、平成 17 年度電子タグ実証実験連絡会議報告 ・ 「第 4 回 ECOM セミナー 2005」講演概要、「e-Biz Expo 2005」報告 ・ ISO/TC184/SC4 国際会議 In 杭州参加、PDQ セミナー開催報告
12 月 (No.9) P16	・ 企画部会報告 ・ 「普及促進・社会受容性検討推進 WG」進捗報告 ・ 「第 5 回日台電子商取引推進委員会共同会議」参加報告 ・ 「第 5 回 ECOM セミナー 2005」、「第 6 回 ECOM セミナー 2005」講演概要 ・ 「退職手続きに係わるニーズ調査結果報告書」概要
平成 18 年 1 月 (No.10) P16	・ 特別寄稿「年頭のご挨拶」 ・ 「平成 17 年度電子タグ実証実験連絡会議」進捗報告 ・ 個人情報保護ガイドラインの改訂と最近のトラブル状況について ・ 「ebXML アジア委員会」活動状況 ・ 「第 7 回 ECOM セミナー 2005」講演概要
2 月 (No.11) P19	・ 企画部会報告～平成 18 年度事業計画の策定に向けて ・ 「国際間電子タグ利活用推進 WG」進捗報告 ・ 「第 2 回 ECOM エグゼクティブ特別セミナー 情報社会学の提唱」講演概要 ・ 「第 8 回 ECOM セミナー」「第 9 回 ECOM セミナー」講演概要 ・ 「電子タグ普及促進セミナー」報告 ・ 「コラボレーティブエンジニアリング WG」調査概要
3 月 (No.12) P13	・ 特別寄稿「IT 戦略とその推進の一翼をになう ECOM」 ・ 企画部会報告・理事会報告～平成 18 年度事業計画（案）が承認されました～ ・ ADR 実証実験プロジェクトの成果、意義、今後の展開 ・ ebXML Messaging Service Ver.3 (ebMS V1.3) の概要 ・ 「第 10 回 ECOM セミナー 海外最新動向」講演概要 ・ 「長期保存フォーマット普及セミナー 電子署名保存のしくみと実務 e 文書法への実践的対応」報告

(5) ECOM ホームページ (HP)

ECOM HP は ECOM 全体の情報発信基地として、What's New をはじめ、逐時更新を行い、常に最新の情報を提供するように心がけてきた。ECOM HP で発信してきた情報を表 5 にまとめる。定期的に発信してきたものとしては、ECOM News、ECOM セミナー案内・申込などがある。トピックスとしては、関係省庁、ECOM WG による報道発表なども最新情報としてリリースしてきた。また、成果報告書など、活動の成果を記した WG の活動成果報告書を旧 ECOM の知財として継承し掲載した。さらに関係団体のホームページのリンクも張り、EC 関連情報の日本のハブとなるべく情報を発信してきた。本年度より ECOM 会員ページを大幅に改訂し、利用者毎にログインできるようにすると共に、ECOM セミナーの資料、エグゼクティブ特別セミナーの詳細な講演録など、ECOM 会員へ優先した情報提供も行ってきた。会員ページでは、WG やテーマ毎の電子会議室を準備し、会員メンバーの情報交流、意見のまとめを支援した。更に ECOM カレンダーなど ECOM 活動を共に進めていく上でなくてはならない情報も掲示した。

(6) その他の活動

以上の活動のほかに、プレスリリース（経済産業省、ECOM-WG、JIPDEC 関係のプレスリリース支援）、取材支援（日本経済新聞、電波新聞、NHK、他）、ECOM 紹介（関係者、関連団体（随時）、e-Biz（韓国）展示支援（11/10-12））も行ってきた。

今後の予定（まとめ）

EC、電子タグ並びにトレーサビリティのポータルサイトとしてのホームページの運営の他、ECOM フォーラム、ECOM セミナー（月例）、エグゼクティブ特別セミナーを引き続き開催する。また、機関（広報）誌（News、Journal）の発行などを通じて、当協議会の活動内容、活動成果などを国内外に引き続き広く発信する。

表 5 ECOM ホームページ掲載内容

1. ホームページ（日本語サイト）	
What's New !（セミナー、ワークショップ、調査報告等のお知らせ）	
プレスリリース（ECOM 関連発表 6 件）	
ニュースレター（ECOM News No.1 - 12）	
ECOM セミナー（開催履歴を含むプログラム）	
成果報告書（平成 12 年度 - 平成 16 年度）	
調査レポート、EC イベント、やさしい EC、他	
当協議会について（設立趣旨、活動概要、会員紹介）	
2. グローバルゲート（英語サイト）	
What's New !（海外版）	
ECOM News、Press Release	
WG Annual Reports、Research Reports	
3. 会員（専用）ページ	登録者数：296 名（2006.3.31 現在）
What's New !（会員向け News（講演録等の掲載お知らせ））	
ECOM カレンダー（ECOM 活動（WG、TF などを含むスケジュール））	
ECOM セミナー・フォーラム（講演資料、講演録）	
電子会議室、ECOM 会員 ID（発行サイト）、会員所手続き	
4. ECOM ADR（ネットショッピング相談室）Site	（ADR-WG 掲示）
相談室とは、相談方法、よくあるトラブル、など	
Blog（相談現場から）	

巻末資料

アクションカレンダー.....	66
会員名簿.....	70
関係者名簿.....	72

アクションカレンダー

2005 年

● 2005 年 3 月

- 3 月 24 日(木) 新 ECOM 設立総会
新 ECOM 第 1 回理事会

● 2005 年 4 月

- 4 月 1 日(金) 次世代電子商取引推進協議会 始動
- 4 月 26 日(火) 第 1 回企画部会

● 2005 年 5 月

- 5 月 13 日(金) 第 2 回企画部会
- 5 月 17 日(火) 第 1 回 ECOM セミナー
- 5 月 27 日(金) IT 利活用 WG (市場規模調査打ち合わせ)

● 2005 年 6 月

- 6 月 9 日(木) ECOM フォーラム 2005 開催
- 6 月 22 日(水) 第 1 回セキュリティ WG (SWG1-1、SWG2-1)
- 6 月 23 日(木) 第 3 回企画部会
企画部会 勉強会-1

● 2005 年 7 月

- 7 月 6 日(水) 第 2 回セキュリティ WG (SWG1-2、SWG2-2)
- 7 月 7 日(木) 第 1 回情報セキュリティ懇話会
- 7 月 12 日(火) 第 2 回 ECOM セミナー
- 7 月 13 日(水) 日中韓ビジネス連携フォーラム (電子政府・ビジネス連携 WG)
〈東アジア国際ビジネス支援センターとの共同開催〉
- 7 月 19 日(火) 企画部会 勉強会-2
- 7 月 20 日(水) 第 1 回個人情報保護 WG
- 7 月 21 日(木) 第 1 回電子政府・ビジネス連携 WG
- 7 月 27 日(水) セキュリティ WG (SWG1-3、SWG2-3)

● 2005 年 8 月

- 8 月 5 日(金) 第 1 回普及促進・社会受容性検討推進 WG
- 8 月 9 日(火) 第 1 回実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG
- 8 月 24 日(水) 第 1 回情報共有技術推進 WG
- 8 月 25 日(木) 第 1 回電子タグ／トレーサビリティ推進 WG
第 2 回電子政府・ビジネス連携 WG
- 8 月 29 日(月) 第 2 回個人情報保護 WG

● 2005 年 9 月

- 9 月 1 日(木) 普及促進・社会受容性検討推進 WG_TF1-1
- 9 月 2 日(金) 第 1 回 IT 利活用 WG
- 9 月 6 日(火) 第 1 回 ebXML による次世代 EDI 促進 WG
- 9 月 7 日(水) 普及促進・社会受容性検討推進 WG_TF3-1
- 9 月 8 日(木) 普及促進・社会受容性検討推進 WG_TF2-1
- 9 月 9 日(金) 企画部会 勉強会-3
- 9 月 12 日(月) 第 1 回経済産業省電子タグ実証実験連絡会議
- 9 月 13 日(火) 第 1 回国際間電子タグ利活用推進 WG
- 9 月 14 日(水) 第 1 回 ECOM エグゼクティブ特別セミナー
セキュリティ WG (SWG1-4、SWG2-4)
- 9 月 22 日(木) 普及促進・社会受容性検討推進 WG_TF3-2
第 2 回情報共有技術推進 WG
- 9 月 26 日(月) 第 3 回個人情報保護 WG
電子政府・ビジネス連携 WG SWG1-1
- 9 月 27 日(火) 電子政府・ビジネス連携 WG SWG2-1
セキュリティ WG SWG2-5 (文書フォーマット TF、PDF/A TF)
- 9 月 29 日(木) 普及促進・社会受容性検討推進 WG (TF1-2、TF2-2)
- 9 月 30 日(金) 電子タグ／トレーサビリティ推進 WG 分析 TF
第 3 回電子政府・ビジネス連携 WG

● 2005 年 10 月

- 10 月 3 日(月) 第 3 回 ECOM セミナー
- 10 月 4 日(火) 第 2 回実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG
- 10 月 5 日(水) セキュリティ WG SWG1-5
セキュリティ WG SWG2-6 相互接続実験説明会
- 10 月 6 日(木) 第 2 回 電子タグ／トレーサビリティ推進 WG
- 10 月 7 日(金) 企画部会 勉強会-4
第 2 回 国際間電子タグ利活用推進 WG
- 10 月 13 日(木) 第 2 回 ebXML による次世代 EDI 促進 WG
- 10 月 14 日(金) 普及促進・社会受容性検討推進 WG_TF3-3
- 10 月 18 日(火) 日韓 EC 推進協議会 函館会議 (2005/10/18 - 2005/10/22)
普及促進・社会受容性検討推進 WG_TF1-3
- 10 月 19 日(水) 普及促進・社会受容性検討推進 WG TF2-3
- 10 月 24 日(月) 電子政府・ビジネス連携 WG SWG2-2
- 10 月 25 日(火) 第 2 回情報セキュリティ懇話会
電子政府・ビジネス連携 WG SWG1-2
- 10 月 26 日(水) 国際間電子タグ利活用推進 WG TF-1
第 2 回セキュリティ WG (SWG1-6、SWG2-7)
- 10 月 27 日(木) セキュリティ WG SWG1-6
- 10 月 28 日(金) 第 2 回普及促進・社会受容性検討推進 WG

凡例表記

〈協力開催行事〉 英文：国際関係
SWGx-n、TFx-n：x (グループ名)、n (開催回次)

略号表記

WG：ワーキンググループ
SWG：サブワーキンググループ、TF：タスクフォース
普及促進・社会受容性検討推進 WG
TF1：プライバシー保護技術・ノウハウ検討
TF2：消費者啓発基盤検討
TF3：消費者啓発 HP 検討
セキュリティ WG
SWG1：電子署名認証 SWG
SWG2：長期署名保存フォーマット普及 SWG
電子政府・ビジネス連携 WG
SWG1：退職手続検討 SWG
SWG2：電子税務申告普及 SWG

● 2005 年 11 月

- 11 月 1 日(火) 第 4 回電子政府・ビジネス連携 WG
- 11 月 2 日(水) 第 2 回 IT 利活用 WG
- 11 月 7 日(月) 第 4 回 ECOM セミナー
- 11 月 8 日(火) 電子政府・ビジネス連携 WG SWG2-3
- 11 月 9 日(水) 普及促進・社会受容性検討推進 WG TF3-4
- 11 月 10 日(木) 普及促進・社会受容性検討推進 WG TF1-4
- 11 月 10 日(木) 第 4 回個人情報保護 WG
- 11 月 14 日(月) 電子政府・ビジネス連携 WG SWG1-3
- 11 月 15 日(火) 普及促進・社会受容性検討推進 WG TF2-4
第 3 回 ebXML による次世代 EDI 促進 WG
- 11 月 16 日(水) セキュリティ WG SWG1-7
第 3 回実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG
- 11 月 17 日(木) 第 3 回情報共有技術推進 WG
- 11 月 18 日(金) 第 2 回経済産業省電子タグ実証実験連絡会議
- 11 月 22 日(火) 国際間電子タグ利活用推進 WG TF-2
- 11 月 25 日(金) 第 5 回 ECOM セミナー
- 11 月 28 日(月) 第 3 回情報セキュリティ懇話会
電子政府・ビジネス連携 WG SWG2-4
- 11 月 30 日(水) 第 4 回企画部会 (小松製作所 栗津工場)

● 2005 年 12 月

- 12 月 2 日(金) 第 6 回 ECOM セミナー
- 12 月 6 日(火) 第 5 回電子政府・ビジネス連携 WG
- 12 月 7 日(水) セキュリティ WG SWG2-8
- 12 月 8 日(木) セキュリティ WG SWG1-8
- 12 月 9 日(金) 普及促進・社会受容性検討推進 WG TF1-5 & TF2-5
- 12 月 13 日(火) 普及促進・社会受容性検討推進 WG TF3-5
- 12 月 15 日(木) 第 3 回電子タグ／トレーサビリティ推進 WG
- 12 月 16 日(金) 第 3 回国際間電子タグ利活用推進 WG
- 12 月 16 日(金) 第 7 回 ECOM セミナー
第 3 回普及促進・社会受容性検討推進 WG
- 12 月 19 日(月) 電子政府・ビジネス連携 WG SWG2-5
第 5 回個人情報保護 WG
- 12 月 21 日(水) 企画部会 勉強会-5
- 12 月 22 日(木) 第 3 回経済産業省電子タグ実証実験連絡会議



2006 年

● 2006 年 1 月

- 1 月 6 日(金) 電子タグ／トレーサビリティ推進 WG 製品ライフサイクル TF
- 1 月 10 日(火) 第 4 回 ebXML による次世代 EDI 促進 WG
- 1 月 12 日(木) 第 3 回 IT 利活用 WG
- 1 月 13 日(金) 第 4 回実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG
- 1 月 18 日(水) セキュリティ WG SWG1-9
- 1 月 18 日(水) 普及促進・社会受容性検討推進 WG TF3-6
- 1 月 19 日(木) 第 2 回エグゼクティブ特別セミナー
- 1 月 23 日(月) 第 4 回普及促進・社会受容性検討推進 WG
- 1 月 25 日(水) 第 8 回 ECOM セミナー
- 1 月 26 日(木) 第 9 回 ECOM セミナー
- 1 月 31 日(火) 第 6 回個人情報保護 WG
- 1 月 31 日(火) <電子タグ普及促進セミナー (札幌)>

● 2006 年 2 月

- 2 月 1 日(水) 第 4 回電子タグ／トレーサビリティ推進 WG
- 2 月 3 日(金) 第 4 回情報セキュリティ懇話会
- 2 月 7 日(火) <電子タグ普及促進セミナー (名古屋)>
- 2 月 9 日(木) 第 10 回 ECOM セミナー
- 2 月 9 日(木) 第 4 回国際電子タグ利活用推進 WG
- 2 月 10 日(金) <電子タグ普及促進セミナー (福岡)>
- 第 4 回 IT 利活用 WG
- 2 月 15 日(水) 第 4 回経済産業省電子タグ実証実験連絡会議
- 2 月 21 日(火) 第 4 回情報共有技術推進 WG
- 2 月 22 日(水) 電子タグ／トレーサビリティ推進 WG 製品ライフサイクル TF
- 2 月 23 日(木) 第 6 回企画部会
- 2 月 24 日(金) 第 5 回 ebXML による次世代 EDI 促進 WG
- 長期保存フォーマット普及セミナー (セキュリティ WG)
- 2 月 27 日(月) 第 5 回普及促進・社会受容性検討推進 WG 会議
- 2 月 28 日(火) 第 7 回個人情報保護 WG

● 2006 年 3 月

- 3 月 1 日(水) 第 3 回エグゼクティブ特別セミナー
- 第 5 回電子タグ／トレーサビリティ推進 WG
- 3 月 3 日(金) 第 5 回実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG
- 3 月 6 日(月) 第 7 回企画部会
- 3 月 8 日(水) 第 5 回情報セキュリティ懇話会
- 3 月 9 日(木) 第 5 回情報共有技術推進 WG
- 3 月 20 日(月) 第 5 回国際間電子タグ利活用推進 WG
- 3 月 22 日(水) 第 5 回経済産業省電子タグ実証実験連絡会議
- 第 6 回電子政府・ビジネス連携 WG
- 3 月 27 日(月) 第 1 回電子タグ実証実験ワークショップ
- オンライン利用促進のための行動計画 (案) に対するパブリックコメント提出
- (電子政府・ビジネス連携 WG)
- 3 月 28 日(火) 第 2 回理事会
- 3 月 29 日(水) 第 3 回セキュリティ WG (SWG1-10、SWG2-9)

次世代電子商取引推進協議会 会員名簿

(177 社、平成 18 年 3 月 31 日現在)

ECOM は会員の皆様にご協力いただいております会費を基本に運営しております。
ここに、皆様のご支援に厚く御礼申し上げます。

●理事会員 (24 社) 【年会費 300 万円】

伊藤ハム(株)	東京電力(株)	富士通(株)
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	(株)東芝	富士電機ホールディングス(株)
沖電気工業(株)	トヨタ自動車(株)	松下電器産業(株)
花王(株)	(社)日本自動車工業会	(株)みずほコーポレート銀行
グローバルフレンドシップ(株)	日本電気(株)	みずほ情報総研(株)
(株)小松製作所	日本ユニシス(株)	(株)三井物産戦略研究所
大日本印刷(株)	(株)野村総合研究所	(株)三菱総合研究所
(株)デンソーウェーブ	(株)日立製作所	三菱電機(株)

●正会員 A (54 社) 【年会費 70 万円】

アールエフ・レボリューション(株)	シヤチハタ(株)	日本ユニシス情報システム(株)
(株)アイアイジェイテクノロジー	新日鉄ソリューションズ(株)	(株)阪急百貨店
(株)アイネス	スターリングコマース(株)	(株)PFU
アクセンチュア(株)	セコム(株)	東日本電信電話(株)
アコム(株)	中部電力(株)	(株)日立情報システムズ
(株)アルゴ 21	(株)帝国データバンク	日立ソフトウェアエンジニアリング(株)
(株)インターネットイニシアティブ	(株)データ・アプリケーション	富士ゼロックス(株)
(株)インテック	(株)デジタルチェック	(株)富士通総研
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	(株)テプコシステムズ	富士電機情報サービス(株)
エヌ・ティ・ティ・コムウェア(株)	電気事業連合会	マイクロソフト(株)
(株)エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所	東芝ソリューション(株)	マイティカード(株)
花王インフォネットワーク(株)	東北電力(株)	マスターカード・インタナショナル・ジャパン・インク
(株)KDDI	凸版印刷(株)	三菱商事(株)
(財)建設業振興基金	日本アイ・ビー・エム(株)	三菱電機情報ネットワーク(株)
(株)シー・アイ・シー	日本オラクル(株)	(株)三菱東京 UFJ 銀行
(株)CSK システムズ	(財)日本建設情報総合センター	(株)メイテツコム
JFE システムズ(株)	(社)日本鉄鋼連盟	
(株)ジェーシービー	日本電子計算機(株)	
(株)システムコンサルタント	日本電信電話(株)	

●正会員 B (97 社)【年会費 20 万円】

アール・エス・ユー・セキュリティ(株)	(株)情報通信総合研究所	(株)日本総合研究所
e-MRO (株)	鈴与商事(株)	日本データカード(株)
伊藤忠商事(株)	住商情報システム(株)	(株)日本電機工業会
伊藤忠テクノサイエンス(株)	住友信託銀行(株)	(財)日本品質保証機構
(株)インテリジェントウェイブ	セイコーインスツル(株)	日本ベリサイン(株)
(株)SRA	セイコーエプソン(株)	農林中央金庫
(株)エヌ・ティ・ティ・ロジスコ	セイコープレジジョン(株)	(株)ハイパーギア
NEC エンジニアリング(株)	セコム情報システム(株)	パシフィックシステム(株)
(株)NEC 情報システムズ	(株)セントラルファイナンス	日立ビジネスソリューション(株)
NEC ネクサソリューションズ(株)	(株)ソニーファイナンスインターナショナル	(株)ビック東海
(株)NHK コンピューターサービス	ソフトイングローバル(株)	ファナック(株)
(株)エネルギア・コミュニケーションズ	ソラン(株)	(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン
(株)オーエムシーカード	(株)損害保険ジャパン	富士写真フイルム(株)
(株)オージス総研	大日本インキ化学工業(株)	(株)富士通ソーシャルサイエンスラボラトリ
沖縄電力(株)	中国電力(株)	(株)富士通ソフトウェアテクノロジーズ
(株)オネスト	(株)中電シーティアイ	(株)富士通ビジネスシステム
(株)オリエントコーポレーション	蝶理情報システム(株)	(株)富士通北陸システムズ
カシオ計算機(株)	TIS (株)	プラネット物流(株)
韓国電子去来協會	(株)ディーシーカード	(株)プロコムインターナショナル
関西電力(株)	(株)ディノス	北陸電力(株)
関電システムソリューションズ(株)	電子商取引安全技術研究組合	北海道電力(株)
九州電力(株)	(株)電通国際情報サービス	(株)マック
(株)構造計画研究所	東京海上日動リスクコンサルティング(株)	三菱電機インフォメーションシステムズ(株)
コモタ(株)	東京電電工業(株)	ヤマトシステム開発(株)
佐川急便(株)	東芝情報システム(株)	UFJ ニコス(株)
佐川コンピューター・システム(株)	東芝テック(株)	ユーシーカード(株)
(株)さくらケーシーエス	東芝ファイナンス(株)	(株)リーガル
サン・マイクロシステムズ(株)	日本インターシステムズ(株)	(株)リコー
三洋電機(株)	日本原子力発電(株)	(株)菱化システム
四国電力(株)	日本興亜損害保険(株)	旅行電子商取引促進機構
(株)資生堂	(株)日本航空宇宙工業会	ロイター・ジャパン(株)
シャープ(株)	(株)日本自動車部品工業会	
(株)ジャルカード	有限責任中間法人日本出版インフラセンター	

●特別会員 (2 社)

- (財)日本情報処理開発協会
- (財)流通システム開発センター

次世代電子商取引推進協議会 関係者名簿 (平成 17 年度)

(順不同・敬称略)

〈理事会〉

役 職	氏 名	社 名	会社役職
会 長	後藤 卓也	花王株式会社	取締役会会長
副会長	金井 務	株式会社日立製作所	相談役
理 事	秋草 直之	富士通株式会社	代表取締役会長
	上石 和信	株式会社デンソーウェーブ	代表取締役社長
	井下 雄右	株式会社三菱総合研究所	常務取締役
	伊藤 正視	伊藤ハム株式会社	代表取締役社長
	井上 孝	財団法人流通システム開発センター	専務理事
	岡村 正	株式会社東芝	取締役会長
	柏木 直哉	日本ユニシス株式会社	代表取締役常務執行役員
	桂 靖雄	松下電器産業株式会社	常務役員 東京支社長
	金杉 明信	日本電気株式会社	取締役 執行役員社長
	北島 義俊	大日本印刷株式会社	代表取締役社長
	沢 邦彦	富士電機ホールディングス株式会社	代表取締役社長
	張 富士夫	トヨタ自動車株式会社	取締役副会長
	寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所	代表取締役所長
	名尾 良泰	社団法人日本自動車工業会	副会長
	野路 國夫	株式会社小松製作所	取締役 専務執行役員
	野間口 有	三菱電機株式会社	執行役社長
	浜口 友一	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	代表取締役社長
	藤沼 彰久	株式会社野村総合研究所	代表取締役社長
	藤本 孝	東京電力株式会社	常務取締役
	前田 裕	沖電気工業株式会社	専務取締役
	三平 圭祐	財団法人日本情報処理開発協会	専務理事
	保倉 豊	グローバルフレンドシップ株式会社	代表取締役社長
	吉本 和彦	みずほ情報総研株式会社	専務取締役
監 事	齋藤 宏	株式会社みずほコーポレート銀行	取締役頭取
顧 問	児玉 幸治	財団法人日本情報処理開発協会	会長

〈企画部会〉

佐藤 昭和 (部会長)	花王株式会社	市川 清一	日本電気株式会社
白川 幸博 (副部会長)	株式会社日立製作所	反町 克彦	日本ユニシス株式会社
笠巻 哲昭	伊藤ハム株式会社	東山 茂樹	株式会社野村総合研究所
新開伊知郎	株式会社 NTT データ	河野 誠	富士通株式会社
平岩 信明	沖電気工業株式会社	福本 武也	富士電機ホールディングス株式会社
保倉 豊	グローバルフレンドシップ株式会社	合原英次郎	松下電器産業株式会社
柴田 義秀 (~H17.12)	株式会社小松製作所	杉江 誠	株式会社みずほコーポレート銀行
石井 忠晴 (H18.1~)	株式会社小松製作所	片桐 守雅	みずほ情報総研株式会社
久保田靖夫	大日本印刷株式会社	田中 春彦	株式会社三井物産戦略研究所
大森 智史	株式会社デンソーウェーブ	磯部 悦男	株式会社三菱総合研究所
竹内 信吾	東京電力株式会社	戸叶 秀晴	三菱電機株式会社
坂本 享夫	株式会社東芝	鈴木 茂樹	財団法人日本情報処理開発協会
有村 一郎	トヨタ自動車株式会社	深田 陸雄	財団法人流通システム開発センター
犬養 久嗣	社団法人日本自動車工業会		

〈電子タグ／トレーサビリティ特別部会〉

電子タグ／トレーサビリティ推進 WG

浅野正一郎 (主査)	情報・システム研究機構国立情報学研究所	森下 将浩	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社
木滑 哲哉	アールエフ・レボリューション株式会社	島崎 善嗣	富士通株式会社
黒田 和之	アクセントチュア株式会社	石井 隆幸	富士電機ホールディングス株式会社
藤並 彰	株式会社インターネットイニシアティブ	坂井 一博	富士電機ホールディングス株式会社
齋藤 毅	株式会社 NTT データ	阿部 達也	マイティカード株式会社
後藤 啓一	株式会社 NTT データ	楠木 規央	松下電器産業株式会社
綱川 敏弘	花王インフォネットワーク株式会社	井上 幸俊	松下電器産業株式会社
入内嶋洋一	KDDI 株式会社	山本 夏樹	松下電器産業株式会社
柿花 芳仁	株式会社小松製作所	紀伊 智顕	みずほ情報総研株式会社
森田 浩司	株式会社 CSK システムズ	及川 忠良	みずほ情報総研株式会社
湯川 栄治	株式会社 CSK システムズ	鈴木 士郎	株式会社三井物産戦略研究所
吉原 清文	株式会社 CSK システムズ	関口 和洋	株式会社三菱総合研究所
久保田哲也	大日本印刷株式会社	近藤 英夫	三菱電機株式会社
沼田 幹	大日本印刷株式会社	高橋 毅	社団法人日本自動認識システム協会
錦織 聡一	株式会社帝国データバンク	吉岡 稔弘	株式会社 AI 総研 (ISO/IEC/JTC1/SC31/WG2 議長)
寺浦 信之	株式会社デンソーウェーブ	梅嶋 真樹	慶應義塾大学 ID ビジネスラボ (Auto-ID ラボ)
赤塚 元	凸版印刷株式会社	宮原 大和	財団法人流通システム開発センター
浅井 信宏	日本アイ・ビー・エム株式会社	永井 祥一	株式会社講談社 (日本出版インフラセンター)
高島 秀紀	日本アイ・ビー・エム株式会社	西田 雅一	株式会社三越 (日本百貨店協会)
佐藤 一郎	社団法人日本鉄鋼連盟	上浦 明	財団法人家電製品協会
大山 裕	日本電気株式会社	吉村 和夫	財団法人日本アパレル協会
山本 英朗	日本電信電話株式会社	赤塚祐一郎	社団法人日本レコード協会
西谷 正弘	株式会社阪急百貨店	矢野 晴一	社団法人電子情報技術産業協会
松浦 孝俊	株式会社日立情報システムズ	田代 信光	日本出版インフラセンター事務局
荻原 正樹	株式会社日立製作所	西山 雅子	日本出版インフラセンター事務局
角田 浩一	株式会社日立製作所		
谷口 洋司	株式会社日立製作所	小林 秀司	経済産業省
豊村 信也	株式会社日立製作所	福留 康和	経済産業省
坂本 浩一	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社	森田 和敏	経済産業省

平成 16 年度電子タグ実証実験ワークショップ

鳥取 猛志	アールエフ・レボリューション株式会社	角田 浩一	株式会社日立製作所
大津 繁樹	株式会社アイアイジェイテクノロジー	森下 将浩	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社
佐藤 千晶	株式会社 NTT データ	坂本 浩一	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社
平岩 信明	沖電気工業株式会社	阿部 達也	マイティカード株式会社
浦野 邦子	株式会社小松製作所	片岡 晃	松下電器産業株式会社
湯川 栄治	株式会社 CSK システムズ	楠木 規央	松下電器産業株式会社
佐能 克明	JFE システムズ株式会社	紀伊 智顕	みずほ情報総研株式会社
西田 真	大日本印刷株式会社	御手洗正夫	株式会社三井物産戦略研究所
久保田哲也	大日本印刷株式会社	吉田 幹夫	三菱電機株式会社
大山 裕	日本電気株式会社		

普及促進・社会受容性検討推進 WG

合原英次郎 (主査)	松下電器産業株式会社	玉田 竜一	富士電機アドバンステクノロジー株式会社
松本 恒雄 (顧問)	一橋大学大学院	高橋 衛	株式会社三菱総合研究所
上野 正俊	アールエフ・レボリューション株式会社	岩間 研二	三菱電機株式会社
堀 孝光	NTT コミュニケーションズ株式会社	芋生 信一	三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社
嶋崎 佳史	KDDI 株式会社	原田 由里	財団法人日本消費者協会
川崎 誠一	大日本印刷株式会社	阿南 久	日本生活協同組合連合会
寺浦 信之	株式会社デンソーウェーブ	藤井 喜継	日本生活協同組合連合会
祝 壮吉	東京電力株式会社	内匠 康博	旅行電子商取引促進機構
宮下 正	株式会社東芝		
荒木 吉雄	日本アイ・ビー・エム株式会社	小林 秀司	経済産業省
木下 真吾	日本電信電話株式会社	福留 康和	経済産業省
小林 雄一	株式会社日立製作所	森田 和敏	経済産業省

国際間電子タグ利活用推進 WG

國領 二郎 (主査)	慶應義塾大学	御手洗正夫	株式会社三井物産戦略研究所
大津 繁樹	株式会社アイアイジェイテクノロジー	関口 和洋	株式会社三菱総合研究所
齋藤 毅	株式会社 NTT データ	瀬楽 丈夫	株式会社三菱総合研究所
舘 幸江	株式会社 NTT データ	吉岡 稔弘	株式会社 AI 総研 (ISO/IEC/JTC1/SC31/WG2 議長)
伊藤 憲朗	大日本印刷株式会社	小橋 一夫	社団法人電子情報技術産業協会
藤野 裕司	株式会社データ・アプリケーション	鈴木 博之	東芝物流株式会社
宮下 正	株式会社東芝		
中川 仁克	凸版印刷株式会社	小林 秀司	経済産業省
松川 信也	株式会社日立製作所	福留 康和	経済産業省
宮澤 哲也	富士通株式会社	森田 和敏	経済産業省
遠藤 博充	富士電機ホールディングス株式会社		

<EC 安全・安心グループ>

個人情報保護 WG

保倉 豊	グローバルフレンドシップ株式会社	岩間 研二	三菱電機株式会社
榎木 浩典	株式会社小松製作所	山本 富夫	三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社
川西 和典	株式会社デジタルチェック	長浜 隆次	三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社
足立 和朗	電気事業連合会	岡田 潤之	三菱電機インフォメーションテクノロジー株式会社
西久保 祥	電気事業連合会	堀部 政男	中央大学
祝 壮吉	東京電力株式会社	鈴木 正朝	新潟大学
森田 一平	トヨタ自動車株式会社	新保 史生	筑波大学
脇田 正敏	トヨタ自動車株式会社	牧山 嘉道	TMI 総合法律事務所
荒木 吉雄	日本アイ・ビー・エム株式会社	土井 悦生	オリック東京法律事務所
成田 順子	日本アイ・ビー・エム株式会社	合原英次郎	松下電器産業株式会社
西岡 信佳	株式会社日立情報システムズ	鈴木 靖	株式会社シーピーデザインコンサルティング
佐藤美香子	富士電機情報サービス株式会社	藤田 素康	リコー・ヒューマン・クリエイティブ株式会社
行木 直之	マイクロソフト株式会社	岩田 修	株式会社オフィスイワタ
石神 芳文	マイクロソフト株式会社	富永 卓椰	有限会社アドバンス・ティ
吉川 義幸	マスターカード・インタナショナル・ジャパン・インク		
東山 治郎	松下電器産業株式会社	齋藤 雄一	経済産業省
山本 茂	松下電器産業株式会社	太田 克良	経済産業省

セキュリティ WG / 電子署名認証 SWG

江幡 太	株式会社インターネットイニシアティブ	祝 壮吉	東京電力株式会社
高塚 肇	NTT コミュニケーションズ株式会社	小郷 育弘	東芝ソリューション株式会社
林 良一	NTT コミュニケーションズ株式会社	後藤 真一	社団法人日本鉄鋼連盟
中林 武文	NTT コミュニケーションズ株式会社	政本 廣志	日本電信電話株式会社
出本 浩	株式会社 NTT データ	寺田 透	富士通株式会社
榎本 尚	花王インフォネットワーク株式会社	松山 博美	富士通株式会社
森岡 竜司	株式会社小松製作所	日向 一人	富士電機ホールディングス株式会社
松本 泰	セコム株式会社	牧 徳達	みずほ情報総研株式会社
漆畠 賢二	セコム株式会社	千葉 昌幸	株式会社三菱総合研究所
長島 健一	大日本印刷株式会社	佐伯 正夫	三菱電機株式会社
伊藤 正剛	株式会社帝国データバンク	坂上 勉	三菱電機株式会社
浜田 誓	電気事業連合会	競 康諮	株式会社三菱東京 UFJ 銀行

セキュリティ WG / 長期署名保存フォーマット普及 SWG

出本 浩	株式会社 NTT データ	谷川 嘉伸	株式会社日立製作所
保倉 豊	グローバルフレンドシップ株式会社	溝上 卓也	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社
漆畠 賢二	セコム株式会社	時得 克司	富士ゼロックス株式会社
佐藤 雅史	セコム株式会社	小谷 誠剛	富士通株式会社
和田 宗樹	株式会社帝国データバンク	斎藤 幹男	富士電機ホールディングス株式会社
石原 達也	東芝ソリューション株式会社	北島 郁夫	松下電器産業株式会社
木村 道弘	日本電気株式会社	木沢 誠	松下電器産業株式会社
後藤 淳	日本電気株式会社	宮崎 一哉	三菱電機株式会社
政本 廣志	日本電信電話株式会社	土手 祐典	三菱電機株式会社
大窪 伸幸	株式会社 PFU	西谷 研次	株式会社三菱東京 UFJ 銀行

セキュリティ WG / 情報セキュリティ懇話会

保倉 豊 (座長)	グローバルフレンドシップ株式会社	小松田敏二	三菱電機情報ネットワーク株式会社
高塚 肇	NTT コミュニケーションズ株式会社	山本 富夫	三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社
小山 寛	NTT コミュニケーションズ株式会社	小松 尚久	早稲田大学
田畑 健一	株式会社小松製作所	森田 昌宏	東京理科大学
浅野 敬	株式会社帝国データバンク	服部 成太	服部弁護士事務所
高橋 和博	株式会社テブコシステムズ	垣内 伯之	財団法人日本情報処理開発協会
足立 和朗	電気事業連合会	馬場 達也	NPO 日本ネットワークセキュリティ協会
阪本 剛	電気事業連合会	蛭間 久季	日本ネットワークセキュリティ協会
祝 壮吉	東京電力株式会社	村田 篤紀	ソフィア総合研究所
平野 芳行	日本電気株式会社	A.ゲルマン	テュフラインランドジャパン
溝上 卓也	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社		
佐藤美香子	富士電機情報サービス株式会社	岡本 成男	総務省
合原英次郎	松下電器産業株式会社	南 英生	経済産業省
隆島 省吾	みずほ情報総研株式会社	金井 秀紀	経済産業省

<IT 利活用グループ>

IT 利活用 WG

岡野 孝信	アコム株式会社	諸星 光宏	日本電子計算機株式会社
堀 孝光	NTT コミュニケーションズ株式会社	鈴木 正秀	株式会社プラネット
飯塚 和幸	株式会社 NTT データ経営研究所	山田 茂	松下電器産業株式会社
田村 直樹	株式会社 NTT データ経営研究所	臼井 正明	みずほ情報総研株式会社
前田 強	大日本印刷株式会社	岩井 直樹	電気事業連合会
浅海 輝一	株式会社帝国データバンク	木下 克己	社団法人日本鉄鋼連盟
川西 和典	株式会社デジタルチェック		
近野 雅樹	株式会社データ・アプリケーション	山崎 隆弘	経済産業省
木村 甲治	株式会社テブコシステムズ	小林 秀司	経済産業省
木村 和己	東京電力株式会社		

電子政府・ビジネス連携 WG

高橋 邦聡	アクセンチュア株式会社	松山 博美	富士通株式会社
中谷 幸俊	アクセンチュア株式会社	若林 克実	富士通株式会社
栗田 昌之	アコム株式会社	和田 一秀	富士電機ホールディングス株式会社
飯塚 泰光	株式会社インターネットイニシアティブ	村上 文洋	株式会社三菱総合研究所
牧野 兼明	株式会社 NTT データ	中村 秀治	株式会社三菱総合研究所
田中 雅人	株式会社 NTT データ	渡邊 忠和	株式会社三菱東京 UFJ 銀行
今井 雅文	沖電気工業株式会社	盛武 隆	日本行政書士会連合会
保倉 豊	グローバルフレンドシップ株式会社	齋藤 聡	東京税理士会
高都 勝己	東芝ソリューション株式会社	谷口 誠	東京税理士会
高橋 巖	日本アイ・ビー・エム株式会社	岩崎 善徳	株式会社アイティ・セック
仙波 大輔	日本アイ・ビー・エム株式会社	出間由里子	共同印刷株式会社
依田 透	日本電気株式会社	西村 毅	日本ヒューレットパッカード株式会社
泉 邦昌	日本ユニシス株式会社	鈴木 達	日本ヒューレットパッカード株式会社
酒井美智子	株式会社日立製作所	鈴木 真治	日立公共システムエンジニアリング株式会社
小林 秀幹	株式会社日立製作所		

〈技術基盤整備グループ〉

情報共有技術推進 WG

大久保秀典 (主査)	武蔵工業大学	山田 茂	松下電器産業株式会社
黛 崇	株式会社アルゴ 21	堀内 一	東京国際大学
遠城 秀和	株式会社 NTT データ	森田 勝弘	県立広島大学
辻本 昌弘	大日本印刷株式会社	坂本 真人	財団法人流通システム開発センター
佐藤 東哉	JFE システムズ株式会社	鬼頭 吉雄	財団法人港湾空間高度化環境研究センター
鈴木 俊宏	日本オラクル株式会社	磯部 猛也	株式会社建設技術研究所
中垣 俊平	日本電気株式会社	武山 一史	鉄道情報システム株式会社
辻原 志朗	日本電気株式会社	大林 正晴	株式会社管理工学研究所
大沼 保夫	日本ユニシス株式会社	長瀬 嘉秀	株式会社テクノロジックアート
江藤 篤	日本ユニシス情報システム株式会社	梶原 智	株式会社エス・エフ・アイ
万仲 豊	東芝ソリューション株式会社	安達 辰巳	NEC システムテクノロジー株式会社
小池 博	株式会社日立製作所		
松川 信也	株式会社日立製作所	小林 秀司	経済産業省

ebXML による次世代 EDI 促進 WG

成田 雅彦 (主査)	富士通株式会社	斉藤 幸則	富士電機ホールディングス株式会社
黛 崇	株式会社アルゴ 21	森田 勝弘	県立広島大学
東 保行	花王インフォネットワーク株式会社	大久保秀典	武蔵工業大学
鈴木 俊宏	日本オラクル株式会社	坂本 真人	財団法人流通システム開発センター
齋藤 勉	日本電気株式会社	梶原 智	株式会社エス・エフ・アイ
島村 栄	日本電気株式会社	細田 直正	NEC ソフト株式会社
大沼 保夫	日本ユニシス株式会社	大林 正晴	株式会社管理工学研究所
桐原 重喜	株式会社日立製作所	長瀬 嘉秀	株式会社テクノロジックアート
小池 博	株式会社日立製作所	武山 一史	鉄道情報システム株式会社
藤井 慶三	株式会社日立製作所		
岩佐 和典	富士通株式会社	小林 秀司	経済産業省
笠井 利一	富士通株式会社		

実用的な B2B-EC フレームワークの研究・普及推進 WG

斉藤 幸則 (主査)	富士電機ホールディングス株式会社	小林 洋	日本 GCI 推進協議会
小林 俊夫	株式会社アルゴ 21	松本 康裕	社団法人日本電気計測器工業会
大澤 健夫	株式会社データ・アプリケーション	上野 圭輔	石油化学工業協会
大沼 保夫	日本ユニシス株式会社	川内 晟宏	共通 XML/EDI 実用化推進協議会
田中 俊憲	株式会社日立情報システムズ	大久保秀典	EDI 推進協議会 (JEDIC)
小林 直人	富士電機情報サービス株式会社	桑山 義明	OCP 総合研究所
佐藤 邦久	マイクロソフト株式会社	重 清文	独立行政法人中小企業基盤整備機構
荻野 欣也	三菱電機株式会社		
坂本 真人	財団法人流通システム開発センター	青田 優子	経済産業省
矢野 晴一	社団法人電子情報技術産業協会	柴田 広志	経済産業省

〈事務局〉

所 長	竹田原昇司				
事務局 長	濱中 栄治				
事務局次長	片岡 幸一				
主席研究員	安達 和夫	石川 靖文	江口 正裕	川嶋 一宏	川松 和成
	菅又 久直	孫 炳憲	武本 真智	田盛 正人	東野 正明
	福永 康人	藤田 正和	前田 陽二	松本 孝純	武藤 治夫
	若泉 和彦				
総務・経理	石川 典子				

〈ネットショッピング紛争相談室 (ADR)〉

主席研究員	石井 善樹	沢田登志子			
研究員 (相談員)	原田 由里	君山 潤子	小松 康子	権田 紀子	大野 暁子
研究員	富永 高史				

〈協力〉 財団法人日本情報処理開発協会 電子商取引推進センター 第一事業部

主席研究員	調 敏行	鈴木 勝	吉岡 新一
研究員	神酒絵里子		

ECOM Journal 2006

平成18年5月発行

発行人 次世代電子商取引推進協議会 事務局

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号 機械振興会館3階

TEL : 03-3436-7500 (代表)

FAX : 03-3436-7570

E-mail : nextinfo@ecom.jp

URL : <http://www.ecom.jp/>

本誌記事・図表等の無断引用・転載を禁じます。

本誌は再生紙を使用しています。



Next Generation Electronic Commerce Promotion Council of Japan